

平成 26 年度 事業者説明会資料

平成27年3月25日(水)
富山県厚生部障害福祉課
富山県厚生部健康課

目 次

※厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料（平成 27 年 3 月 6 日）からの抜粋

【企画課】

平成 27 年度障害保健福祉部予算案について ······	1
障害者総合支援法の施行後 3 年を目途とした見直しについて ······	2
障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて ······	3

【障害福祉課】

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定等について ······	5
障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について ······	6 3
障害者の就労支援の推進等について ······	6 4
訪問系サービスについて ······	7 0

【地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室】

計画相談支援・障害児相談支援の充実等について ······	7 6
障害者虐待防止対策について ······	8 0
障害者の地域生活への移行等について ······	8 2
障害児支援について ······	8 9

【精神・障害保健課】

長期入院精神障害者の地域移行の推進について ······	9 2
------------------------------	-----

【心の健康支援室】

精神障害者保健福祉手帳について ······	9 6
------------------------	-----

●厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料（平成 27 年 3 月 6 日）は、厚生労働省のホームページに掲載されています

【掲載先アドレス】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushih/kaigi_shiryou/index.html

1 平成27年度障害保健福祉部予算案について

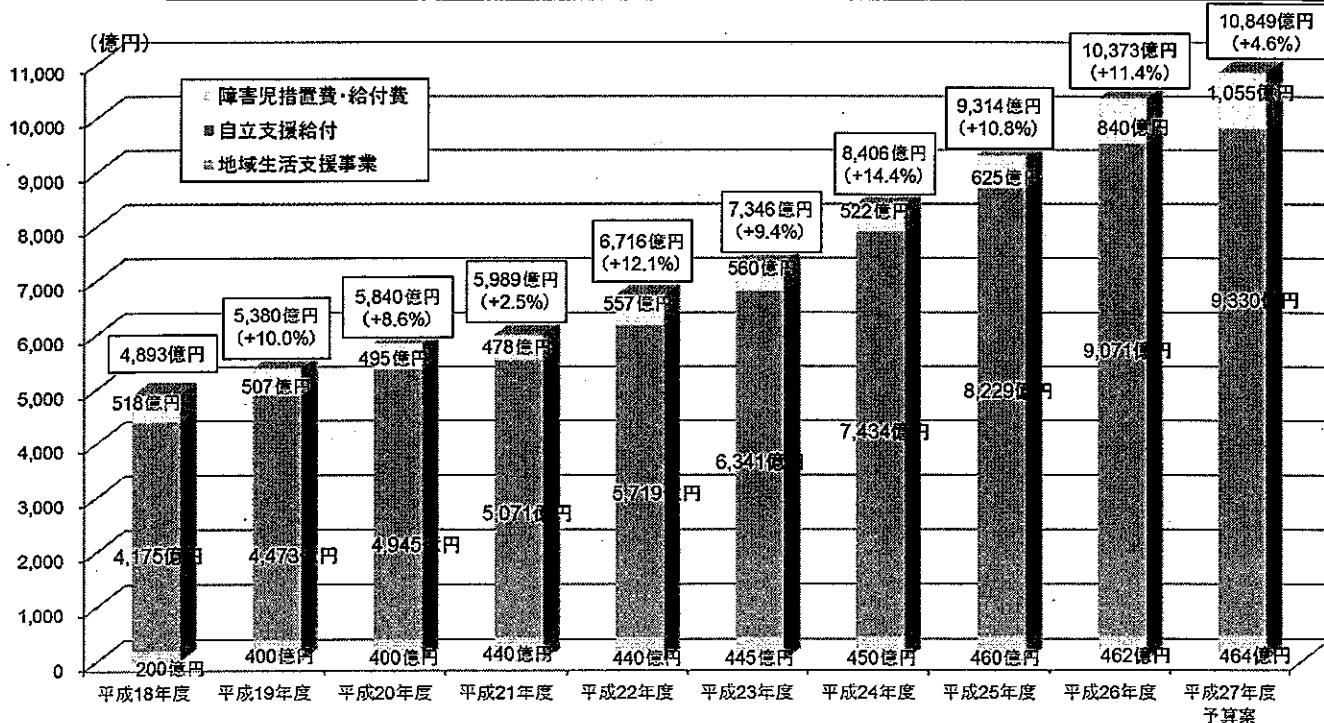
◆予算額 (26年度予算額)	(27年度予算案)
1兆5,019億円	1兆5,495億円(対前年度+476億円、+3.2%) (うち復興特会) 26億円
◆障害福祉サービス関係費(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費)	
(26年度予算額)	(27年度予算案)
1兆373億円	1兆849億円(対前年度+476億円、+4.6%)

【主な施策】

■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進	(対前年度増▲減額)
① 良質な障害福祉サービス等の確保	9,330億円 (+259億円)
② 地域における障害児支援の推進	1,120億円 (+223億円)
③ 地域生活支援事業の着実な実施	464億円 (+2億円)
新規 ④ 障害者の地域生活支援のための拠点等整備	0.3億円
一部新規 ⑤ 障害者への就労支援の推進	10.9億円 (±0億円) 等
■ 障害者の社会参加の推進	
① 障害者自立支援機器の開発の促進	1億円 (▲0.5億円)
② 文化芸術活動の支援の推進	1.3億円 (±0億円) 等
■ 障害福祉サービスの提供体制の整備(施設整備費)	26億円 (▲4億円) ※補正予算 80億円
■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	
一部新規 ○ 長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進	1.3億円 (+0.2億円) 等
■ 自殺・うつ病対策の推進	
○ 自殺対策に取り組む民間団体への支援	1.3億円 (±0億円) 等
■ 薬物などの依存症対策の推進	
一部新規 ○ 認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及等	1億円 (+0.6億円)
■ 東日本大震災からの復興への支援	
① 障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費【復興特会】	6.7億円 (▲1.3億円)
② 被災地心のケア支援体制の整備【復興特会】	16億円 (▲2億円) 等

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1)平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2)平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3)平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

2 障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて

平成25年4月1日から施行されている障害者総合支援法の附則第3条においては、施行後3年を目途とした見直しを検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、とされているところ。

具体的な検討事項としては、同条において

- ・常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ・障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ・障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ・手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ・精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

が、あげられている。

これを受け、昨年12月から有識者を構成員とする障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループを開催している。ワーキンググループにおいては、4月を目途に論点整理を行い、その後、これらの論点について、社会保障審議会障害者部会で検討を行うこととしている。

検討結果によっては、制度改正等の対応を行っていくこととなることから、検討状況については、隨時、情報提供を行うこととしているので、ご協力方よろしくお願いしたい。

5 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて

平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法においては、障害者の定義に難病等を追加し、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できることとなった。

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）については、難病の患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、「障害者総合支援法対象疾病検討会」において疾病の要件及び対象疾病的検討を行い、第一次対象疾病がこれまでの 130 疾病から 151 疾病に拡大したところ（平成 27 年 1 月 1 日施行）。

第二次対象疾病については、今後の指定難病の検討等を踏まえ、引き続き障害者総合支援法対象疾病検討会において検討し、平成 27 年夏から秋頃を目途に施行を予定している。

直近（平成 26 年 10 月）のサービス利用実績では、実人数で 1,080 人（平成 25 年 4 月：156 人）と増加傾向となっているが、今後も対象となる方が必要な障害福祉サービス等を受けることのできるよう、対象疾病が拡大したことなど制度の周知に加え、障害者手帳に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応をお願いしたい。

また、医療担当部局と連携し、障害者手帳が取得できない場合でも障害者総合支援法の対象疾病に該当すれば障害福祉サービス等を受給できることなどの基本的な制度について医療機関へ周知することや、都道府県労働局・ハローワークと連携した就労支援等、部局間の連携についてお願いしたい。

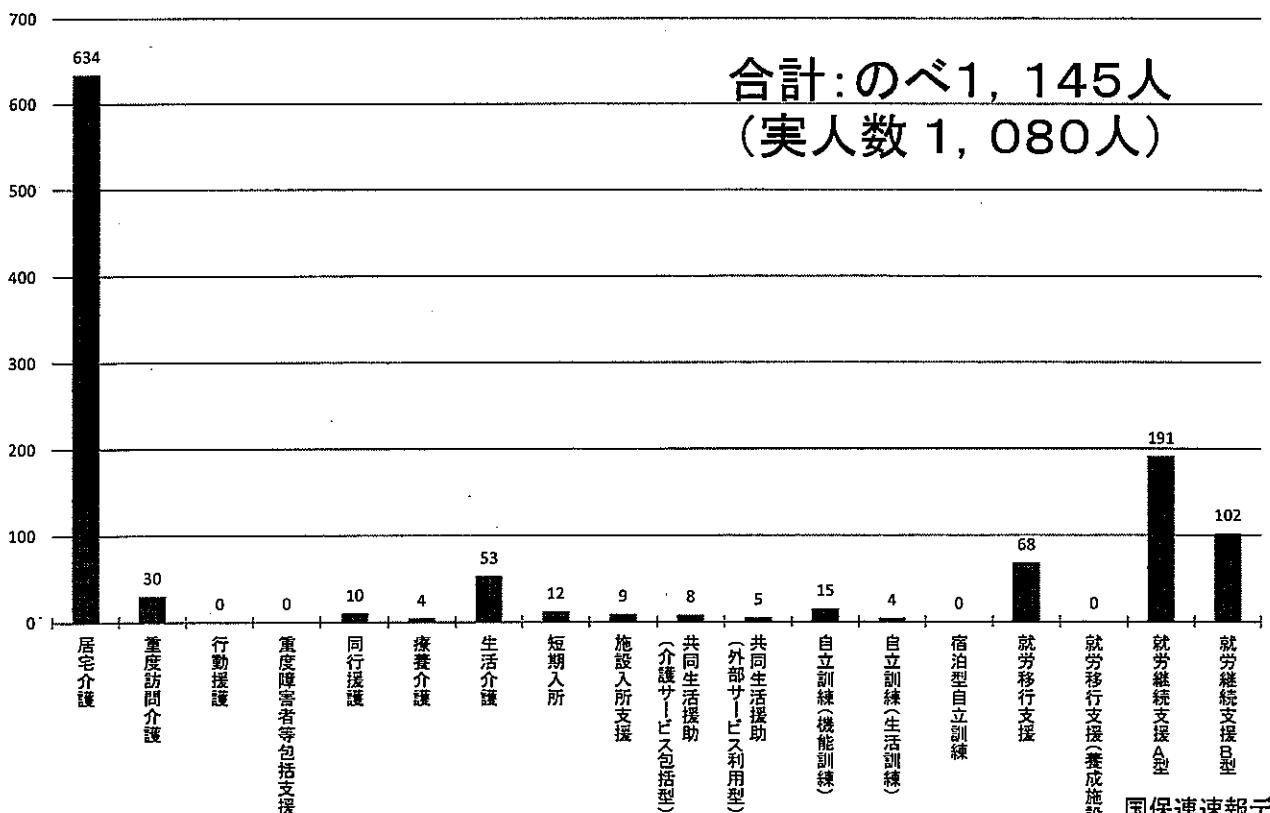
平成27年1月からの障害者総合支援法の対象疾患一覧（151疾患）（別紙）

1 IgA腎症	39 頭微鏡的多発血管炎	77 正常圧水頭症	115 瘢痕性線維症
2 亜急性硬化性全脳炎	40 硬化性萎縮性舌禰	78 成人スチール病	116 パーキンソン病
3 アジソン病	41 好酸球性筋膜炎	79 成長ホルモン分泌亢進症	117 バージャー病
4 アミロイドーシス	42 好酸球性消化管炎	80 脊髄空洞症	118 脊髄膜閉塞症／肺毛細血管腫症
5 ウリリッヒ病	43 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	81 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	119 肺動脈性肺高血圧症
6 HTLV-1関連脊髄症	44 後継筋膜化症	82 脊髓性筋萎縮症	120 肺胞低換気症候群
7 ADH分泌異常症	45 甲状腺ホルモン不応症	83 全身型若年性特発性関節炎	121 バッド・キアリ症候群
8 遷位型ミオパチー	46 拘束型心筋症	84 全身性エリテマトーデス	122 ハンチントン病
9 黄色初帶骨化症	47 広範性脊柱管狭窄症	85 先天性QT延長症候群	123 汗発性特発性骨壊死症
10 滅済性大腸炎	48 抗リン脂質抗体症候群	86 先天性魚鱗様紅斑症	124 肥大型心筋症
11 下垂体前葉機能低下症	49 ヨステロ症候群	87 先天性筋無力症候群	125 ビタミンD依存症二型
12 加齢性黄斑変性症	50 骨髓異形成症候群	88 先天性副腎低形成症	126 非典型溶血性尿毒症症候群
13 肝外門脈閉塞症	51 骨髓線維症	89 先天性副腎皮質酵素欠損症	127 皮膚筋炎／多発性筋炎
14 関節リウマチ	52 コナトロビン分泌亢進症	90 大脳皮質基底核変性症	128 ひまん性汎細管管支炎
15 肝内結石症	53 混合型結合組織病	91 高安動脈炎	129 肥満低換気症候群
16 偽性低アルドステロン症	54 再生不良性貧血	92 多系統萎縮症	130 表皮水疱症
17 偽性副甲状腺機能低下症	55 再発性多発軟骨炎	93 多発血管炎性内芽腫症	131 フィッシュヤー症候群
18 球脊髄性筋萎縮症	56 サルコイドーシス	94 多発性硬化症／視神經脊髄炎	132 封入体筋炎
19 急速進行性球脊髄炎	57 シェーグレン症候群	95 多発性囊胞腎	133 フラク症候群
20 強皮症	58 CEC症候群	96 退発性内リンパ水腫	134 ブリオン病
21 巨細胞性動脈炎	59 色素性乾皮症	97 フラク症候群	135 PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
22 巨膀胱短小結腸腸管運動不全症	60 自己貪食空腹性ミオパチー	98 中毒性表皮壞死症	136 ベスレムニオパチー
23 ホラン・パレ症候群	61 自己免疫性肝炎	99 囊胞神経節細胞腫少症	137 ベーチェット病
24 筋萎縮性側索硬化症	62 自己免疫性溶血性貧血	100 TSH受容体異常症	138 ベルオキシゾーム病
25 クッキング病	63 視神經症	101 TSH分泌亢進症	139 発作性夜間ヘモグロビン尿症
26 クリオビリシン関連周期性歎息症候群	64 若年性肺気腫	102 TNF受容体関連周期性症候群	140 実生不妊性多発性発育不全症候群／多型性ヒューロバチ
27 グルココルチコイド抵抗症	65 ジカルコニウムマリー・ドウース病	103 天疱瘡	141 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
28 クロウ・陳疾症候群	66 肝症筋無力症	104 特発性扩张型心筋症	142 慢性膀胱炎
29 クローン病	67 ショウワルソウ・インバリ症候群	105 特発性間質性肺炎	143 慢性特発性偽性筋膜閉塞症
30 絲節性硬化症	68 神経過食症	106 特発性基底核石灰化症	144 ミトコンドリア病
31 結節性多発動脈炎	69 神経食欲不振症	107 特発性血小板減少性紫斑病	145 メニエール病
32 血栓性血小板減少性紫斑病	70 神経線維肥厚症	108 特発性血栓症	146 網膜色素変性症
33 原発性アルドステロン症	71 神経有棘赤血球症	109 特発性大脳骨頭瘤死症	147 石やちや病
34 原発性硬化性胆管炎	72 進行性肝上性麻痺	110 特発性門脈圧亢進症	148 ライソノーム病
35 原発性高脂血症	73 進行性骨化性線維形成異常症	111 特発性両側性疼痛難聴	149 ランゲルハンス細胞組織球症
36 原発性側索硬化症	74 進行性多発性白質脳症	112 突発性難聴	150 リンバ脈管筋腫症
37 原発性胆汁性肝硬変	75 スティーワンス・ジョンソン症候群	113 難治性不プロセザ症候群	151 リビンジングタインシティ症候群
38 原発性免疫不全症候群	76 スモン	114 腸胞性乾渴	

新たに対象となる疾患

白抜き：対象に変更はないが
すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。
疾患名が変更されたもの

難病患者等の障害福祉サービス利用状況 (平成26年10月)



国保連速報データ

1 平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定等について

(1) 平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬の改定については、平成 27 年 1 月 11 日の厚生労働大臣と財務大臣との折衝を経て、全体の改定率は±0% とされ、月額 +1.2 万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を始めとしたサービスの充実を行うとともに、収支状況や事業所規模等に応じ、メリハリを付けた対応が求められた。

この間の報酬改定の検討については、厚生労働大臣政務官を主査とする「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を平成 26 年 6 月に立ち上げ、アドバイザーとして有識者の参画を得ながら、公開の場で検討を重ね、上記の折衝の状況等を踏まえつつ、平成 27 年 2 月 12 日の第 15 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」をとりまとめたところである。

とりまとめに当たっては、「福祉・介護職員の処遇改善」、「障害児・者の地域移行・地域生活の支援」及び「サービスの適正な実施等」の 3 つの基本的な考え方のもと、個別の改定項目を盛り込んだところである。【関連資料①（3 頁～53 頁）】

(2) 平成 27 年度報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

現在、改定の内容に係るパブリックコメントを実施しているところであり、報酬告示（平成 18 年告示第 523 号他）の改正については、3 月中旬～下旬を予定している。

また、関係通知や Q & A については、今後、新たに設けられた加算の運用方法等を検討の上、3 月下旬を目途に発出する予定であるので、各都道府県市におかれましては、あらかじめご了知いただきとともに、管内市区町村や関係団体等への情報提供方よろしくお願いする。【関連資料②（54 頁）】

(3) 各種加算等の届出時期について

障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、通常、4 月から加算等の算定を開始する場合は 3 月 15 日までに各都道府県知事等へ届出を行うこととなるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響を考慮して、4 月中に届出がなされた新規の加算等については、4 月からの算定が可能な取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県において柔軟な設定を行って差し支えない。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについては、別途、事務連絡（平成 27 年 2 月 13 日付）のとおり。

(4) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の実施について

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が、確実に職員の処遇改善に繋がっているか等を検証するため、当該調査を平成27年度に行う予定である。今回の調査においては、平成27年4月1日時点の法人名簿を使用することを予定しているため、名簿作成の際には、各都道府県に対して法人名称の確認作業等をお願いすることとなるので、ご協力をお願いする。

また、回収率の向上のため、各都道府県に対して管内事業所への回答協力の依頼をお願いする予定であるので、特段のご配慮をお願いする。

※ 調査票を送付した事業所のうち、実際に回答した事業所の割合【関連資料③（55頁）】

- ・平成25年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 66.7%

(5) 報酬に関するその他の事項について

①福祉・介護職員処遇改善加算の拡充に関する取扱いについて

福祉・介護職員処遇改善加算については、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価（福祉・介護職員の賃金月額+1.2万円相当）を行うための新たな区分（以下「新加算」という。）を創設し、加算の拡充を行うこととしている。

一方で、本加算の執行に当たっては、加算の拡充が職員の処遇改善に確実につながるよう、加算の運用方法や届出様式等の見直しを行う予定である。【関連資料④（56頁）】

具体的な内容については、追って通知等を発出する予定であるのでご留意願いたい。

また、本加算については、介護報酬における介護職員処遇改善加算と同様の仕組みであるため、各都道府県市におかれでは、介護保険担当部局と連携を密にした運用をお願いする。

②障害者サービスに係る地域区分について

障害者総合支援法に基づく障害者サービスに係る地域区分については、前回報酬改定時の見直しにより、上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度から平成26年度にかけて段階的に引上げ等が行われ、平成27年4月に完全移行の予定であることから、今回の報酬改定では新たな見直しは行わない。

なお、関連資料の平成27年度以降の地域区分別単価一覧表等の内容について、管内の障害福祉サービス事業所等に対し改めて周知いただくとともに、算定に関する必要な届出に遗漏なきよう、適正な指導をお願いする。

【関連資料⑤（57頁～58頁）】

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 骨子版

平成27年2月12日

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

1 福祉・介護職員の待遇改善

- 福祉・介護職員待遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価(福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分)を行うための新たな区分を創設。
- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の新たな区分を創設。

2 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等を充実。
- 個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等。

3 サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえた、サービスの適正実施等の観点からの所要の見直し。

【参考】

大臣折衝事項(平成27年1月11日)【抄】

平成27年度障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の改定率は±0%とすること。

サービス毎の障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の設定においては、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充(+1.78%)を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけて対応する。また、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行の厳格化を行う。

なお、次回の障害福祉サービス等料金改定(障害福祉サービス等報酬改定)に向けては、「障害福祉サービス等経営実態調査」の客体数を十分に確保するとともに、サービス毎の収支差その他経営実態について、より客観性・透明性の高い手法により、地域・規模別の状況も含め網羅的に把握できるよう速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「障害福祉サービス等経営実態調査」において確実に反映させる。また、地方自治体の協力を得ること等を通じ、より具体的な現場の経営実態を把握する。その上で、次回の改定においては、これらにより把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。

【障害福祉サービス等の収支差率】

	H26年度	H25年度
全体	9.6%	9.7%
障害者サービス	9.7%	新体系 12.2%
		旧体系 7.6%
障害児サービス	9.1%	5.0%

【賃金・物価の動向】

	H24年度	H25年度	H26年度 (4月～10月の平均)	累計
賃金	▲0.3%	▲0.2%	0.4%	▲0.1%
物価	▲0.3%	0.9%	3.4%*	4.0%

* 消費税率引上げ(5%→8%)に伴う影響分については、H26年4月の報酬改定で反映済み(改定率0.69%相当)。

2

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の概要

共通事項

※ 単位数の記載は例示。

※ 新設の加算は仮称。

福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乗せ評価(福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分)を行うための新たな区分を創設。

【新設する加算の算定要件】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、次の要件を満たすこと。

<キャリアパス要件>

以下の要件をいずれも満たすこと。

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

<定量的要件>

賃金改善以外の処遇改善の取組について、平成27年4月以降新たな取組を実施すること

※ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢに係る算定要件はこれまでと同様。

福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設。

<生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合>

常勤の生活支援員等のうち、

社会福祉士等の割合が25%以上: 10単位／日



社会福祉士等の割合が35%以上: 15単位／日(新設)

社会福祉士等の割合が25%以上: 10単位／日

3

食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 平成27年3月31日までとなっている時限措置について、平成30年3月31日まで延長。
- 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し。
　　<生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合>
　　食事提供体制加算 42単位／日 → 30単位／日

栄養マネジメント加算の見直し

- 平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止。
- 施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引上げ。
　　<施設入所支援、福祉型障害児入所施設>
　　栄養マネジメント加算 10単位／日 → 12単位／日

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- 算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大。

送迎加算の見直し

- 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止。
- 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな区分を創設。

【現行】 送迎加算 27単位／回 ①1回平均10人以上が利用 ②週3回以上の送迎 ③都道府県知事が必要と認めていた基準	→	【見直し後】 送迎加算Ⅰ 27単位／回 現行要件の①かつ②を満たすこと 送迎加算Ⅱ 13単位／回(新設) 現行要件の①又は②のどちらかを満たすこと
---	---	---
- 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加。 4

基準該当サービスの対象拡大

- 介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)について、新たに基準該当サービスの対象に追加。(報酬単位については、小規模多機能型居宅介護の場合と同一。)
※ 該当サービス：基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービス

サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

- サービス管理責任者
 - ・ 平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、3年間の経過措置を設けた上で廃止。
- 児童発達支援管理責任者
 - ・ 平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設定。
※ 平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。
 - ・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設定。

物価動向の反映

- 前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬を見直し。

地域区分の見直し

- 国家公務員の地域手当の区分が見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分を見直し。
※ 上乗せ割合については、平成27年度から29年度にかけて段階的に引き上げ(下げ)を行い、30年度から完全施行。

個別サービスの主な改定事項

※ 単位数の記載は例示。

※ 新設の加算は仮称。

1 訪問系サービス

訪問系サービスにおける共通的事項(居宅介護、同行援護及び行動援護)

- 特定事業所加算(IV)【新設】 → 所定単位数の5%を加算
中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価。
- サービス提供責任者の配置基準の見直し
利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和。

居宅介護

- 基本報酬の見直し
介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 福祉専門職員等連携加算【新設】 → 564単位／回(サービス初日から起算して90日間で3回を限度)
精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。

重度訪問介護

- 重度障害者への支援の充実
重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価を充実。

【現行】
障害支援区分6の場合 100分の7.5に相当する単位数を
所定単位数に加算

【見直し後】
障害支援区分6の場合 100分の8.5に相当する単位数を
所定単位数に加算 6

- 行動障害支援連携加算【新設】 → 584単位／回(サービス初日から起算して30日間で1回を限度)
サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合を評価。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止し、新たに実務経験(重度訪問介護従業者として6,000時間以上)規定を設定。

行動援護

- 行動障害支援指導連携加算【新設】 → 273単位／回(重度訪問介護移行日が属する月に1回を限度)
支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。
- 支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】 → 所定単位数の5%を減算
支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算を創設。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し
行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験の短縮を図りつつ、ヘルパーについては現行の30%減算の規定を廃止。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止。

2 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

療養介護

- 基本報酬の見直し
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。(見直しに際しては、小規模事業所に配慮)

生活介護

○ 基本報酬の見直し

支援内容に応じた評価を行うため、看護職員の配置について一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。(見直しに際しては、事業所規模等に配慮)

○ 開所時間減算の見直し

現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算



【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

○ 常勤看護職員等配置加算【新設】 → 利用定員が20人以下の場合 28単位／日

看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価。

施設入所支援

○ 重度障害者支援加算の見直し

夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直すとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価。

【現行】

重度障害者支援加算(Ⅱ) 10単位／日～735単位／日
人員配置体制加算の算定状況や支援区分等を踏まえ算定

※ 加算算定開始から90日以内の期間について
700単位／日を加算



【見直し後】

重度障害者支援加算(Ⅱ)

① 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合(体制加算)
7単位／日

② 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修
修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する
者に対して夜間に個別の支援を行った場合(個人加算) 180単位／日
※ 加算算定開始から90日以内の期間で、個別の支援を行った日に
ついて700単位／日を加算

※ 従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所は、経過措置
として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をすることで、
研修を受けた職員以外の配置でも算定を可能とする。

8

短期入所

○ 緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

加算の算定要件を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価
に重点化。

【現行】

緊急短期入所体制確保加算

(算定要件)

- ・利用定員の5／100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90／100以上
- ・連続する3ヶ月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない

【見直し後】

緊急短期入所体制確保加算

(算定要件)

- ・利用定員の5／100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90／100以上

【現行】

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 60単位／日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 90単位／日

(算定要件)

- ・緊急短期入所体制確保加算を算定
- ・介護者が急病等の場合(7日又は14日を限度として算定)
- ・連続する3ヶ月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない

【見直し後】

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位／日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 180単位／日

(算定要件)

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して算定。

○ 医療連携体制加算の見直し

医療連携体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、現行の加算単位を引上げ。

【現行】

医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位／日

医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位／日

【見直し後】

医療連携体制加算(Ⅰ) 600単位／日

医療連携体制加算(Ⅱ) 300単位／日

9

○ 重度障害者支援加算の見直し

強度行動障害を有する者への支援を強化するため、現行の重度障害者支援加算に追加して加算。

【現行】	重度障害者支援加算 (算定要件)	50単位／日
	重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供	

【見直し後】	重度障害者支援加算 (算定要件)	50単位／日
	重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供	
	※ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者による支援の場合、強度行動障害を有する者に対して10単位を加算	

○ 単独型加算の見直し

単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)で、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に、現行の単独型加算(320単位／日)に追加して加算(100単位／日)。

3 共同生活援助・自立訓練

共同生活援助

○ 基本報酬の充実

重度障害者の支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬を充実。

○ 夜間支援等体制加算の見直し

夜間における少人数の利用者に対する支援を適切に評価するため、夜間支援等体制加算(I)において1人の支援者が3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設。

【現行】	夜間支援等体制加算(I) 夜間支援対象利用者が4人以下	336単位／日
	※ 月単位で算定	

【見直し後】	夜間支援等体制加算(I)	672単位／日
	夜間支援対象利用者が2人以下	448単位／日
	夜間支援対象利用者が3人	336単位／日
	夜間支援対象利用者が4人	10

○ 重度障害者支援加算の見直し

重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、算定要件等を見直し。

【現行】	重度障害者支援加算 (算定要件)	45単位／日
	重度の障害者が2人以上いる事業所であること	
	・生活支援員を加配していること	
	・事業所の全ての利用者について算定する	

【見直し後】	重度障害者支援加算 (算定要件)	360単位／日
	重度の障害者が1人以上いる事業所であること	
	・生活支援員を加配していること	
	・サービス管理責任者等のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践)等を受講していること等。ただし経過措置期間を設け、当該期間中は要件を緩和する	
	・事業所の重度障害者についてのみ算定する	

○ 日中支援加算の見直し

日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者への支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大。

現行において算定対象となっている、生活介護、自立訓練等の日中活動に加え、新たに介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアについても算定対象に追加。

○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

平成27年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

○ 基本報酬の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費(Ⅱ)、生活訓練サービス費(Ⅱ)の基本報酬を見直し。

○ 機能訓練サービス費(Ⅱ)及び生活訓練サービス費(Ⅱ)の算定要件の見直し

通所による自立訓練の利用者だけでなく、訪問による訓練のみの利用者についても、自立訓練の利用が可能となるよう、算定要件を見直し。

○ 生活訓練サービス費(Ⅱ)の利用期間の緩和

【現行】

(算定要件)

訪問開始日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を上限として算定することができる

【見直し後】

(算定要件)

訪問開始日から起算して180日間ごとに50回を上限として算定することができる

宿泊型自立訓練

○ 夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し

利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることを踏まえ、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直しを実施。(名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更)

【現行】 ※同一日の併算定が可

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ) 12単位／日

夜間に防災体制を確保した場合に算定

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) 10単位／日

夜間に常時連絡体制を確保した場合に算定

【見直し後】 ※同一日の併算定は不可

夜間支援等体制加算(Ⅰ) 46～448単位／日

夜間に夜勤を配置した場合に利用者数に応じて算定

夜間支援等体制加算(Ⅱ) 15～149単位／日

夜間に宿直を配置した場合に利用者数に応じて算定

夜間支援等体制加算(Ⅲ) 10単位／日

夜間に防災体制又は常時連絡体制を確保した場合に算定

○ 日中支援加算の見直し → 「共同生活援助」を参照

4. 就労系サービス

就労移行支援

○ 就労定着支援体制加算【新設】

一般就労への定着支援を充実・強化するため、基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労定着実績には含まない。

12

- ・就労継続期間が6月以上12月末満の利用者の場合
- ・就労継続期間が12月以上24月末満の利用者の場合
- ・就労継続期間が24月以上36月末満の利用者の場合

利用定員に占める割合に応じて、29～146単位／日を算定

利用定員に占める割合に応じて、25～125単位／日を算定

利用定員に占める割合に応じて、21～105単位／日を算定

○ 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

一般就労移行後の就労定着実績がない事業所の減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労移行実績及び就労定着実績には含まない。

【現行】

・過去3年間就労定着者が0の場合 所定単位数の85%を算定

・過去4年間就労定着者が0の場合 所定単位数の70%を算定

【見直し後】

・過去2年間就労移行者が0の場合 所定単位数の85%を算定

・過去3年間就労定着者が0の場合 所定単位数の70%を算定

・過去4年間就労定着者が0の場合 所定単位数の50%を算定

○ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し

多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和。

【現行】

移行準備支援体制加算(Ⅱ)

(算定要件)

就労支援単位(就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一體的に行われるものをいう。)ごとに実施すること。

【見直し後】

移行準備支援体制加算(Ⅱ)

(算定要件)

就労支援単位ごとに実施すること。

※ 1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

就労継続支援A型

○ 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し

短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し(平成27年10月施行)。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

13

事業所における雇用契約を締結している利用者の平均利用時間(1日当たり)に応じて、所定単位数の30%～90%を算定する。

○ 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止

平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算(Ⅲ)を廃止。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

就労継続支援B型

○ 目標工賃達成加算の見直し

工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件等を見直し。

【現行】

目標工賃達成加算

- ・目標工賃達成加算(Ⅰ) 49単位／日
(算定要件)
 - ①前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/3以上
 - ②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
 - ③工賃向上計画を作成していること
- ・目標工賃達成加算(Ⅱ) 22単位／日
(算定要件)
 - ①前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均の80/100以上
 - ②工賃向上計画を作成していること

【見直し後】

目標工賃達成加算

- ・目標工賃達成加算(Ⅰ) 69単位／日(新設)
(算定要件)
 - ①前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上
 - ②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/2以上
 - ③前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
 - ④工賃向上計画を作成していること
- ・目標工賃達成加算(Ⅱ) 59単位／日
- ・目標工賃達成加算(Ⅲ) 32単位／日
(算定要件)
現行の算定要件に、上記の①の要件を追加

14

○ 目標工賃達成指導員配置加算の見直し

工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件等を見直し。

【現行】

目標工賃達成指導員配置加算

- ・利用定員20人以下の場合 81卖位／日
(算定要件)
就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること

【見直し後】

目標工賃達成指導員配置加算

- ・利用定員20人以下の場合 89卖位／日
(算定要件)
就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること

○ 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止 → 就労継続支援A型の「重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止」を参照。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

5. 相談支援・地域相談支援

計画相談支援・障害児相談支援

○ 特定事業所加算【新設】 → 300卖位／月

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

○ 初回加算【新設】 → 500卖位／月(障害児相談支援のみ)

保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価。

○ モニタリングの実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上実施。

15

地域移行支援

- 初回加算【新設】 → 500単位／月
サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る業務負担を評価。
- 障害福祉サービスの体験利用加算の見直し
利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用が行えるよう、利用期間の制限を廃止。（支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止）
- 体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の見直し
利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に体験宿泊が行えるよう、利用期間の制限を廃止。（支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止）

6. 障害児支援

障害児通所支援

- 基本報酬の見直し(児童発達支援(センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く))
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)【新設】(児童発達支援及び放課後等デイサービス)
支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合を評価。

◆児童発達支援(センター及び主に重症児を通わせる事業所を除く)	定員区分に応じて、6～12単位／日を算定
◆放課後等デイサービス(主に重症児を通わせる事業所を除く)で授業終了後に行う場合	定員区分に応じて、4～9単位／日を算定
◆放課後等デイサービス(主に重症児を通わせる事業所を除く)で休業日に行う場合	定員区分に応じて、6～12単位／日を算定

16

- 指導員加配加算の見直し(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算を見直し。

【現行】	
定員10人以下	193単位／日
定員11人以上20人以下	129単位／日
定員21人以上	77単位／日



【見直し後】	
*児童指導員等を配置している場合	
定員10人以下	195単位／日
定員11人以上20人以下	130単位／日
定員21人以上	78単位／日
*指導員を配置している場合	
定員10人以下	183単位／日
定員11人以上20人以下	122単位／日
定員21人以上	73単位／日

- 家庭連携加算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定要件を見直し。

【現行】	
障害児通所支援を利用した日は加算の算定は不可	



【見直し後】	
障害児通所支援を利用した日も加算の算定が可能	

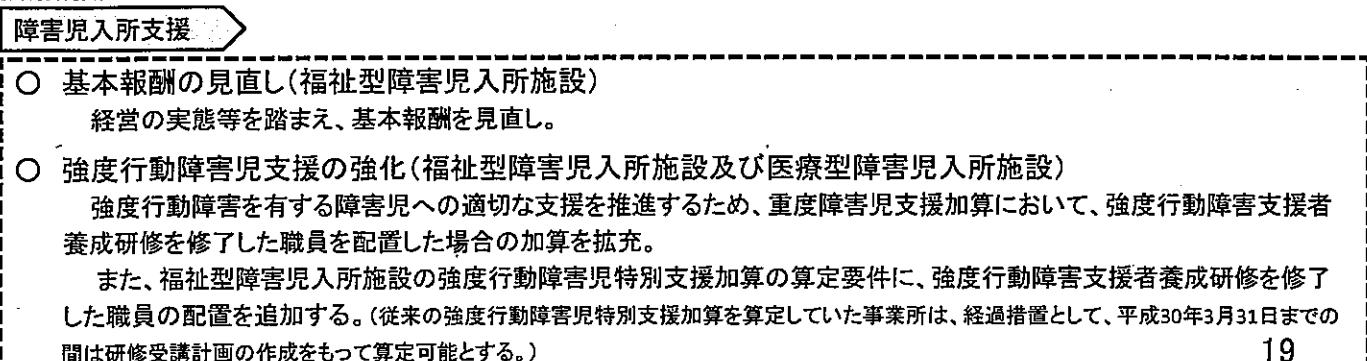
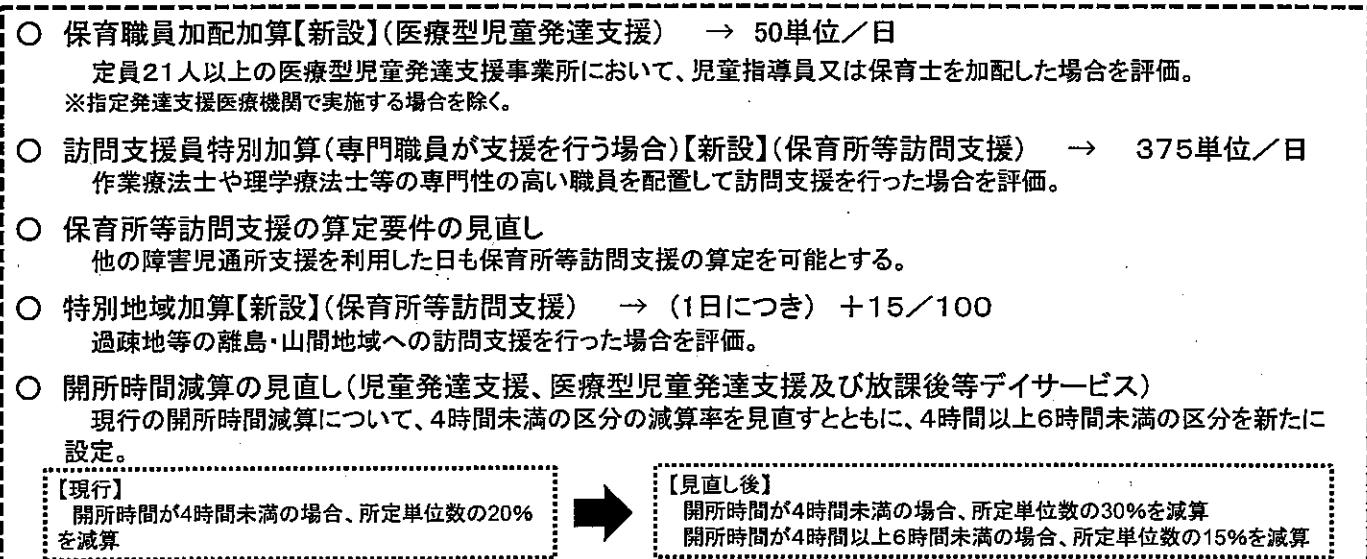
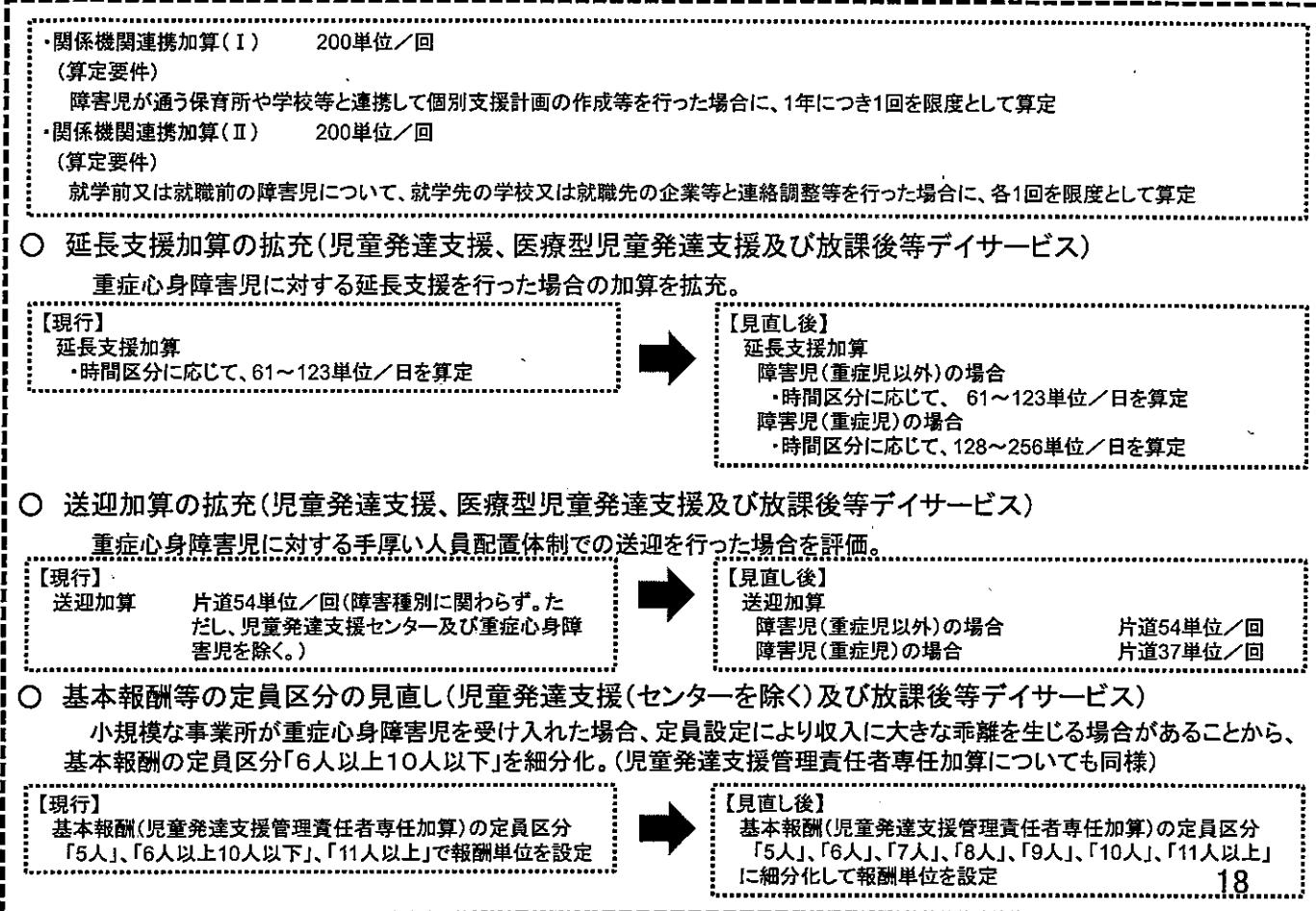
- 事業所内相談支援加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等に相談援助を行った場合に月1回を限度として、35単位／回を算定。

- 関係機関連携加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について、就学等に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合を評価。

17



重度障害児支援加算

福祉型障害児入所施設 重度障害児支援加算(I)～(VI)の報酬単位に、+11単位／日を算定

医療型障害児入所施設 重度障害児支援加算(I)、(II)の報酬単位に、+11単位／日を算定

○ 有期有目的入所の評価(医療型障害児入所施設)

有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設定。

指定医療型障害児入所施設の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(~90日、91~180日、181日以降)に応じて、133~968単位／日を算定

指定発達支援医療機関の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(~90日、91~180日、181日以降)に応じて、112~968単位／日を算定

○ 心理担当職員配置加算【新設】(医療型障害児入所施設) → 26単位／日

現行、心理担当職員配置加算がない医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。)においても、心理的援助を支援する観点から、心理担当職員を配置した場合を評価。

その他

○ 国庫負担基準の見直し

- ・ 重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定。(訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村の国庫負担基準総額の5%嵩上げ)
- ・ 基本報酬の見直しや加算の創設等の影響についても考慮。

国庫負担基準の平均額 11.9万円→12.5万円(+5.0%)

○ 補足給付の見直し

食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直し。

【現行】 基準費用額 58,000円 → 【見直し後】 基準費用額 53,500円

20

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成27年2月12日

障害福祉サービス一ム

報酬改定検討チーク

【目次】

第1 基本的考え方	4
第2 各サービスの報酬改定の基本方向	6
1. 障害福祉サービス等における共通的事項	6
(1) 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充	6
(2) 福祉専門職員配置等加算の見直し	6
(3) 食事提供体制加算の適用期限の延長等	7
(4) 栄養マネジメント加算の見直し	8
(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大	8
(6) 送迎加算の見直し	8
(7) 基準該当サービスの対象拡大	9
(8) サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し	9
(9) 物価動向の反映	10
(10) 地域区分の見直し	10
2. 訪問系サービス	10
(1) 訪問系サービスにおける共通的事項（居宅介護、同行探訪及び行動探訪）	11
(2) 居宅介護	12
(3) 重度訪問介護	13
(4) 行動探訪	14
3. 療養介護、生活介護、施設入所支援、短期入所	16
(1) 療養介護	16
(2) 生活介護	16
(3) 施設入所支援	17
(4) 短期入所	19
4. 共同生活援助・自立訓練	22
(1) 共同生活援助	22
(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	24
(3) 宿泊型自立訓練	25

5. 就労系サービス	27
(1) 就労移行支援	27
(2) 就労継続支援A型	29
(3) 就労継続支援B型	31
6. 相談支援・地域相談支援	32
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	32
(2) 地域移行支援	33
7. 障害児支援	34
(1) 障害児通所支援	34
(2) 障害児入所支援	39
8. その他	41
(1) 国庫負担基準の見直し	41
(2) 準足給付の見直し	41
第3 終わりに	42
別紙1 福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて	43
別紙2 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	45
【訪問系サービス】	
居宅介護サービス費	45
重度訪問介護サービス費	47
同行探訪サービス費	48
行動探訪サービス費	48
重度障害者等包括支援サービス費	49
【日中活動系サービス】	
療養介護サービス費	54
生活介護サービス費	51
短期入所サービス費	53
【施設系サービス】	
施設入所支援サービス費	54
【居住系サービス】	
共同生活援助サービス費	56
【訓練系 就労系サービス】	
機能訓練サービス費	58
生活訓練サービス費	59
就労移行支援サービス費	59
就労継続支援A型サービス費	60
就労継続支援B型サービス費	61

[相談系サービス]	
計画相談支援費	61
障害児相談支援費	62
地域移行支援サービス費	62
地域定着支援サービス費	62
[障害児通所系サービス]	
児童発達支援給付費	62
医療型児童発達支援給付費	64
放課後等デイサービス給付費	64
保育所等訪問支援給付費	66
[障害児入所系サービス]	
福祉型障害児入所施設給付費	66
医療型障害児入所施設給付費	73
別紙3 地域区分の見直しについて	75

第1 基本的考え方

1. これまでの経緯

- 障害福祉サービス関係費は、義務的経費化を背景として利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上となっており、平成27年度予算案においても、対前年度比+4.5%の1兆849億円が計上されている。
- 障害福祉サービス関係費が着実な伸びを示している中で、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)においては、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定について「介護報酬と同様にサービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、福祉・介護職員の処遇改善について取り組む」こととした。

- また、先の通常国会において、「介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が成立し、「介護・障害福祉従事者の処遇改善に資するための施策の在り方について検討し、必要な措置を講ずる」こととされた。

- このような状況の中、平成27年1月11日の厚生労働大臣と財務大臣との折衝を経て、平成2.7年度障害福祉サービス等報酬の改定率は±0%とされ、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリを付けて対応することとした。

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、平成26年6月13日から本日まで15回にわたり、34の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスごとに現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねと上記の経緯等に沿って整理し、取りまとめたものである。

2. 基本的考え方

- 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定は、「福祉・介護職員の処遇改善」、「障害児・者の地域移行・地域生活の支援」及び「サービスの適正な実施等」

の3つの基本的考え方の下で、以下の方針に沿って行うこととする。

(1) 福祉・介護職員の処遇改善

- 障害福祉サービスにおける利用の伸びが見込まれる中、更なる福祉・介護の人材確保・処遇改善の取組を進めていく必要がある。このため、前回改定において創設された福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価を行ったための新たな区分を創設する。
- また、障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持つた人材を確保するため、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価する。
- (2) 障害児・者の地域移行・地域生活の支援
- 「障害者の地域生活の推進に関する検討会」、「長期入院精神障害者の地域移行に関する検討会」及び「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書等において、重度の障害児・者や精神障害者の地域移行・地域生活の支援の推進について、更なるサービスの充実に向けた具体的な提言がなされている。

(2) 障害児支援の適正な実施等

- これらを踏まえ、重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるように、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実を図る。また、個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進する。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等を図る。

(3) サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえ、サービスの適正実施の観点から所要の見直しを行う。

第2 各サービスの報酬改定の基本方向

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充
 - 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、異なる上乗せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1・2万円相当分）を行うための新たな区分を創設する。
 - 新設する区分の算定要件として、現行の加算のキャリアパス要件である①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することのいずれにも適合するとともに、定置枠要件として、賃金改善以外の処遇改善の取組について、近年に新たに実施していることを要件とする。
→「福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて」（別紙1）参照

(2) 福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設する。
●福祉専門職員配置等加算の見直し
【現行】
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
 - ①生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、医療型児童発達支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、10単位／日
 - ②療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、7単位／日
 - ③福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）
生生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤

職員が30%以上雇用されている事業所	①6単位／日	②4単位／日
[見直し後]		
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）【新設】		
常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用している事業所	①15単位／日	②10単位／日
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）		
常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用している事業所	①10単位／日	②7単位／日
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）		
生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所	①6単位／日	②4単位／日
(注) 現行の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、名称を 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）に変更する。		
(3) 食事提供体制加算の適用期限の延長等		

○ 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成27年3月31日までの時間限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成30年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。	
○ その際、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直しを行う。	
○ なお、重度障害者等包括支援において短期入所を提供する場合についても同様の措置を講ずる。	
● 食事提供体制加算等の見直し	
[現行]	[見直し後]
(障害福祉サービス)	
日中活動系サービス	42単位／日 → 30単位／日
短期入所・宿泊型自立訓練	68単位／日 → 48単位／日
重度障害者等包括支援	68単位／日 → 48単位／日
(障害児通所支援)	

児童発達支援・医療型児童発達支援	42単位／日 → 30単位／日
食事提供加算（Ⅰ）	
食事提供加算（Ⅱ）	58単位／日 → 40単位／日
(4) 栄養マネジメント加算の見直し	
○ 施設に入所している利用者について、栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、施設入所支援及び福祉型障害児入所施設について、現行の加算単位を引き上げる。	
○ また、平成27年3月31日までとされている管理栄養士の配置要件の経過措置について、管理栄養士の役割や配置状況等を踏まえ、廃止する。	
● 栄養マネジメント加算の見直し	
[現行]	10単位／日 → [見直し後] 12単位／日
(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大	
○ コミュニケーション等に重大な支障がある視覚・聴覚言語障害者に対する生活の支援を適切に評価する観点から、現在日中活動系サービスのみ算定で生きる視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助も算定対象とする。	
○ 送迎加算の見直し	
○ 送迎加算については、平成23年度まで障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われていた経緯から、これまで都道府県が認める基準により加算を算定できる取扱いとされている。このため地域により算定基準に格差が生じていることから、都道府県の独自基準による取扱いを廃止するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）について、送迎人數や送迎頻度等の要件を緩和した加算区分を新たに設ける。	
○ また、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いについて、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象とする。	
○ なお、宿泊型自立訓練に係る送迎加算については、算定実績を踏まえ、廃	

止する。

●送迎加算の見直し（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）

【現行】

送迎加算 27単位／回

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特別交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の50／100以上が利用している場合に算定。

【見直し後】

送迎加算（Ⅰ） 27単位／回

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の50／100以上が利用している場合に算定。

送迎加算（Ⅱ）【新設】 13単位／回

1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の50／100以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定。

（7）基準該当サービスの対象拡大

○介護保険制度の小規模多機能型居宅介護事業所で障害児者を受け入れた場合、基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとして報酬上評価される仕組みとなっているが、平成24年度に創設された看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の普及状況を踏まえ、新たに基準該当サービスの対象とする。（報酬単位については、小規模多機能型居宅介護事業所で障害児者を受け入れた場合と同一とする。）

（8）サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

○サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の配置要件に係る研修の修了の猶予措置について、地方自治体における研修修了者の養成状況等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

2. 訪問系サービス

サービス管理責任者について、平成27年3月31日までの経過措置とされている平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置については、3年間の経過措置を設けた上で廃止する。

児童発達支援管理責任者について、平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設ける（平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。）。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設ける。

（9）物価動向の反映

- 前回改定以降の物価の上昇傾向（＊）を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直しを行う。
 - * 平成26年4月の消費税率引上げ（5%→8%）相当分を除く。
 - その際、居宅介護の身体介護及び通院等乗降介助など一部のサービス区分については、同種の介護保険サービスとの均衡を考慮して報酬単位が設定されていることから、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

（10）地域区分の見直し

- 国家公務員の地域手当が6区分（18%、15%、12%、10%、6%及び3%）から7区分（20%、16%、15%、12%、10%、6%及び3%）に見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分の見直しを行う。
- なお、障害者に係る地域区分は、前回改定で行った見直しが平成27年4月に完全施行されることを踏まえ、今回は見直しを行わない。

→「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

(1) 訪問系サービスにおける共通的事項（居宅介護、同行援護及び行動援護）

(中重度者の受入れや人員配置基準以上にサービス提供責任者を配置している事業所に対する評価)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所について、新たに特定事業所加算において評価する。

●特定事業所加算（IV）（仮称）【新設】

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

以下のいずれにも適合する場合、所定単位数の5%を加算。

- ① 事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施予定としていること。
- ② 次の掲げる基準に従い、サービスが行われていること。
 - ア 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
 - イ サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること。
 - ③ 事業所の全ての従業者に対し健康診断等を定期的に実施すること。
 - ④ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
 - ⑤ 事業所の新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。
 - ⑥ 人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。
 - ⑦ 前年度又は算定日が属する月の前3ヶ月間ににおける利用者（障害）見を除く。の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び障害吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。

(サービス提供責任者の配置基準の見直し)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任

者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人にに対して1人以上に緩和する。

●サービス提供責任者の配置基準の見直し

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

- 【現行】以下のいずれか
- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
 - ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
 - ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

【見直し後】以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

(2) 居宅介護

(基本報酬の見直し)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照
(福祉専門職員等との連携の評価)

- サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行つた場合に、新たに計算により評価する。

●福祉専門職員等連携加算（仮称）【新設】 564単位／回

初回のサービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度として算定。

(3) 重度訪問介護

(重度障害者への支援の充実)

- 重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価の充実を図る。

●障害支援区分6の者に対する加算の見直し

【現行】

障害支援区分6の場合 100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算。

【見直し後】

障害支援区分6の場合 100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算。

(行動障害を有する者に対する支援のための連携の評価)

- 行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書」兼「記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

●行動障害支援連携加算（仮称）【新設】 584単位／回

初回のサービスが行われた日から起算して30日の間、1回を限度として算定。

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し)

- 平成27年3月31日までとされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置について、当該経過措置を設けてから6年が経過したことなどを踏まえ、廃止する。なお、重度訪問介護従業者については、実務経験もサービス提供を行う上で重要であることに鑑み、新たに実務経験規定を設ける。

●特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

【現行】

当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であることを

と。ただし、平成27年3月31日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が50／100以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

【見直し後】

当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、旧1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

(4) 行動保護

(行動障害を有する者に対する支援のための連携の評価)

- 行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

●行動障害支援指導連携加算（仮称）【新設】 273単位／回

重度訪問介護に移行する日の属する月につき、1回を限度として算定。

- また、行動障害を有する者の支援に当たっては、関係者間で情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要なことから、支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合は減算を行う。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設ける。

- 支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】
「支援計画シート」と及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算。

(行動保護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し)

- ヘルパー及びサービス提供責任者の異なる資質の向上を図るため、行動保護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、ヘルパーについては30%減算の規定を廃止する。なお、行動保護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を

設ける。

●行動援護におけるヘルパーの要件

【現行】

- ① 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するもの
- ② 行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの（報酬の取扱いを30%減算）

【見直し後】

- 行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。
- 行動援護におけるサービス提供責任者の要件

【現行】

- 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成27年3月31日までの間、行動援護従業者養成研修修了者にあつては、直接業務に3年以上従事した経験を有するものととする。

【見直し後】

- 行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有するものとする。

●特定事業所加算の算定期間の経過措置の見直し

【現行】

- 平成27年3月31日までとされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定期間の経過措置について、当該経過措置を設けてから6年が経過したことなどを踏まえ、廃止する。

●特定事業所加算の算定期間の経過措置の見直し

【見直し後】

- 適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設ける。

【現行】

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは旧1級課程修了者であること。ただし、平成27年3月31日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

【見直し後】

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは旧1級課程修了者であること。

3. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

(1) 療養介護

(基本報酬の見直し)

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。その際、特に小規模な事業所（定員60人以下）に配慮する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(2) 生活介護

(基本報酬の見直し)

- 支援内容に応じた評価を行つたため、従来、基本報酬の中で行つていた看護職員の配置に対する評価について、その一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。その際、特に事業所規模や障害支援区分の高い利用者に配慮する。

（開所時間減算の見直し）

【現行】

- 適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設ける。

【見直し後】

- 適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設ける。

●開所時間減算の見直し

- 【現行】
開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

【見直し後】

- (常勤看護職員等の配置の評価)
開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。
○看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価する加算を創設する。

- とともに、実践研修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行つた場合に、当該利用者について個別に評価を行う。なお、当該基礎研修修了者1人につき利用者5人まで算定できることとする。

- 加算の算定開始から90日以内の期間について、700単位／日を加算する従来の取扱いについては、個別の支援を行つた日にについて算定できることとする。

- なお、強度行動障害支援者養成研修については、平成25年度に創設されたところであるため、従来の重度障害者支援加算（II）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、研修受講計画の作成で足りるものとする経過措置を設ける。

●常勤看護職員等配置加算（仮称）【新設】

〔利用定員が20人以下〕	28単位／日
〔利用定員が21人以上40人以下〕	19単位／日
〔利用定員が41人以上60人以下〕	11単位／日
〔利用定員が61人以上80人以下〕	8単位／日
〔利用定員が81人以上〕	6単位／日

(3) 施設入所支援

（重度障害者支援加算の見直し）

- 重度障害者支援加算（II）について、夜間ににおける強度行動障害を有する者への支援を適切に行つたため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直すとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価する。

- 具体的には、現行の重度障害者支援加算（II）を廃止し、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に体制分の加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。

- さらに、指定基準上の人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置する

●重度障害者支援加算（II）の見直し

〔現行〕

- ①人員配置体制加算（I）が算定されている場合
強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0.5人以上配置していること。

区分6	10単位／日
区分5	19.8単位／日
区分4	4.40単位／日
区分3	5.38単位／日

- ②人員配置体制加算（II）が算定されている場合
強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0.5人以上配置していること。

区分6	20単位／日
区分5	25.5単位／日
区分4	4.96単位／日
区分3	5.94単位／日

- ③人員配置体制加算（III）が算定されている場合
強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0.5人以上配置していること。

区分6	7.8単位／日
区分5	3.43単位／日
区分4	5.85単位／日

区分3 683単位／日
④人員配置体制加算が算定されていない場合
強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人
員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を1人以上配置しているこ
と。

区分6	130単位／日
区分5	395単位／日
区分4	637単位／日
区分3	735単位／日

【見直し後】

①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した体制を整
えた場合（体制加算） 7単位／日
* 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している
旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に
算定する。ただし、强度行動障害を有する者が利用していない場合
は算定しない。

②强度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者
の作成した支援計画シート等に基づき、强度行動障害を有する者に対し
て夜間に個別の支援を行った場合（個人加算） 180単位／日
* 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、强度行動障
害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定する。なお、当該基礎
研修修了者1人につき利用者5人まで算定できるとする。

（4）短期入所

（緊急時の受入れ体制の強化）

- 短期入所における緊急時の円滑な受入れをさらに促進するため、緊急短期
入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の算定要件を緩和するととも
に、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に
に対する評価の重点化を行う。

●緊急短期入所体制確保加算の見直し

【現行】
利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を

提供できる体制を整備しており、かつ、過去3か月における利用率が10
0分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。ただし、連続す
る3月間において当該加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定し
ない。

【見直し後】

利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を
提供できる体制を整備しており、かつ、過去3か月における利用率が10
0分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。

●緊急短期入所受入加算の見直し

【現行】
緊急短期入所受入加算（I） 60単位／日
緊急短期入所受入加算（II） 90単位／日
緊急短期入所体制確保加算を算定している場合であって、居宅において
その介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行つた場合
に、当該指定短期入所を行つた日から起算して7日（利用者の日常生活上の
世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）
を限度として、当該緊急利用者のみに算定する場合に算定する。ただし、連続する3月間
において当該加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しない。

【見直し後】
緊急短期入所受入加算（I） 120単位／日
緊急短期入所受入加算（II） 180単位／日
居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を
緊急に行つた場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに算定する。
して算定。

（看護職員による訪問の評価の充実）

- 医療的ケアが必要な利用者への支援を強化するため、日中活動系サービス
と同単価となっている医療連携体制加算（I）及び（II）について、短期入
所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、
現行の加算単位を引き上げる。

●医療連携体制加算の見直し	[現行] 医療連携体制加算（Ⅰ） 500単位／日 → 600単位／日 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位／日 → 300単位／日	[見直し後]	
(強度行動障害を有する者への支援の評価の充実)	○ 強度行動障害を有する者への支援を強化するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対する支援を行った場合に、現行の重度障害者支援加算に追加して加算を行う。	[見直し後]	
(重度障害者支援加算の見直し)	[現行] 重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供した場合 50単位／日	[見直し後]	
(単独型事業所の評価の充実)	[現行] 単独型事業所の推進を図るため、単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く。）であって、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に、現行の単独型加算に追加して加算を行う。	[見直し後]	

4. 共同生活援助・自立訓練

- (共同生活援助サービス費の見直し (介護サービス包括型))
 - 重度の障害者に対する支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に関する報酬の充実を図るよう、基本報酬の見直しを行う。
 - 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照
 - 介護報酬改定の動向を踏まえ、受託居宅介護サービス費について見直しを行う。
 - 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照
 - 夜間支援体制の評価の見直し
 - 1人の夜間支援従事者が少人数の利用者に対して支援した場合を適切に評価するため、夜間支援等体制加算（Ⅰ）において3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設する。
 - 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し
 - さらに、夜間支援体制の実態をより適切に評価できるよう、月単位ではなく日単位で夜間支援等体制加算を算定できるように見直し、現行の経過措置については本年度限りとする。
 - 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

夜間支援対象利用者が 17 人以上 20 人以下	75 単位／日
夜間支援対象利用者が 21 人以上 30 人以下	54 单位／日
* 月単位で計算（1）～（3）のいずれかを算定する。	
[見直し後]	
夜間支援対象利用者が 2 人以下	
夜間支援対象利用者が 3 人	67.2 单位／日
夜間支援対象利用者が 4 人	44.8 单位／日
夜間支援対象利用者が 5 人	33.6 单位／日
夜間支援対象利用者が 6 人	26.9 单位／日
夜間支援対象利用者が 7 人	22.4 单位／日
夜間支援対象利用者が 8 人以上 10 人以下	19.2 单位／日
夜間支援対象利用者が 11 人以上 13 人以下	14.9 单位／日
夜間支援対象利用者が 14 人以上 16 人以下	11.2 单位／日
夜間支援対象利用者が 17 人以上 20 人以下	9.0 单位／日
夜間支援対象利用者が 21 人以上 30 人以下	7.5 单位／日
* 日単位で計算（1）～（3）のいずれかを算定する。	5.4 单位／日

(重度障害者支援加算の算定期要件の見直し (介護サービス包括型))

- 重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、一部の從業者に対し一定の研修の受講を課すとともに、事業所全ての利用者ではなく重度障害者に対する支援を評価する加算へと見直すほか、重度障害者が1人の事業所についても算定対象とする。

● 重度障害者支援加算

[現行]

45 単位／日

- * 重度の障害者が 2 人以上いる事業所であること。
- * 生活支援員を加配していること。
- * 事業所全ての利用者について算定する。

[見直し後]

360 単位／日

- * 重度の障害者が 1 人以上いる事業所であること。
- * 生活支援員を加配していること。
- * サービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人が重度行動障害支援者を有する場合に該当する場合は、重度行動障害支援者を算定する。

成研修（実践研修）修了者が 2 人以上 3 人以下	75 単位／日
成研修（実践研修）修了者が 4 人以上 5 人以下	54 单位／日
* 月単位で計算（1）～（3）のいずれかを算定する。	
[見直し後]	
* 事業所の重度障害者についてのみ算定する。	

（日中支援の評価）	
○ 障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を共同生活住居で過ごす利用者に対する支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大する。	
● 日中支援加算（II）の算定対象の日中活動	
[現行]	障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター
[見直し後]	障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター、介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科ナイト・ケア

（個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型））	
○ 平成 27 年 3 月 31 日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成 30 年 3 月 31 日まで延長する。	
（機能訓練サービス費（II）及び生活訓練サービス費（II）の見直し）	
○ 介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費（II）及び生活訓練サービス費（II）の見直し	
○ 介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費（II）及び生活訓練サービス費（II）の見直し	

一ビス費（II）について見直しを行う。

→「障害福利サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

- 機能訓練サービス費（II）及び生活訓練サービス費（II）の算定要件の緩和）
 - 引きこもり等の場合や精神科病院に長期入院していた患者が退院した直後の時期には、その特性を踏まえると通所による訓練が困難な場合もあること等から、通所による利用を前提としない訪問による訓練のみの利用ができるよう算定要件を見直す。

●機能訓練サービス費（II）及び生活訓練サービス費（II）の算定要件

[現行]

- 原則、通所による自立訓練を利用する者について、機能訓練サービス費（II）及び生活訓練サービス費（II）を算定することができる。

[見直し後]

- 通所による自立訓練を利用する者であっても、機能訓練サービス費（II）及び生活訓練サービス費（II）を算定することができる。

- また、一定の時期に重点的に訪問し、利用者との関係構築や必要な訓練を柔軟に集中して行えるよう、訪問による生活訓練の利用期間に係る制限を緩和する。

●生活訓練サービス費（II）の利用期間

[現行]

- 訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を上限として算定することができる。

[見直し後]

- 訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を上限として算定することができる。

(3) 宿泊型自立訓練

(夜間支援体制の評価の見直し)

- 利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることから、夜間防災・緊急時支援体制加算について、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直す。

●夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し

[現行]

- ①夜間防災・緊急時支援体制加算（I） 12単位／日
夜間及び深夜を通じて防災体制を確保している場合に算定。

②夜間防災・緊急時支援体制加算（II） 10単位／日

- 夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制を確保している場合に算定。
* 同一日にそれぞれを併算できる。

[見直し後]

①夜間支援等体制加算（I）(仮称)

夜勤を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定。

夜間支援対象利用者が3人以下	448単位／日
夜間支援対象利用者が4人以上6人以下	269単位／日
夜間支援対象利用者が7人以上9人以下	168単位／日
夜間支援対象利用者が10人以上12人以下	122単位／日
夜間支援対象利用者が13人以上15人以下	96単位／日
夜間支援対象利用者が16人以上18人以下	79単位／日
夜間支援対象利用者が19人以上21人以下	67単位／日
夜間支援対象利用者が22人以上24人以下	58単位／日
夜間支援対象利用者が25人以上27人以下	52単位／日
夜間支援対象利用者が28人以上30人以下	46単位／日

②夜間支援等体制加算（II）(仮称)

宿直を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定。	149単位／日
夜間支援対象利用者が3人以下	90単位／日
夜間支援対象利用者が4人以上6人以下	56単位／日
夜間支援対象利用者が7人以上9人以下	41単位／日
夜間支援対象利用者が10人以上12人以下	32単位／日
夜間支援対象利用者が13人以上15人以下	26単位／日
夜間支援対象利用者が16人以上18人以下	22単位／日
夜間支援対象利用者が19人以上21人以下	19単位／日

- なお、就労継続支援A型に移行した利用者については、就労継続支援A型事業所に配置される生活支援員等による支援が行われることから、就労移行支援事業所における定着支援の必要性は高くないため、就労定着実績には含まないこととする。

③夜間支援等体制加算（Ⅲ）（仮称）
夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定。

- * 名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更する。
- * 同一日にそれを併算定することはできない。

（日中支援の評価）

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごす利用者に対する支援について、算定対象となる日中活動を拡大する。

●日中支援加算の算定対象の日中活動

〔現行〕

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター

〔見直し後〕

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター、介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科ティ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科ティ・ナイト・ケア

5. 就労系サービス

（1）就労移行支援

（一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化）

- 就労を希望する障害者であつて、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を踏まえ、現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設する。

夜間支援対象利用者が25人以上27人以下 17単位／日
夜間支援対象利用者が28人以上30人以下 15単位／日

④夜間支援等体制加算（Ⅳ）（仮称） 10単位／日

夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制を確保している場合に算定。

- * 名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更する。
- * 同一日にそれを併算定することはできない。

（日中支援の評価）

- ていた日中活動を休んだことにより日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごす利用者に対する支援について、算定対象となる日中活動を拡大する。

●日中支援加算の算定対象の日中活動

〔現行〕

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター

〔見直し後〕

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター、介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科ティ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科ティ・ナイト・ケア

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

●就労定着支援体制加算（仮称）【新設】	
〔就労継続期間が6月以上12月末満の利用者の割合〕	
利用定員の5%以上15%未満	29単位／日
利用定員の15%以上25%未満	48単位／日
利用定員の25%以上35%未満	71単位／日
利用定員の35%以上45%未満	102単位／日
利用定員の45%以上	146単位／日
〔就労継続期間が12月以上24月末満の利用者の割合〕	
利用定員の5%以上15%未満	25単位／日
利用定員の15%以上25%未満	41単位／日
利用定員の25%以上35%未満	61単位／日
利用定員の35%以上45%未満	88単位／日
利用定員の45%以上	125単位／日
〔就労継続期間が24月以上36月末満の利用者の割合〕	
利用定員の5%以上15%未満	21単位／日
利用定員の15%以上25%未満	34単位／日
利用定員の25%以上35%未満	51単位／日
利用定員の35%以上45%未満	73単位／日
利用定員の45%以上	105単位／日

加算を算定する年度の前年度において、上記の期間継続して就労している者は就労していなかった者の数を利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとのいづれかに該当する場合、それぞれの所定単位数を算定。

* 現行の就労移行支援体制加算は廃止する。

（一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化）

- 就労を希望する障害者であつて、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を踏まえ、現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設する。

- なお、就労継続支援A型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスには含まれないことにとする。

●一般就労への移行実績がない事業所の見直し

[現行]
「過去3年間の就労定着者数が0の場合」所定単位数の85%を算定
「過去4年間の就労定着者数が0の場合」所定単位数の70%を算定
[見直し後]
「過去2年間の就労移行者数が0の場合」所定単位数の85%を算定【新設】
「過去3年間の就労定着者数が0の場合」所定単位数の70%を算定
「過去4年間の就労定着者数が0の場合」所定単位数の50%を算定
* 就労定着者数とは、一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6カ月以上雇用されている者の数。

●移行準備支援体制加算（II）の算定要件の見直し

[現行]
就労支援単位（就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一體的に行われるものをいう。）ごとに実施すること。
[見直し後]
就労支援単位ごとに実施すること。
* 上記の下線部を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

●移行準備支援体制加算（II）の算定要件の見直し

[現行]
就労支援単位（就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一體的に行われるものをいう。）ごとに実施すること。
[見直し後]
就労支援単位ごとに実施すること。
* 上記の下線部を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

(2) 就労継続支援A型

（短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化）

- 一般就労が困難な者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練など必要な支援を行うという就労継続支援A型の趣旨を踏まえ、短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直す。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

- 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し（平成27年10月施行）
 - 【事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均（1日当たり）が1時間未満の場合】
所定単位数の30%を算定
 - 【事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均（1日当たり）が1時間以上2時間未満の場合】
所定単位数の40%を算定
 - 【事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均（1日当たり）が2時間以上3時間未満の場合】
所定単位数の50%を算定
 - 【事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均（1日当たり）が3時間以上4時間未満の場合】
所定単位数の75%を算定
 - 【事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均（1日当たり）が4時間以上5時間未満の場合】
* 利用時間の平均は、雇用契約を締結している利用者について、過去3カ月間ににおける延べ利用時間を延べ利用人數で除して算出。
 - * 現行の短時間利用に係る減算の仕組みは平成27年9月までとする。

- 平成27年3月31までの経過措置とされている重度者支援体制加算（III）について、廃止する。
 - （施設外就労加算の算定要件の見直し）
 - 施設外就労加算について、多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和する。
 - 施設外就労加算の算定要件の見直し

- 平成27年3月31までの経過措置とされている重度者支援体制加算（III）について、廃止する。
 - （施設外就労加算の算定要件の見直し）
 - 施設外就労加算について、就労支援単位ごとに実施すること。
* 上記の下線部を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。
 - 施設外就労加算の算定要件の見直し

(3) 就労継続支援B型

(工賃向上に向けた取組の評価)

- 事業所における工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件を見直し、加算単位を引き上げる。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

●目標工賃達成加算 (I)【新設】 69単位／日

以下のいずれも満たす場合に算定。

- ・ 前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工質実績以上
- ・ 前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の2分の1以上
- ・ 前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工質の目標額以上
- ・ 工賃向上計画を作成していること

●目標工賃達成加算の加算単位の見直し

[現行]	[見直し後]
現行の目標工賃達成加算 (I) 49単位／日	→ 59単位／日
* 見直し後は、目標工賃達成加算 (II) に名称変更。	

[現行]	[見直し後]
現行の目標工賃達成加算 (II) 22単位／日	→ 32単位／日
* 見直し後は、目標工賃達成加算 (III) に名称変更。	

●目標工賃達成指導員配置の算定要件の見直し

現行の算定要件に、「前年度の工質実績が、原則として、前々年度の工質実績以上であることを」を加える。

●目標工賃達成指導員配置加算の加算単位及び算定要件の見直し

[現行]	[見直し後]
利用定員が20人以下 81単位／日	→ 89単位／日
利用定員が21人以上40人以下 72単位／日	→ 80単位／日
利用定員が41人以上60人以下 67単位／日	→ 75単位／日
利用定員が61人以上80人以下 66単位／日	→ 74単位／日

利用定員が81人以上 64単位／日 → 72単位／日

〔現行〕

- 放労継続支援B型サービス費（I）を算定する事業所において、目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること。

〔見直し後〕

- 就労継続支援B型サービス費（I）を算定する事業所において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること。

（重度者支援体制加算（III）の廃止）

- 平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算（III）について、廃止する。

（施設外就労加算の算定要件の見直し）

- 施設外就労加算について、多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和する。

●施設外就労加算の算定要件の見直し

- 施設外就労加算（就労継続支援事業の訓練が3人以上の者に対して一括的に行われるものをいう。）ごとに実施すること。

〔見直し後〕

- 施設外就労加算単位ごとに実施すること。
＊ 上記の下線部を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

6. 相談支援・地域相談支援

（1）計画相談支援・障害児相談支援

（支援体制の評価）

- 事業所の質の担保や相談支援専門員のスキル向上の観点から、サービス等利用計画案等の作成も含めた計画相談支援・障害児相談支援の提供に当たり、

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価する加算を創設する。

(初期段階における支援の評価)

- 障害児相談支援において、保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセメントに係る事業所の業務負担を評価する加算を創設する。

●計画相談支援の報酬体系

特定事業所加算（仮称）【新設】 300単位／月

●障害児相談支援の報酬体系

特定事業所加算（仮称）【新設】 300単位／月
初回加算（仮称）【新設】 500単位／月

(その他)

- サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもつて一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上、実施する。

(2) 地域移行支援

(サービス利用の初期段階における評価)

- サービスの利用に係る初期段階においては、病院等を訪問し、利用者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

●初回加算（仮称）【新設】 500単位／月

(障害福祉サービスの体験利用等の利用期間の見直し)

- 利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用や体験官泊が行えるよう、障害福祉サービスの体験利用や体験官泊の利用期間の制限を廃止する。

●障害福祉サービスの体験利用加算の算定要件の見直し

【現行】 15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度に算定。

○ [見直し後] 15日を限度に算定。

●体験官泊加算（I）及び体験官泊加算（II）の算定要件の見直し

【現行】 同加算（I）及び（II）を合計して15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度に算定。

○ [見直し後] 同加算（I）及び（II）を合計して15日を限度に算定。

7. 障害児支援

(1) 障害児通所支援

- 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を扱う事業所を除く。）及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）における経営の実態等を踏まえ、基本報酬及び指導員加配加算を見直すとともに、支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置していく場合の評価を行う。

●「障害児サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照 → 「障害児サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）【新設】

●児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）（仮称）【新設】
(児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を扱わせる事業所を除く。))
定員10人以下 12単位／日
定員11人以上20人以下 8単位／日
定員21人以上 6単位／日

○ 放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）

* 授業終了後に使う場合	9単位／日 6単位／日 4単位／日
定員1人以下	
定員1人以上	
定員2人以上	
* 休業日に行く場合	12単位／日 8単位／日 6単位／日
定員1人以下	
定員1人以上20人以下	
定員2人以上	
●指導員加配加算の見直し	
[現行]	
定員10人以下	193単位／日 129単位／日 77単位／日
定員11人以上20人以下	
定員21人以上	
[見直し後]	
*児童指導員等を配置している場合	195単位／日 130単位／日 78単位／日
定員10人以下	
定員11人以上20人以下	
定員21人以上	
*指導員を配置している場合	183単位／日 122単位／日 73単位／日
定員10人以下	
定員11人以上20人以下	
定員21人以上	
(家族等に対する相談援助の充実 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等ディサービス))	
○ 障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定期要件を見直すとともに、障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等への相談援助を行った場合の評価を行う。	
●家庭連携加算の見直し	
[現行]	
障害児通所支援を利用した日(は)は加算の算定は不可。	
[見直し後]	
障害児通所支援を利用した日(も)も加算の算定が可能。	
※ あわせて、算定期回数を4回／月から2回／月に見直す。	
●事業所内相談支援加算(仮称)【新設】	3.5単位／回

* 障害児通所支援事業所等において、障害児とその家族等に相談援助を行つた場合に月1回を限度として算定。	
(保育所等との連携の強化 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等ディサービス))	
○ 障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行つた場合や、就学前の児童等について、就学に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行つた場合の評価を行う。	
●関係機関連携加算(仮称)【新設】	
関係機関連携加算(Ⅰ)	200単位／回
関係機関連携加算(Ⅱ)	200単位／回
※ 関係機関連携加算(Ⅰ)については、障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行つた場合に、1年につき1回を限度として算定。	
※ 関係機関連携加算(Ⅱ)については、就学前又は就職前の障害児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行つた場合に、各1回を限度として算定。	
(重症心身障害児に対する支援の充実 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等ディサービス))	
○ 重症心身障害児については、子育て支援に係る一般施策による対応が著しく困難であり、また、医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、重症心身障害児に対する延長支援や手厚い人員配置体制で送迎を行う場合について評価を行う。	
○ また、小規模な事業所が重症心身障害児を受け入れた場合、定員設定により収入に大きな乖離を生じる場合があることから、主として重症心身障害児を受け入れる事業所(児童発達支援センター及び医療型児童発達支援事業所を除く。)における基本報酬及び児童発達支援管理責任者専任加算の定員区分「6人以上10人以下」について細分化を行う。	
●延長支援加算の拡充	
[現行]	
1時間未満	61単位／日
1時間以上2時間未満	92単位／日
2時間以上	123単位／日
[見直し後]	

* 傷害児（重症心身障害児以外）の場合	1時間未満	61単位／日
	1時間以上2時間未満	92単位／日
	2時間以上	123単位／日
* 重症心身障害児の場合	1時間未満	128単位／日
	1時間以上2時間未満	192単位／日
	2時間以上	256単位／日
●送迎加算の拡充		
【現行】		
片道54単位／回 ※ 児童発達支援センター及び重症心身障害児を除く		
【見直し後】		
片道54単位／回 ※ 重症心身障害児についてには基本報酬において送迎を評価している部分 これから、本加算においては送迎に当たり職員を加配している部分 を評価。		
●基本報酬の定員区分の見直し		
→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照		
●児童発達支援管理責任者専任加算の定員区分の見直し		
【現行】		
5人 6人以上10人以下 11人以上		
410単位／日 205単位／日 102単位／日		
【見直し後】		
5人 6人 7人 8人 9人 10人 11人以上		
410単位／日 342単位／日 293単位／日 256単位／日 228単位／日 205単位／日 102単位／日		

(保育機能の充実 (医療型児童発達支援))

- 定員規模にいかわらず一律の人員配置基準となつてている医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関で実施する場合を除く。）について、保育機能の充実を図る観点から、児童指導員又は保育士を加配した場合の評価を行う。

●保育職員加配加算（仮称）【新設】	50単位／日
定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に算定。	

(保育所等訪問支援の推進)

- 障害児が子育て支援に係る一般施策で受け入れられるよう地域支援を推進する観点から、保育所等訪問支援における専門性の高い支援の評価を行うとともに、障害児通所支援利用日との同日利用を可能とするほか、過疎地等の障害児への支援の評価を行う。

●訪問支援員特別加算（車両職員が支援を行う場合）（仮称）【新設】	375単位／日
作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合に算定。	

- 保育所等訪問支援の算定要件の見直し

【現行】

- 他は障害児通所支援を利用した日は保育所等訪問支援の算定が不可。

●特別地域加算（仮称）【新設】	（1日につき）+15～100
過疎地や離島・山間地域等への訪問支援を行った場合に算定。	

(開所時間減算の見直し (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等サービス))	
○ 適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設ける。	

● 開所時間減算の見直し

[現行]

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

[見直し後]

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算。

(2) 障害児入所支援

(基本報酬の見直し (福祉型障害児入所施設))

- 福祉型障害児入所施設における経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
なお、見直しに当たっては、特に小規模な事業所（定員20人以下）に配慮する。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(強度行動障害児支援の強化 (福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設))

- 停待防止の観点も含め、强度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、重度障害児支援加算において、强度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置した場合の加算の追充を行うとともに、福祉型障害児入所施設の強度行動障害児特別支援加算の算定期件に、强度行動障害支援者養成研修を行った職員の配置を追加する。

- なお、强度行動障害支援者養成研修については、平成25年度に創設されたところであるため、従来の强度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、研修受講計画の作成で足りるものとする経過措置を設ける。

● 重度障害児支援加算の拡充

[現行]

* 福祉型障害児入所施設	重度障害児支援加算 (I)	165単位／日
	重度障害児支援加算 (II)	198単位／日
	重度障害児支援加算 (III)	158単位／日
	重度障害児支援加算 (IV)	189単位／日
	重度障害児支援加算 (V)	143単位／日

(有期目的入所の評価 (医療型障害児入所施設))

- 医療型障害児入所施設においては、肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間の入所集中訓練や、自閉症児に対する行動障害の改善・悪化防止を目的とした短期間入所、重症心身障害児に対するNICU退院後の地域生活に向けた支援を目的とした短期間入所を行つており、短期間サイクルで、アセスメントや地域生活に向けた各種指導、環境調整等を行う必要があることから、こうした有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設ける。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(心理的ケアへの対応強化 (医療型障害児入所施設))

- 障害児入所施設において、家庭環境上の理由により施設入所している児童の割合が増加している状況を踏まえ、現行、心理担当職員配置加算がない医

療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。）においても、心理的援助を支援する観点から、心理担当職員を配置した場合の評価を行う。

●心理担当職員配置加算（仮称）【新設】 2.6単位／日

8. その他

(1) 国庫負担基準の見直し

(重度障害者の利用実態を考慮した国庫負担基準の見直し)

- 国庫負担基準は、これまで全市町村の9割程度の市町村に超過負担が生じない水準を維持するため、報酬改定の都度引き上げを行ってきたが、平成25年度実績では、全市町村の75.8%の市町村に超過負担が生じない状況になつており、この割合はこれまで横ばいを続けている。また、全国ベースで見れば、訪問系サービスの国庫負担基準額が訪問系サービスの総費用額を上回っている状況である。
- これらを鑑みると、従来と同様に一律に国庫負担基準を引き上げても、超過市町村数の状況は変わらないことが想定されることから、重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定する。
- なお、基本報酬の見直しや加算の創設等の影響分についても、国庫負担基準の水準に反映させる。
- また、今回の見直しにおいて、国庫負担基準の平均額は、基本報酬の見直しや加算の創設等により、11.9万円から12.5万円(+5.0%)の引上げとなる。

●重度障害者の利用実態を考慮した国庫負担基準の見直し

- 訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準額の5%嵩上げを行う。

(2) 補足給付の見直し

- 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額をいわゆる「補

足給付」として支給しているが、食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直す。

●補足給付に係る基準費用額の見直し	
〔現行〕	
基準費用額	58,000円
〔見直し後〕	
基準費用額	53,500円

第3 終わりに

- 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客觀性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に本検討チームを設置し、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- その際、検討の中で、以下のような事項について、引き続き検討、検証が必要ではないかとの意見があつた。
 - ・福祉・介護職員処遇改善加算等が、障害福祉サービス等従事者の処遇改善に着実に繋がっているか。
 - ・計画相談支援について、基本報酬をどう評価するか。また、モニタリングの実施頻度について実態を把握すべきではないか。
 - ・経営実態調査について、施設・事業所の経営の実態をより的確に把握できよう見直すことや、有効回答率を上げる努力が必要ではないか。
- こうした事項も含め、今回の改定が企図した効果を挙げているかどうかについて、客觀的なデータに基づく検証を行い、次期報酬改定の検討に活かしていくなど、客觀性・透明性を確保するために引き続き取り組んでいくこととする。

別紙 1

福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて

●福祉・介護職員処遇改善加算

・福祉・介護職員処遇改善加算（I）【新設】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。

【算定要件】加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ（新）定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（II）【旧加算（I）】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。

【算定要件】加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、（旧）定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（III）【旧加算（II）】

福祉・介護職員処遇改善加算（II）の90／100を加算。

【算定要件】福祉・介護職員処遇改善加算（II）の算定期間のうち、キャリアパス要件又は（旧）定量的要件のいずれかに適合しない場合。

・福祉・介護職員処遇改善加算（IV）【旧加算（III）】

福祉・介護職員処遇改善加算（II）の80／100を加算。

【算定要件】福祉・介護職員処遇改善加算（II）の算定期間のうち、キャリアパス要件及び（旧）定量的要件のいずれにも適合しない場合。

※定量的要件の実施期間

（旧）定量的要件
（新）定量的要件

【取得に必要な加算】
福祉・介護職員処遇改善加算（I）～（IV）

【内容】
平成20年10月から福祉・介護職員処遇改善計画の提出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものと除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

（注）福祉・介護職員処遇改善加算（III）は、福祉・介護職員処遇改善加算（II）の90／100を算定。

福祉・介護職員処遇改善加算（IV）は、福祉・介護職員処遇改善加算（II）の80／100を算定。

* 短期入所併設型・空床利用型については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。

* 営業者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

●福祉・介護職員処遇改善特別加算【変更なし】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。

【算定要件】福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。
キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

サービス名	福祉・介護職員処遇改善加算		福祉・介護職員 処遇改善特別加算
	(I)	(II) (注)	
居宅介護	22.1%	12.3%	4.1%
重度訪問介護	14.0%	7.8%	2.6%
同行看護	22.1%	12.3%	4.1%
行動看護	18.5%	10.3%	3.4%
療養介護	2.5%	1.4%	0.5%
生活介護	3.1%	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.8%	1.0%	0.3%
施設入所支援	5.0%	2.8%	0.9%
自立訓練(機能訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
自立訓練(生活訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
就労移行支援	4.9%	2.7%	0.9%
就労継続支援型	4.0%	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	3.8%	2.1%	0.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	5.4%	3.0%	1.0%
共同生活援助(外部サービス利用型) 指定共同生活援助	12.4%	6.9%	2.3%
児童免達支援	5.6%	3.1%	1.0%
医療型児童免達支援	10.6%	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	5.9%	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	5.8%	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	4.5%	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	2.5%	1.4%	0.5%

（注）福祉・介護職員処遇改善加算（III）は、福祉・介護職員処遇改善加算（II）の90／100を算定。
福祉・介護職員処遇改善加算（IV）は、福祉・介護職員処遇改善加算（II）の80／100を算定。
* 短期入所併設型・空床利用型については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。
* 営業者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

※ 「見直し後」は、物価の上昇傾向の反映のほか、個別改定事項の影響を含めた基本報酬単位。

現行	見直し後
●訪問系サービス	●訪問系サービス
第1 居宅介護	第1 居宅介護
居宅介護サービス費	居宅介護サービス費
イ 居宅における身体介護が中心である場合	イ 居宅における身体介護が中心である場合
(1) 所要時間 30分未満の場合 255 単位	(1) 所要時間 30分未満の場合 245 単位
(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 404 単位	(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 388 単位
(3) 所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合 587 単位	(3) 所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合 564 単位
(4) 所要時間 1時間30分以上2時間未満の場合 670 単位	(4) 所要時間 1時間30分以上2時間未満の場合 644 単位
(5) 所要時間 2時間以上2時間30分未満の場合 753 単位	(5) 所要時間 2時間以上2時間30分未満の場合 724 単位
(6) 所要時間 2時間30分以上3時間未満の場合 836 単位	(6) 所要時間 2時間30分以上3時間未満の場合 804 単位
(7) 所要時間 3時間以上の場合 919 単位に所要時間 3時間 から計算して所要時間 30分を増すごとに 83 単位を加算した 単位数	(7) 所要時間 3時間以上の場合 884 単位に所要時間 3時間 から計算して所要時間 30分を増すごとに 80 单位を加算した 単位数
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合	ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合
(1) 所要時間 30分未満の場合 255 単位	(1) 所要時間 30分未満の場合 245 単位
(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 404 単位	(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 388 単位
(3) 所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合 587 単位	(3) 所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合 564 単位
(4) 所要時間 1時間30分以上2時間未満の場合 670 単位	(4) 所要時間 1時間30分以上2時間未満の場合 644 単位

45

(5) 所要時間 2時間以上2時間30分未満の場合 753 単位	(5) 所要時間 2時間以上2時間30分未満の場合 724 単位
(6) 所要時間 2時間30分以上3時間未満の場合 836 単位	(6) 所要時間 2時間30分以上3時間未満の場合 804 単位
(7) 所要時間 3時間以上の場合 919 単位に所要時間 3時間 から計算して所要時間 30分を増すごとに 83 単位を加算した 単位数	(7) 所要時間 3時間以上の場合 884 単位に所要時間 3時間 から計算して所要時間 30分を増すごとに 80 单位を加算した 単位数
ハ 家事援助が中心である場合	ハ 家事援助が中心である場合
(1) 所要時間 30分未満の場合 105 単位	(1) 所要時間 30分未満の場合 101 単位
(2) 所要時間 30分以上45分未満の場合 152 単位	(2) 所要時間 30分以上45分未満の場合 146 単位
(3) 所要時間 45分以上1時間未満の場合 196 单位	(3) 所要時間 45分以上1時間未満の場合 189 単位
(4) 所要時間 1時間以上1時間15分未満 237 単位	(4) 所要時間 1時間以上1時間15分未満 229 单位
(5) 所要時間 1時間15分以上1時間30分未満の場合 274 単位	(5) 所要時間 1時間15分以上1時間30分未満の場合 264 単位
(6) 所要時間 1時間30分以上の場合 309 単位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間 15分を増すごとに 35 单位を加算 した単位数	(6) 所要時間 1時間30分以上の場合 298 单位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間 15分を増すごとに 34 单位を加算 した単位数
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合	ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合
(1) 所要時間 30分未満の場合 105 単位	(1) 所要時間 30分未満の場合 101 単位
(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 196 単位	(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 189 単位
(3) 所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合 274 単位	(3) 所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合 264 単位
(4) 所要時間 1時間30分以上の場合 344 单位に所要時間 1時間30分から計算して所要時間 30分を増すごとに 70 单位 を加算した単位数	(4) 所要時間 1時間30分以上の場合 331 单位に所要時間 1時間30分から計算して所要時間 30分を増すごとに 67 单位 を加算した単位数
ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
101 単位	97 単位

46

第2 重度訪問介護		第2 重度訪問介護	
重度訪問介護サービス費		重度訪問介護サービス費	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	182 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	183 単位
(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	272 単位	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	273 単位
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	363 単位	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	364 単位
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満	454 単位	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満	455 単位
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	544 単位	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	546 単位
(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	634 単位	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	636 単位
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	726 単位	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	728 単位
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 811 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算 した単位数		(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 813 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算 した単位数	
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,491 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算 した単位数		(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,493 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算 した単位数	
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,166 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算 した単位数		(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,168 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算 した単位数	
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,812 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算 した単位数		(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,814 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算 した単位数	
(12) 所要時間 20 時間以上 16 時間未満の場合 3,494 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算 した単位数		(12) 所要時間 20 時間以上 16 時間未満の場合 3,496 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算 した単位数	

47

第3 同行援護		第3 同行援護	
同行援護サービス費		同行援護サービス費	
イ 身体介護を伴う場合		イ 身体介護を伴う場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	255 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合	256 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	404 单位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	405 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	587 単位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	589 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	670 単位	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	672 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	753 単位	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	755 単位
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	836 単位	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	839 単位
(7) 所要時間 3 時間以上の場合 919 単位に所要時間 3 時間から 計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数		(7) 所要時間 3 時間以上の場合 922 単位に所要時間 3 時間から 計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数	
ロ 身体介護を伴わない場合		ロ 身体介護を伴わない場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	105 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合	105 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	198 单位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	199 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	277 单位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	278 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 347 单位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を 加算した単位数		(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 348 单位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 单位を 加算した単位数	
第4 行動援護		第4 行動援護	
行動援護サービス費		行動援護サービス費	
イ 所要時間 30 分未満の場合	252 単位	イ 所要時間 30 分未満の場合	253 単位

48

ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	400 単位	ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	401 単位
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	582 単位	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	584 単位
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	729 単位	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	731 単位
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	876 単位	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	879 単位
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,024 単位	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,027 単位
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,171 単位	ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,175 単位
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,319 単位	チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,323 単位
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,467 単位	リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,472 単位
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,614 単位	ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,619 単位
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,761 単位	ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,767 単位
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,909 単位	ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,915 単位
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,056 单位	ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,063 単位
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,204 単位	カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,211 単位
ヨ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,352 単位	ヨ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,360 単位
タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,498 単位	タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,506 単位
第5 重度障害者等包括支援			
重度障害者等包括支援サービス費			
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超えない範囲）	799 単位	イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超えない範囲）	802 単位
ロ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超える範囲）	779 単位	ロ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超える範囲）	781 単位

49

ハ 短期入所の場合	889 単位	ハ 短期入所の場合	892 単位
ニ 共同生活援助の場合	958 単位	ニ 共同生活援助の場合	961 単位
●日中活動系サービス			
第1 療養介護			
療養介護サービス費（1日につき）		療養介護サービス費（1日につき）	
イ 療養介護サービス費		イ 療養介護サービス費	
(I) 療養介護サービス費(I)		(I) 療養介護サービス費(I)	
(一) 利用定員が40人以下	903 単位	(一) 利用定員が40人以下	906 単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	884 単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	887 単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	868 単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	848 単位
(四) 利用定員が81人以上	857 単位	(四) 利用定員が81人以上	815 単位
(II) 療養介護サービス費(II)		(II) 療養介護サービス費(II)	
(一) 利用定員が40人以下	658 単位	(一) 利用定員が40人以下	660 単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	628 単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	630 単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	604 単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	590 単位
(四) 利用定員が81人以上	591 単位	(四) 利用定員が81人以上	562 単位
(III) 療養介護サービス費(III)		(III) 療養介護サービス費(III)	
(一) 利用定員が40人以下	520 単位	(一) 利用定員が40人以下	522 単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	495 単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	497 単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	484 単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	473 単位
(四) 利用定員が81人以上	476 単位	(四) 利用定員が81人以上	453 単位
(IV) 療養介護サービス費(IV)		(IV) 療養介護サービス費(IV)	
(一) 利用定員が40人以下	416 単位	(一) 利用定員が40人以下	418 単位

50

(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	384 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	371 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	362 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位
(5) 療養介護サービス費(V)		(5) 療養介護サービス費(V)	
(一) 利用定員が 40 人以下	416 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	418 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	384 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	371 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	362 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位
口 経過的療養介護サービス費		口 経過的療養介護サービス費	
(i) 経過的療養介護サービス費(I)		(i) 経過的療養介護サービス費(I)	
(一) 利用定員が 40 人以下	874 単位	(i) 利用定員が 40 人以下	877 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	874 単位	(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	877 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	868 単位	(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	848 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	857 単位	(4) 利用定員が 81 人以上	815 単位
(ii) 経過的療養介護サービス費(II)	591 単位		
第2 生活介護		第2 生活介護	
生活介護サービス費(1日につき)		生活介護サービス費(1日につき)	
イ 生活介護サービス費		イ 生活介護サービス費	
(i) 利用定員が 20 人以下		(i) 利用定員が 20 人以下	
(一) 区分6	1,299 単位	(一) 区分6	1,278 単位
(二) 区分5	981 単位	(二) 区分5	959 単位
(三) 区分4	703 単位	(三) 区分4	680 単位
(四) 区分3	634 単位	(四) 区分3	610 単位

51

(五) 区分2以下	583 単位	(五) 区分2以下	559 単位
(i) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(i) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 区分6	1,170 単位	(一) 区分6	1,139 単位
(二) 区分5	883 単位	(二) 区分5	851 単位
(三) 区分4	632 単位	(三) 区分4	599 単位
(四) 区分3	572 単位	(四) 区分3	539 単位
(五) 区分2以下	524 単位	(五) 区分2以下	491 単位
(j) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(j) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 区分6	1,138 单位	(一) 区分6	1,099 单位
(二) 区分5	854 单位	(二) 区分5	816 单位
(三) 区分4	604 单位	(三) 区分4	568 单位
(四) 区分3	538 单位	(四) 区分3	502 单位
(五) 区分2以下	494 单位	(五) 区分2以下	459 单位
(l) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(l) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 区分6	1,090 单位	(一) 区分6	1,045 单位
(二) 区分5	825 单位	(二) 区分5	781 单位
(三) 区分4	589 单位	(三) 区分4	549 单位
(四) 区分3	532 单位	(四) 区分3	493 单位
(五) 区分2以下	481 单位	(五) 区分2以下	445 单位
(m) 利用定員が 81 人以上		(m) 利用定員が 81 人以上	
(一) 区分6	1,076 单位	(一) 区分6	1,028 单位
(二) 区分5	811 单位	(二) 区分5	765 单位
(三) 区分4	576 单位	(三) 区分4	535 单位
(四) 区分3	517 单位	(四) 区分3	478 单位

52

(五) 区分 2 以下	466 単位	(五) 区分 2 以下	428 単位
ロ 基準該当生活介護サービス費		ロ 基準該当生活介護サービス費	
(イ) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	728 単位	(イ) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	691 単位
(ロ) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	883 単位	(ロ) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	851 単位
第 3 短期入所		第 3 短期入所	
短期入所サービス費（1 日につき）		短期入所サービス費（1 日につき）	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(イ) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		(イ) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分 6	888 単位	(一) 区分 6	892 単位
(二) 区分 5	755 単位	(二) 区分 5	758 単位
(三) 区分 4	623 単位	(三) 区分 4	626 単位
(四) 区分 3	561 単位	(四) 区分 3	563 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	490 単位	(五) 区分 1 及び区分 2	492 単位
(ロ) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)		(ロ) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分 6	580 単位	(一) 区分 6	582 単位
(二) 区分 5	508 単位	(二) 区分 5	510 単位
(三) 区分 4	306 単位	(三) 区分 4	307 単位
(四) 区分 3	231 単位	(四) 区分 3	232 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	165 単位	(五) 区分 1 及び区分 2	166 単位
(ロ) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(ロ) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	755 単位	(一) 区分 3	758 単位
(二) 区分 2	592 単位	(二) 区分 2	595 単位
(三) 区分 1	490 単位	(三) 区分 1	492 単位

53

(イ) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(イ) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分 3	508 単位	(一) 区分 3	510 単位
(二) 区分 2	268 単位	(二) 区分 2	269 単位
(三) 区分 1	165 単位	(三) 区分 1	166 単位
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(イ) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,598 単位	(イ) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,609 単位
(ロ) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,397 单位	(ロ) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,407 単位
(三) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,398 単位	(三) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,404 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(イ) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,478 単位	(イ) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,489 単位
(ロ) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,267 単位	(ロ) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,277 単位
(三) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,298 単位	(三) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,304 単位
(イ) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,731 単位	(イ) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,738 単位
(ロ) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,599 単位	(ロ) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,606 単位
(三) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	932 単位	(三) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	936 単位
ニ 基準該当短期入所サービス費		ニ 基準該当短期入所サービス費	
(イ) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	755 単位	(イ) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	758 単位
(ロ) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	231 単位	(ロ) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	232 単位
●施設系サービス		●施設系サービス	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費（1 日につき）		施設入所支援サービス費（1 日につき）	
イ 利用定員が 40 人以下		イ 利用定員が 40 人以下	
(イ) 区分 6	451 単位	(イ) 区分 6	453 単位

54

(2) 区分5	380 単位	(2) 区分5	382 単位
(3) 区分4	307 単位	(3) 区分4	308 単位
(4) 区分3	231 単位	(4) 区分3	232 単位
(5) 区分2以下	167 単位	(5) 区分2以下	168 単位
□ 利用定員が41人以上60人以下		□ 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分6	355 単位	(1) 区分6	356 単位
(2) 区分5	296 単位	(2) 区分5	297 単位
(3) 区分4	234 単位	(3) 区分4	235 単位
(4) 区分3	184 単位	(4) 区分3	185 単位
(5) 区分2以下	145 単位	(5) 区分2以下	146 単位
△ 利用定員が61人以上80人以下		△ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分6	294 単位	(1) 区分6	295 単位
(2) 区分5	246 単位	(2) 区分5	247 単位
(3) 区分4	197 単位	(3) 区分4	198 単位
(4) 区分3	161 単位	(4) 区分3	162 単位
(5) 区分2以下	131 単位	(5) 区分2以下	132 単位
○ 利用定員が81人以上		○ 利用定員が81人以上	
(1) 区分6	268 単位	(1) 区分6	269 単位
(2) 区分5	222 単位	(2) 区分5	223 単位
(3) 区分4	177 単位	(3) 区分4	178 単位
(4) 区分3	145 単位	(4) 区分3	146 単位
(5) 区分2以下	124 単位	(5) 区分2以下	125 単位
●居住系サービス		●居住系サービス	

55

共同生活援助		共同生活援助	
1 介護サービス包括型共同生活援助		1 介護サービス包括型共同生活援助	
イ 共同生活援助サービス費（I）		イ 共同生活援助サービス費（I）	
(1) 区分6	645 単位	(1) 区分6	668 単位
(2) 区分5	528 単位	(2) 区分5	552 単位
(3) 区分4	449 単位	(3) 区分4	471 単位
(4) 区分3	383 単位	(4) 区分3	385 単位
(5) 区分2	294 単位	(5) 区分2	295 単位
(6) 区分1以下	257 単位	(6) 区分1以下	259 単位
□ 共同生活援助サービス費（II）		□ 共同生活援助サービス費（II）	
(1) 区分6	594 単位	(1) 区分6	617 单位
(2) 区分5	477 単位	(2) 区分5	501 単位
(3) 区分4	398 単位	(3) 区分4	420 単位
(4) 区分3	332 単位	(4) 区分3	334 単位
(5) 区分2	243 単位	(5) 区分2	244 単位
(6) 区分1以下	211 単位	(6) 区分1以下	212 単位
△ 共同生活援助サービス費（III）		△ 共同生活援助サービス費（III）	
(1) 区分6	561 単位	(1) 区分6	584 単位
(2) 区分5	444 単位	(2) 区分5	467 単位
(3) 区分4	365 単位	(3) 区分4	387 単位
(4) 区分3	299 単位	(4) 区分3	301 単位
(5) 区分2	210 単位	(5) 区分2	211 単位
(6) 区分1以下	181 単位	(6) 区分1以下	182 単位
○ 共同生活援助サービス費（IV）		○ 共同生活援助サービス費（IV）	

56

(1) 区分 6	675 単位	(1) 区分 6	699 単位
(2) 区分 5	558 単位	(2) 区分 5	582 単位
(3) 区分 4	479 単位	(3) 区分 4	502 単位
(4) 区分 3	413 単位	(4) 区分 3	415 単位
(5) 区分 2	324 単位	(5) 区分 2	326 単位
(6) 区分 1 以下	287 単位	(6) 区分 1 以下	289 単位
ホ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	142 単位	ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例	
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例		(1) 4 : 1 の場合	
(1) 4 : 1 の場合		(1) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	434 単位	(一) 区分 6	444 単位
(二) 区分 5	388 単位	(二) 区分 5	398 単位
(三) 区分 4	356 単位	(三) 区分 4	365 単位
(2) 5 : 1 の場合		(2) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	383 単位	(一) 区分 6	393 単位
(二) 区分 5	337 単位	(二) 区分 5	347 単位
(三) 区分 4	305 単位	(三) 区分 4	314 単位
(3) 6 : 1 の場合		(3) 6 : 1 の場合	
(一) 区分 6	350 単位	(一) 区分 6	360 単位
(二) 区分 5	304 単位	(二) 区分 5	313 単位
(三) 区分 4	272 単位	(三) 区分 4	281 単位
2 外部サービス利用型共同生活援助		2 外部サービス利用型共同生活援助	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	257 単位	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	259 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II)	211 単位	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II)	212 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III)	181 単位	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III)	182 単位

57

ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV)	120 単位	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV)	121 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	287 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	289 単位
3 受託居宅介護サービス費		3 受託居宅介護サービス費	
(1) 所要時間 15 分未満の場合	99 単位	(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位
(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	199 单位	(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位
(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合	271 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 90 単位を加算した 単位数	(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合	260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した 単位数
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	580 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 37 単位を加算 した単位数	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算 した単位数
●訓練系・就労系サービス			
第1 自立訓練 (機能訓練)		第1 自立訓練 (機能訓練)	
機能訓練サービス費 (1日につき)		機能訓練サービス費 (1日につき)	
イ 機能訓練サービス費(I)		イ 機能訓練サービス費(I)	
(1) 利用定員が 20 人以下	784 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	787 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	701 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	704 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	666 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	669 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	638 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	641 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	601 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	604 単位
ロ 機能訓練サービス費(II)		ロ 機能訓練サービス費(II)	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	255 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	245 単位
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	587 単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	564 単位

58

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	753 単位	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	724 単位
ハ 基準該当機能訓練サービス費	784 単位	ハ 基準該当機能訓練サービス費	787 単位
第2 自立訓練（生活訓練）			第2 自立訓練（生活訓練）
生活訓練サービス費（1日につき）			生活訓練サービス費（1日につき）
イ 生活訓練サービス費（I）		イ 生活訓練サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20人以下	748 単位	(1) 利用定員が 20人以下	751 単位
(2) 利用定員が 21人以上 40人以下	667 単位	(2) 利用定員が 21人以上 40人以下	670 単位
(3) 利用定員が 41人以上 60人以下	634 単位	(3) 利用定員が 41人以上 60人以下	637 単位
(4) 利用定員が 61人以上 80人以下	609 単位	(4) 利用定員が 61人以上 80人以下	612 単位
(5) 利用定員が 81人以上	572 単位	(5) 利用定員が 81人以上	575 単位
ロ 生活訓練サービス費（II）		ロ 生活訓練サービス費（II）	
(1) 所要時間 1時間未満の場合	255 単位	(1) 所要時間 1時間未満の場合	245 単位
(2) 所要時間 1時間以上の場合	587 単位	(2) 所要時間 1時間以上の場合	564 単位
ハ 生活訓練サービス費（III）		ハ 生活訓練サービス費（III）	
(1) 利用期間が 2年間以内の場合	270 単位	(1) 利用期間が 2年間以内の場合	271 単位
(2) 利用期間が 2年間を超える場合	162 単位	(2) 利用期間が 2年間を超える場合	163 単位
ニ 生活訓練サービス費（IV）		ニ 生活訓練サービス費（IV）	
(1) 利用期間が 3年間以内の場合	270 単位	(1) 利用期間が 3年間以内の場合	271 単位
(2) 利用期間が 3年間を超える場合	162 単位	(2) 利用期間が 3年間を超える場合	163 単位
ホ 基準該当生活訓練サービス費	748 単位	ホ 基準該当生活訓練サービス費	751 単位
第3 就労移行支援			第3 就労移行支援
就労移行支援サービス費（1日につき）			就労移行支援サービス費（1日につき）

59

イ 就労移行支援サービス費（I）		イ 就労移行支援サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20人以下	839 単位	(1) 利用定員が 20人以下	804 単位
(2) 利用定員が 21人以上 40人以下	747 単位	(2) 利用定員が 21人以上 40人以下	711 単位
(3) 利用定員が 41人以上 60人以下	716 単位	(3) 利用定員が 41人以上 60人以下	679 単位
(4) 利用定員が 61人以上 80人以下	672 単位	(4) 利用定員が 61人以上 80人以下	634 単位
(5) 利用定員が 81人以上	635 単位	(5) 利用定員が 81人以上	595 単位
ロ 就労移行支援サービス費（II）		ロ 就労移行支援サービス費（II）	
(1) 利用定員が 20人以下	522 単位	(1) 利用定員が 20人以下	524 単位
(2) 利用定員が 21人以上 40人以下	465 単位	(2) 利用定員が 21人以上 40人以下	467 単位
(3) 利用定員が 41人以上 60人以下	435 単位	(3) 利用定員が 41人以上 60人以下	437 単位
(4) 利用定員が 61人以上 80人以下	424 単位	(4) 利用定員が 61人以上 80人以下	426 単位
(5) 利用定員が 81人以上	410 単位	(5) 利用定員が 81人以上	412 単位
第4 就労継続支援A型			第4 就労継続支援A型
就労継続支援A型サービス費（1日につき）			就労継続支援A型サービス費（1日につき）
イ 就労継続支援A型サービス費（I）		イ 就労継続支援A型サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20人以下	589 単位	(1) 利用定員が 20人以下	584 単位
(2) 利用定員が 21人以上 40人以下	526 単位	(2) 利用定員が 21人以上 40人以下	519 単位
(3) 利用定員が 41人以上 60人以下	494 単位	(3) 利用定員が 41人以上 60人以下	487 単位
(4) 利用定員が 61人以上 80人以下	485 単位	(4) 利用定員が 61人以上 80人以下	478 単位
(5) 利用定員が 81人以上	469 単位	(5) 利用定員が 81人以上	462 単位
ロ 就労継続支援A型サービス費（II）		ロ 就労継続支援A型サービス費（II）	
(1) 利用定員が 20人以下	538 単位	(1) 利用定員が 20人以下	532 単位
(2) 利用定員が 21人以上 40人以下	481 単位	(2) 利用定員が 21人以上 40人以下	474 単位

60

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	447 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	440 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	438 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	431 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	423 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	416 単位
第 5 就労継続支援B型			
就労継続支援B型サービス費（1日につき）			
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)		イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)	
(1) 利用定員が 20 人以下	589 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	584 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	526 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	519 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	494 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	487 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	485 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	478 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	469 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	462 単位
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)		ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下	538 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	532 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	481 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	474 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	447 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	440 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	438 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	431 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	423 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	416 単位
●相談系サービス			
第 1 計画相談支援費			
イ サービス利用支援費	1,606 単位	イ サービス利用支援費	1,611 単位
ロ 継続サービス利用支援費	1,306 単位	ロ 継続サービス利用支援費	1,310 単位
注 1) 居宅介護支援費重複減算 (I)	703 単位	注 1) 居宅介護支援費重複減算 (I)	705 単位

61

注 2) 居宅介護支援費重複減算 (II)	1,004 単位	注 2) 居宅介護支援費重複減算 (II)	1,007 単位
注 3) 介護予防支援費重複減算	112 単位	注 3) 介護予防支援費重複減算	112 単位
第 2 障害児相談支援費			
イ 障害児支援利用援助費	1,606 単位	イ 障害児支援利用援助費	1,611 単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,306 単位	ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310 単位
第 3 地域移行支援			
地域移行支援サービス費	2,313 単位	地域移行支援サービス費	2,323 単位
第 4 地域定着支援			
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	301 単位	イ 体制確保費	302 単位
ロ 緊急時支援費	703 単位	ロ 緊急時支援費	705 単位
●障害児通所系サービス			
第 1 児童発達支援			
児童発達支援給付費（1日につき）			
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）		イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が 30 人以下の場合	972 単位	(1) 利用定員が 30 人以下の場合	976 単位
(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	913 単位	(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	917 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	854 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	858 単位
(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	797 単位	(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	800 単位

62

(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	776 単位	(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	779 単位
(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	756 単位	(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	759 単位
(7) 利用定員が 81 人以上の場合	734 単位	(7) 利用定員が 81 人以上の場合	737 単位
口 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合		口 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が 20 人以下の場合	1,215 単位	(1) 利用定員が 20 人以下の場合	1,220 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	1,069 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	1,073 単位
(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	983 単位	(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	987 単位
(4) 利用定員が 41 人以上の場合	896 単位	(4) 利用定員が 41 人以上の場合	900 単位
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合		ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が 15 人以下の場合	1,147 単位	(1) 利用定員が 15 人以下の場合	1,152 単位
(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	870 単位	(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	874 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	795 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	798 単位
ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）		ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	622 単位	(1) 利用定員が 10 人以下の場合	620 単位
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	455 単位	(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	453 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	366 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	364 単位
ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	

63

(1) 利用定員が 5 人の場合	1,599 単位	(1) 利用定員が 5 人の場合	1,608 単位
(2) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合	819 単位	(2) 利用定員が 6 人の場合	1,347 単位
(3) 利用定員が 11 人以上の場合	694 単位	(3) 利用定員が 7 人の場合	1,160 単位
第 2 医療型児童発達支援		(4) 利用定員が 8 人の場合	1,020 単位
医療型児童発達支援給付費（1 日につき）		(5) 利用定員が 9 人の場合	911 単位
イ 肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	332 単位	(6) 利用定員が 10 人の場合	824 単位
口 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	443 単位	(7) 利用定員が 11 人以上の場合	699 単位
第 3 放課後等デイサービス		第 2 医療型児童発達支援	
放課後等デイサービス給付費（1 日につき）		医療型児童発達支援給付費（1 日につき）	
イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）		イ 肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	333 単位
(1) 授業の終了後に行う場合		ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	445 単位
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	482 単位		
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	362 単位		
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	281 単位		
第 3 放課後等デイサービス		第 3 放課後等デイサービス	
放課後等デイサービス給付費（1 日につき）		放課後等デイサービス給付費（1 日につき）	
イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）		イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	473 单位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	473 单位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	355 单位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	355 单位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	276 单位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	276 单位

64

(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	622 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	611 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	455 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	447 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	366 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	359 単位
ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(I) 授業の終了後に行う場合		(I) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	1,320 単位	(一) 利用定員が 5 人の場合	1,329 単位
(二) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合	675 単位	(二) 利用定員が 6 人の場合	1,112 単位
(三) 利用定員が 11 人以上の場合	573 単位	(三) 利用定員が 7 人の場合	958 単位
(II) 休業日に行う場合		(四) 利用定員が 8 人の場合	842 単位
(一) 利用定員が 5 人の場合	1,600 单位	(五) 利用定員が 9 人の場合	751 単位
(二) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合	820 单位	(六) 利用定員が 10 人の場合	679 单位
(三) 利用定員が 11 人以上の場合	695 单位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	577 単位
第 4 保育所等訪問支援		② 休業日に行う場合	
第 4 保育所等訪問支援		(一) 利用定員が 5 人の場合	1,608 単位
		(二) 利用定員が 6 人の場合	1,347 単位
		(三) 利用定員が 7 人の場合	1,160 単位
		(四) 利用定員が 8 人の場合	1,020 単位
		(五) 利用定員が 9 人の場合	911 単位
		(六) 利用定員が 10 人の場合	824 単位
		(七) 利用定員が 11 人以上の場合	699 単位

65

保育所等訪問支援給付費（1 日につき）	912 単位	保育所等訪問支援給付費（1 日につき）	916 単位
●障害児入所系サービス			
第 1 福祉型障害児入所施設			
福祉型障害児入所施設給付費（1 日につき）			
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(I) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	737 単位	(I) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740 単位
(II) 入所定員が 10 人の場合		(II) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	625 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	628 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,444 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,451 単位
(III) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	737 単位	(III) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740 単位
(IV) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(IV) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	541 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	543 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	950 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	954 単位
(III) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	737 単位	(III) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740 単位

66

(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	737 単位	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	727 単位
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	619 単位	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	611 単位
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	557 単位	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	550 単位
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	539 単位	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	532 単位
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	521 単位	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	514 単位
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	503 単位	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	496 単位
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	486 単位	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	480 単位
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	467 単位	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	461 単位
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	465 単位	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	459 単位
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	464 単位	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	458 単位
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	462 単位	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	456 単位
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	460 単位	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	454 単位
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	458 単位	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	452 単位
(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	454 単位	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	448 単位
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	451 単位	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	445 単位
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	447 単位	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	441 単位
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	444 単位	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	438 単位
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	441 単位	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	435 単位
□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	732 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	735 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	675 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	678 単位

(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	647 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	650 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	622 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	625 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	595 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	598 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	568 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	571 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 单位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	607 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	607 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,436 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,443 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	504 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	506 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,058 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,063 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(i) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(i) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	462 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	464 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	877 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	881 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(ii) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(ii) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	431 单位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	433 单位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	801 单位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	805 单位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 单位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 单位
(iii) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(iii) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	402 单位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	404 单位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	

69

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(i) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。 (i)から(iii)までにおいて同じ。)	676 単位	(i) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。 (i)から(iii)までにおいて同じ。)	679 単位
(ii) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	601 単位	(ii) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	604 単位
(iii) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	556 単位	(iii) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	559 単位
(iv) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	493 単位	(iv) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	495 単位
(v) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	479 単位	(v) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	481 単位
(vi) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	464 単位	(vi) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	466 単位
(vii) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	448 単位	(vii) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	450 単位
(viii) 入所定員が 91 人以上の場合	433 単位	(viii) 入所定員が 91 人以上の場合	435 単位
ニ 主としてろうあ児 (強度の難聴児を含む。以下同じ。) に対し 指定入所支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児 (強度の難聴児を含む。以下同じ。) に対し 指定入所支援を行う場合	
(i) 入所定員が 5 人の場合		(i) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
(iii) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(iii) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	626 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位

70

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	712 単位	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	715 単位
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	703 単位	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	706 単位
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	691 単位	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	694 単位
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	678 単位	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	681 単位
第2 医療型障害児入所施設		第2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1日につき）		医療型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合		イ 指定医療型障害児入所施設の場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	321 単位	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	323 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	147 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	148 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	875 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90 日目まで	355 単位	(一) 90 日目まで	355 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	323 単位	(二) 91 日目以降 180 日目まで	323 単位
(三) 181 日目以降	291 単位	(三) 181 日目以降	291 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90 日目まで	163 単位	(一) 90 日目まで	163 単位

73

ロ 指定発達支援医療機関の場合		(二) 91 日目以降 180 日目まで	148 単位
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	123 単位	(三) 181 日目以降	133 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	875 单位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	968 単位
ハ 指定発達支援医療機関の場合		(一) 90 日目まで	880 単位
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(二) 91 日目以降 180 日目まで	792 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(三) 181 日目以降	124 単位
ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(一) 90 日目まで	136 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(二) 91 日目以降 180 日目まで	124 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(三) 181 日目以降	112 単位
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 90 日目まで	968 単位	(一) 90 日目まで	968 単位
(二) 91 日目以降 180 日目まで	880 単位	(二) 91 日目以降 180 日目まで	880 単位
(三) 181 日目以降	792 単位	(三) 181 日目以降	792 単位

74

地域区分の見直しについて

障害児の地域区分の見直しについて

〈現行〉

＜見直し後＞

- * 上乗せ割合が変動する地域については、平成27年度～29年度にかけて段階的に引き上げ、平成30年度から完全施行。

-75-

●地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕〔現行と平成30年度以降〕

〈現行〉

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
障 害 者 支 援 所 支 援	児童 医療 支援 室	児童医療支援センターの場合	10,12円	10,93円	10,74円	10,53円	10,30円	10,27円	10,18円	10円
		児童医療支援センター以外の指定児童医療支援事業者の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,50円	10,46円	10,34円	10,18円	10円
		主たる対象が気管心臓障害の場合は	11,37円	11,14円	10,91円	10,76円	10,51円	10,44円	10,23円	10円
医療費児童医療支援(令:海洋外島支援医療費割)		10円								
障 害 者 支 援 所 支 援	被扶養 等 デイ サ ー ビ ス	重度心臓疾患以外の障害者の場合	11,04円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
		主たる対象が重度心臓疾患の場合は	11,37円	11,14円	10,91円	10,76円	10,51円	10,44円	10,23円	10円
		医療費等助成支援	11,12円	10,95円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,18円	10円
障 害 者 支 援 所 支 援	施 設 型 支 援	契約制 制度の 場合	11,00円	10,84円	10,67円	10,56円	10,45円	10,33円	10,17円	10円
		当該施設が生たる施設の場合又は単施設の場合は	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,18円	10円
		西原症の場合は	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,48円	10,37円	10,18円	10円
障 害 者 支 援 所 支 援	施 設 型 支 援	盲視	10,88円	10,63円	10,66円	10,55円	10,44円	10,33円	10,17円	10円
		当該施設が生たる施設の場合は	11,11円	10,83円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,18円	10円
		当該施設が生たる施設の場合は	11,04円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
障 害 者 支 援 所 支 援	施 設 型 支 援	ろうあ 心 の 場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,18円	10円
		当該施設が生たる施設の場合は	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,18円	10円
		当該施設が生たる施設の場合は	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,18円	10円
障 害 者 支 援 所 支 援	施 設 型 支 援	肢体不自由児の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,48円	10,37円	10,18円	10円
		自閉症の場合は	10円							
		肢体不自由児の場合	10円							
障 害 者 支 援 所 支 援	施 設 型 支 援	重度心臓疾患の場合は	10円							
		障害児特例支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円

〈平成30年度以降〉

〔各サービスの1単位の単価〕

〈平成27年度〉

サービス名		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	その他の 地域	
		1級地→1級地	2級地→2級地	3級地→3級地	4級地→4級地	5級地→5級地	6級地→6級地	7級地→7級地	8級地→8級地	9級地→9級地	10級地→10級地	11級地→11級地	12級地→12級地	13級地→13級地	14級地→14級地	その他→その他	
児童先達支援		児童先達支援センターの場合	11,12円	10,83円	10,81円	10,74円	10,58円	10,62円	10,50円	10,43円	10,37円	10,31円	10,25円	10,19円	10,12円	10,06円	
		児童先達支援センター以外の指定児童育成支援事業所の場合	11,08円	10,90円	10,78円	10,72円	10,56円	10,60円	10,48円	10,42円	10,36円	10,30円	10,24円	10,18円	10,12円	10,05円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11,37円	11,14円	10,89円	10,91円	10,84円	10,78円	10,81円	10,53円	10,46円	10,38円	10,30円	10,23円	10,15円	10,08円	
医療型児童先達支援(古:指定先達支援医療機関)		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
放置後等ディサービス		重症心身障害以外の障害児の場合	11,08円	10,80円	10,78円	10,72円	10,66円	10,60円	10,48円	10,42円	10,36円	10,30円	10,24円	10,18円	10,12円	10,05円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11,37円	11,14円	10,89円	10,91円	10,84円	10,78円	10,81円	10,53円	10,46円	10,38円	10,30円	10,23円	10,15円	10,08円	
保育所等訪問支援		11,12円	10,83円	10,81円	10,74円	10,58円	10,62円	10,50円	10,43円	10,37円	10,31円	10,25円	10,19円	10,12円	10,06円	10円	
精神型障害児入所施設		併設する施設が主たる施設の場合	11,00円	10,84円	10,73円	10,87円	10,82円	10,56円	10,45円	10,38円	10,33円	10,28円	10,22円	10,17円	10,11円	10,06円	
		知的障害児の場合	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,12円	10,93円	10,81円	10,74円	10,88円	10,62円	10,50円	10,43円	10,37円	10,31円	10,25円	10,19円	10,12円	10,06円
		自閉症児の場合	11,10円	10,92円	10,78円	10,73円	10,67円	10,61円	10,49円	10,43円	10,37円	10,31円	10,24円	10,18円	10,12円	10,06円	
		併設する施設が主たる施設の場合	盲児の場合	10,89円	10,83円	10,72円	10,66円	10,61円	10,55円	10,44円	10,38円	10,23円	10,28円	10,22円	10,17円	10,11円	10,06円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	ろうあ児の場合	11,11円	10,93円	10,81円	10,74円	10,58円	10,62円	10,49円	10,43円	10,37円	10,31円	10,25円	10,19円	10,12円	10,06円
		当該施設が主たる施設の場合	当該施設が単独施設の場合	11,08円	10,90円	10,78円	10,72円	10,66円	10,60円	10,48円	10,42円	10,36円	10,30円	10,24円	10,18円	10,12円	10,06円
		併設する施設が主たる施設の場合	肢体不自由児の場合	11,11円	10,93円	10,81円	10,74円	10,58円	10,62円	10,49円	10,43円	10,37円	10,31円	10,25円	10,19円	10,12円	10,06円
		当該施設が主たる施設の場合	肢体不自由児の場合	11,16円	10,97円	10,83円	10,77円	10,70円	10,64円	10,52円	10,45円	10,39円	10,32円	10,26円	10,19円	10,13円	10,06円
		併設する施設が主たる施設の場合	肢体不自由児の場合	11,10円	10,92円	10,78円	10,73円	10,67円	10,61円	10,48円	10,43円	10,37円	10,31円	10,24円	10,18円	10,12円	10,06円
医療型障害児入所施設(古:指定先達支援医療機関)		自閉症児の場合	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
		肢体不自由児の場合	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
		重症心身障害児の場合	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
障害児相談支援		11,08円	10,90円	10,78円	10,72円	10,66円	10,60円	10,48円	10,42円	10,36円	10,30円	10,24円	10,18円	10,12円	10,06円	10円	

77

●現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較【官署所在地】

●現行の地域区分と平成27年度の地域区分の比較【官署が所在しない地域】

都道府県	市町村名	現行 地域区分		27年度 地域区分	
埼玉県	狭山市	6級地	6%	9級地	6%
	蕨市	6級地	6%	9級地	6%
	新座市	6級地	6%	8級地	7%
	富士見市	6級地	6%	8級地	7%
	鶴ヶ島市	4級地	10%	6級地	10%
	ふじみ野市	6級地	6%	8級地	7%
	三芳町	6級地	6%	8級地	7%
千葉県	習志野市	4級地	10%	5級地	11%
	八千代市	4級地	10%	5級地	11%
	四街道市	4級地	10%	6級地	10%
	白井市	6級地	6%	9級地	6%
東京都	昭島市	3級地	12%	4級地	12%
	小金井市	4級地	10%	6級地	10%
	東大和市	5級地	8%	6級地	10%
	東久留米市	3級地	12%	3級地	13%
神奈川県	茅ヶ崎市	4級地	10%	6級地	10%
	逗子市	4級地	10%	6級地	10%
	秦野市	6級地	6%	9級地	6%
	伊勢原市	6級地	6%	9級地	6%
	海老名市	3級地	12%	4級地	12%
	座間市	4級地	10%	6級地	10%
	綾瀬市	4級地	10%	6級地	10%
	寒川町	6級地	6%	8級地	7%

都道府県	市町村名	現行 地域区分		27年度 地域区分		
愛知県	稻沢市	7級地	3%	12級地	3%	
	東海市	7級地	3%	12級地	3%	
	大府市	6級地	6%	9級地	6%	
	知立市	7級地	3%	12級地	3%	
	愛西市	7級地	3%	12級地	3%	
京都府	長岡京市	7級地	3%	11級地	4%	
大阪府	貝塚市	6級地	6%	9級地	6%	
	松原市	5級地	8%	6級地	10%	
	大東市	4級地	10%	6級地	10%	
	摂津市	4級地	10%	6級地	10%	
	高石市	3級地	12%	4級地	12%	
	四條畷市	7級地	3%	12級地	3%	
	大阪狭山市	6級地	6%	9級地	6%	
	忠岡町	6級地	6%	9級地	6%	
兵庫県	宝塚市	3級地	12%	4級地	12%	
	川西市	6級地	6%	8級地	7%	
	奈良県	斑鳩町	7級地	3%	12級地	3%
	広島県	府中町	4級地	10%	6級地	10%
福岡県	糸島市	7級地	3%	12級地	3%	

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定

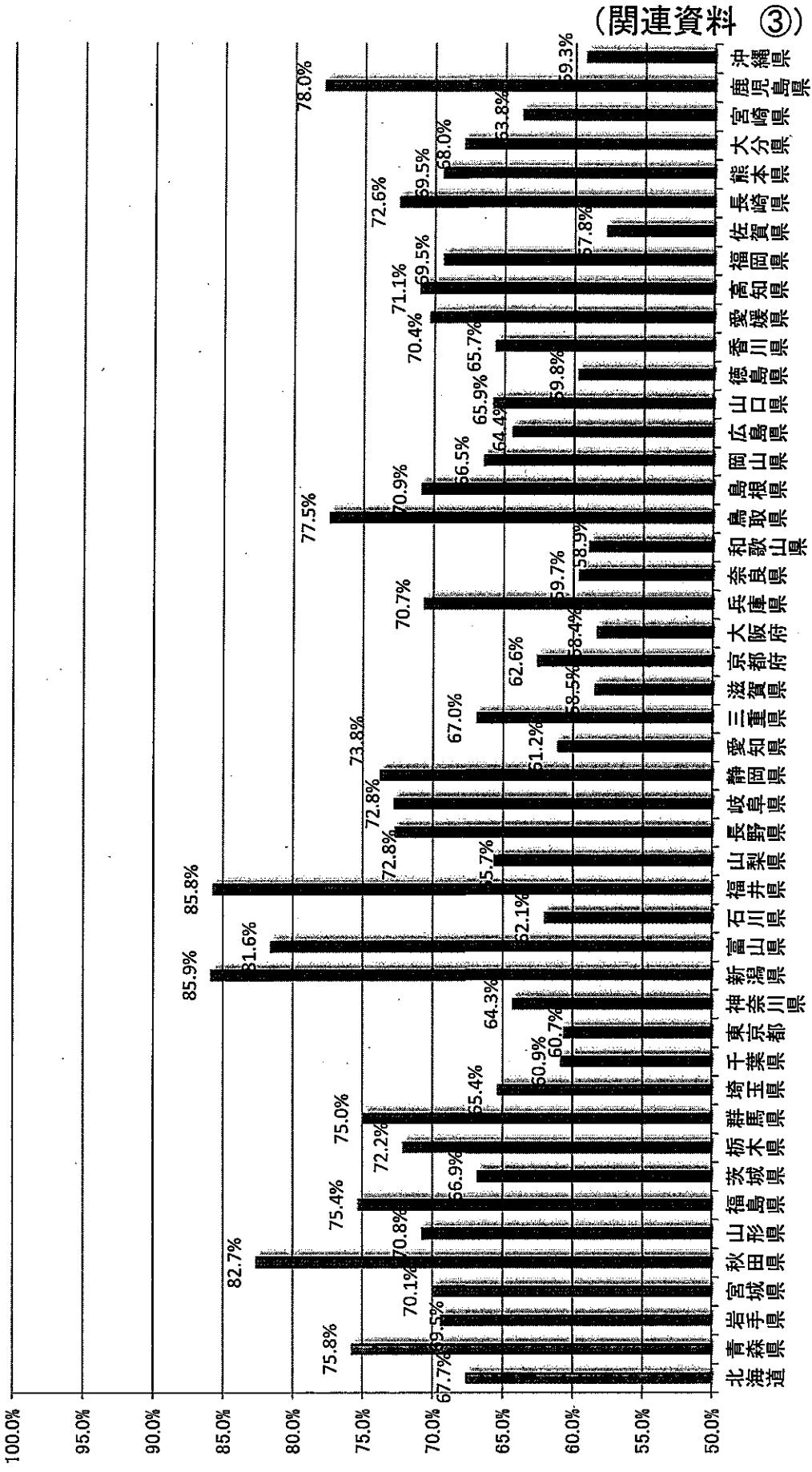
○平成27年

- ・ 2月12日： 第15回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
(改定の概要とりまとめ)

- ・ 2月13日～3月14日： パブリックコメント
- ・ 3月中旬～下旬： 報酬関係告示の改正
- ・ 3月下旬～： 関係通知及びQ&Aの発出
- ・ 4月1日： 障害福祉サービス等報酬改定
- ・ 4月以後： 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

平成25年度障害福祉サービス等従事者待遇状況等調査 回答状況

- 各道府県内の調査票送付対象事業所のうち、実際に回答した事業所の割合である。
- 全体の回答割合は66.7%である。



新たな福祉・介護職員処遇改善加算の考え方等

1 基本的な考え方

平成23年度までに実施されていた福祉・介護職員処遇改善交付金、及び平成24年度から実施されている福祉・介護職員処遇改善加算（以下「現加算」という）による賃金改善（いずれも福祉・介護職員1人月額15,000円相当）を充実する加算（福祉・介護職員1人月額27,000円相当。以下「新加算」という）を創設するもの。

2 新加算の仕組み

- 事業者がサービス別加算率に基づき得た額を原資として、事業者が福祉・介護職員に対して処遇改善を行うもの。事業者は新加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金（福祉・介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等（退職手当を除く）のことをいう）の改善（以下「賃金改善」という）を実施しなければならない。
- 賃金改善は基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、手当、賞与等に加えて定期昇給等を含めた賃金改善に充てることができるとする。また、基本給で実施されることが望ましいこととする。
- なお、個々の福祉・介護職員に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、全ての福祉・介護職員の賃金が一律に月額27,000円引き上がる仕組みではない。

3 手続きの変更点

今回の改定で処遇改善加算を拡充することに伴い、この加算分が適切かつ確実に福祉・介護職員に支払われるよう、以下の見直しを行う。

- (1) 処遇改善計画書、同実績報告書に記載する項目を見直し、事業者の具体的な取組を詳細に把握すること
- (2) 処遇改善の取組を福祉・介護職員にわかりやすく周知すること
- (3) 経営悪化等により賃金水準を低下せざるを得ない場合の取扱いについて、適切に運用されているかを確認するため、新たに届出を求めるこ

※ 以上の内容に関する、具体的な対応については、現在検討中であり、今後、追って連絡する。

障害者の地域区分について

●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬1単位単価の見直し

【見直し後の1単位単価】【見直し前（平成23年度まで）と見直し後（平成27年度以降）】

＜見直し前（平成23年度まで）＞ 5区分

＜見直し後（平成27年度以降）＞ 7区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行探護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動探護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護			10円		
生活介護	10.73円	10.61円	10.36円	10.18円	10円
短期入所	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	10.97円	10.80円	10.48円	10.23円	10円

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
重度訪問介護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
同行援護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
行動援護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
療養介護					10円		
生活介護	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円
短期入所	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
重度障害者等包括支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
施設入所支援	11,19円	10,99円	10,79円	10,66円	10,40円	10,20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
就労移行支援	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
就労継続支援A型	11,03円	10,86円	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円
就労継続支援B型	11,03円	10,86円	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円
共同生活援助	11,44円	11,20円	10,96円	10,80円	10,48円	10,24円	10円
計画相談支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
地域相談支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円

●見直し前（平成23年度まで）と見直し後（平成27年度以降）の対象地域の対比一覧

[官署所在地]

〔官署が所在しない地域等〕

4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進について

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要である。

しかし、第3期障害福祉計画における平成26年度整備目標が4.7万人であるのに対し、平成26年10月の利用者数は4.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっているところ。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県等においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

なお、平成27年度報酬改定においては、福祉型短期入所の医療連携体制加算（I）及び（II）について単位数の引き上げを予定しているので、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いしたい。

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用ができるという利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げに続き、平成27年度報酬改定においても、日中活動を利用した日において長時間支援した場合に追加の加算を設けたところであり、単独型短期入所の整備促進について積極的な取組を進められたい。

(2) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれでは、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成26年12月15日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(3) 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

会計検査院が平成20年度から平成24年度までの間に交付された障害者自立支援給付費負担金について、実地調査を行った結果、6府県11市町において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約209百万円）され、

8 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

① 一般就労への移行の促進について

平成 24 年度報酬改定において、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所については報酬の減算を行うこととし、平成 24 年 10 月から施行しているところであり、平成 26 年 9 月においては、91 事業所 (3.2%) が減算の対象となっている(平成 24 年 10 月の実績は、110 事業所 (4.3%))。

【関連資料① (86 頁)】

また、一般就労への移行率の状況を見ると、1 年間における一般就労への移行率が 20% 以上の事業所は 44.9% となっている一方で、一般就労への移行率が 0 % の事業所は 35.1% となっている状況であり、一般就労への移行実績が高い事業所と実績のない事業所とで二極化しているのが現状である。【関連資料② (87 頁)】

こうした現状を踏まえ、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算割合を強化するとともに、原則の利用期間である 2 年間で、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設したところである。なお、就労継続支援 A 型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスの種類を変更することから、一般就労への移行実績や就労定着実績には含まないこととしたところである。

また、就労移行支援では、運営基準において職場への定着のための支援の実施が義務付けられており、一般就労への移行実現だけでなく、就労先でより長く就労を継続できるよう支援することも重要であることから、現行の就労移行支援体制加算を見直し、利用者の就労定着期間に着目した就労定着支援体制加算を新たに設けたところである。

就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を改めてご理解いただき、適切な支援が行われるよう管内事業所に対する指導をお願いしたい。

② 就労継続支援 A 型事業について

就労継続支援 A 型事業については、平成 24 年 10 月から、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであり、平成 26 年 9 月時点では、95 事業所 (4.0%) が減算の対象となっているところである (平成 24 年 10 月実績は、141 事業所 (10.2%))。【関連資料③ (88 頁)】

当該減算については、本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員 (基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」) がフルタイムで就労している事例、利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって浮いた自

立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、就労継続支援A型事業における報酬の適正化を図ったものである。

しかしながら、最近においても、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が指摘されているところである。

これは、一般就労が困難である者に就労機会を提供し、障害者が自立した日常生活または社会生活を営めるよう賃金水準を高めるという就労継続支援A型事業の趣旨に反するものであるため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、引き続き、A型事業について事業趣旨に沿った運営が確保されるよう、不適切な事案の解消に向けて重点的な指導をお願いしたい。

なお、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の短時間利用に係る減算の仕組みについて、事業所における利用実態を踏まえたものとなるよう見直し、平成27年10月から施行することとしているので、ご留意願いたい。

③ 就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合、原則として、就労移行支援事業者によるアセスメントを受けることとなっているが、今年度末までの経過措置として、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域においては、協議会等からの意見を徴することにより一般就労への移行等が困難と市町村が判断した場合には、アセスメントを経ずに就労継続支援B型を利用する事が可能となっている。

当該経過措置については、平成18年10月から設けてきたものであり、アセスメントの体制整備についてもお願いしてきたところであることから、予定通り今年度末で廃止し、平成27年度からは、特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合、アセスメントを実施していただくこととなるのでご了知願いたい。

なお、これまでのアセスメントの考え方は、就労移行支援を利用した結果、一般就労が可能かどうかを見極めるという性質のものであったが、平成27年度以降にアセスメントを実施する趣旨は、就労継続支援B型の利用を希望する障害者に対する長期的な支援を行っていく上で、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労面に関するニーズを把握することにより、当該アセスメントの結果を相談支援事業所が作成するサービス等利用計画や就労継続支援B型事業所等が作成する個別支援計画に反映させることで適切な支援につなげるというものである。

アセスメントの実施にあたっては、先般、アセスメントの必要性や実施方法等について示したマニュアルをお示ししたところであるので、当該マニュアルを参考にしつつ、アセスメント体制の早急な整備や円滑な実施をお願いしたい。

④ 在宅において就労移行支援を利用する場合の取扱いについて

現在、就労継続支援A型及び就労継続支援B型においては、通所による利用が困難であり、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者が一定の要件を満たす場合に限り、在宅による利用が認められており、就労移行支援については、在宅による利用が認められていないところである。

しかしながら、近年、ICT（情報通信技術）を活用して在宅勤務するテレワークが普及ってきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の1つとなりうるものであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成27年4月から、就労移行支援においても、在宅による利用を認めることとしているところである。

なお、在宅利用にあたっての要件等については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を改正し、お示しすることとしているのでご了知願いたい。

また、在宅による就労移行支援を行うノウハウを持つ事業所は少ないと考えられることから、今後、在宅における就労支援のためのマニュアルを作成することとしているのでご了知願いたい。

（2）工賃向上に向けた取組について

① 平成25年度の工賃実績について

平成25年度の就労継続支援B型事業所の利用者の全国の平均工賃月額は14,437円、対前年度比247円増（1.7%増）となっているところである。

また、全国の平均工賃月額は、平成18年度から2,215円増（18.1%増）であるが、平成19年度から継続して工賃倍増5か年計画、工賃向上計画を作成し工賃向上に取り組んでいる事業所については、平成25年度の平均工賃は、15,827円（平成18年度12,515円）と、3,312円増（26.5%増）となっており、より一層の工賃の向上が図られているところである。【関連資料④（89頁～91頁）】。

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃は着実に増加しているが、工賃向上にあたっては、事業所による積極的な取組が重要であることから、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、目標工賃達成加算や目標工賃達成指導員配置加算の充実・

(関連資料①)

就労移行支援事業に係る報酬の適正化の適用状況(平成24年10月分／平成26年9月分の比較)

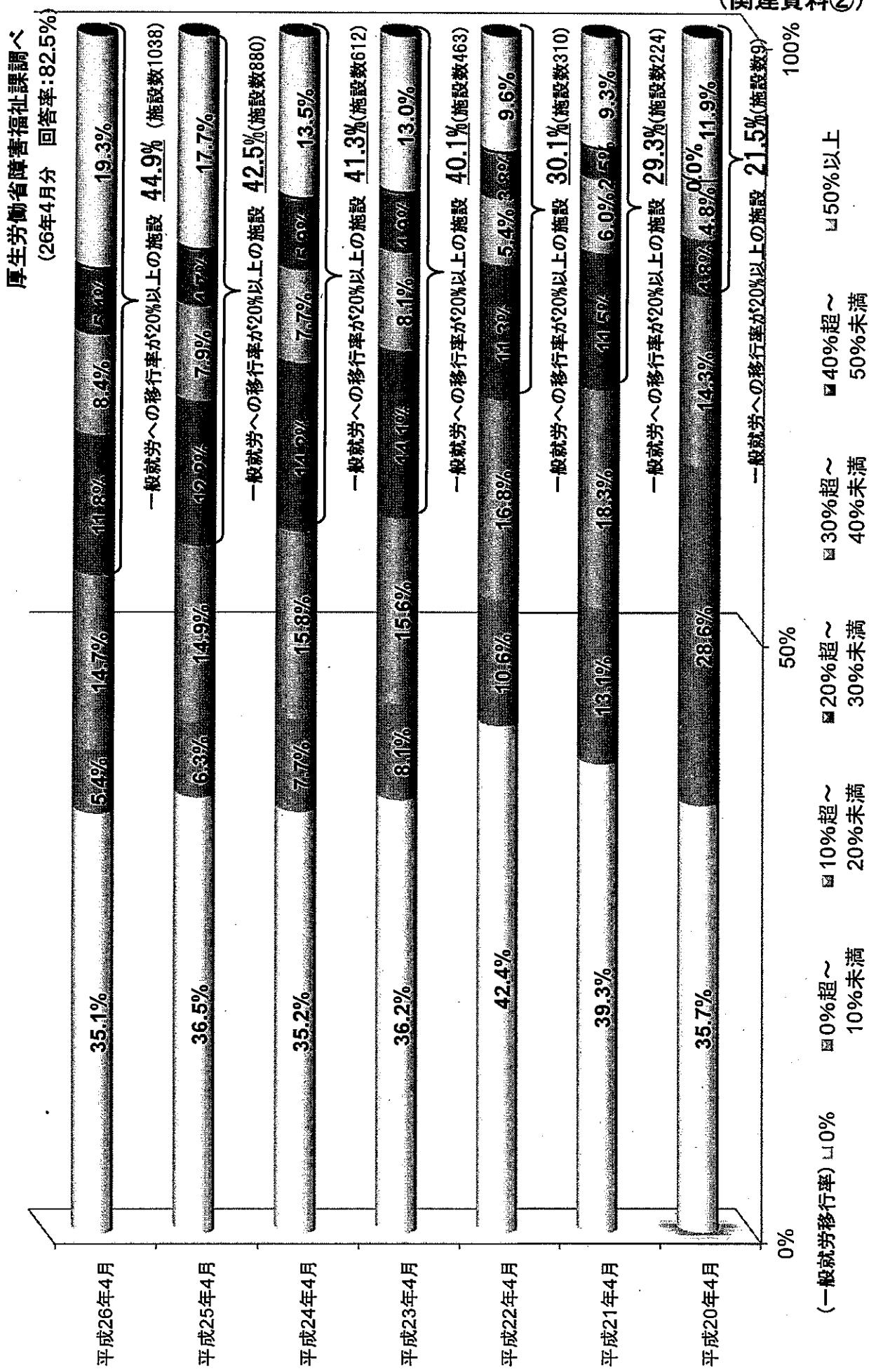
一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の報酬の適正化(平成24年10月施行分)

		平成24年10月	平成26年9月
全国	事業所数	2,566	2,873
	(うち適用あり)	110 4.3%	91 3.2%
北海道	事業所数	157	173
	(うち適用あり)	10 6.4%	9 5.2%
青森	事業所数	50	49
	(うち適用あり)	6 12.0%	6 12.2%
岩手県	事業所数	26	29
	(うち適用あり)	1 3.8%	0 0.0%
宮城県	事業所数	63	62
	(うち適用あり)	1 1.6%	1 1.6%
秋田県	事業所数	21	16
	(うち適用あり)	1 4.8%	0 0.0%
山形県	事業所数	22	33
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福島県	事業所数	17	20
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
茨城県	事業所数	111	132
	(うち適用あり)	7 6.3%	9 6.8%
栃木県	事業所数	56	58
	(うち適用あり)	3 5.4%	2 3.4%
群馬県	事業所数	39	40
	(うち適用あり)	1 2.6%	2 5.0%
埼玉県	事業所数	96	114
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 0.9%
千葉県	事業所数	84	102
	(うち適用あり)	2 2.4%	0 0.0%
東京都	事業所数	197	224
	(うち適用あり)	6 3.0%	8 3.6%
神奈川県	事業所数	84	109
	(うち適用あり)	2 2.4%	1 0.9%
新潟県	事業所数	71	83
	(うち適用あり)	3 4.2%	2 2.4%
富山県	事業所数	22	24
	(うち適用あり)	1 4.5%	1 4.2%
石川県	事業所数	30	30
	(うち適用あり)	1 3.3%	3 10.0%
福井県	事業所数	39	37
	(うち適用あり)	5 12.8%	2 5.4%
山梨県	事業所数	36	38
	(うち適用あり)	2 5.6%	2 5.3%
長野県	事業所数	66	62
	(うち適用あり)	3 4.5%	3 4.8%
岐阜県	事業所数	26	34
	(うち適用あり)	1 3.8%	0 0.0%
静岡県	事業所数	70	81
	(うち適用あり)	3 4.3%	0 0.0%
愛知県	事業所数	108	115
	(うち適用あり)	1 0.9%	2 1.7%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

		平成24年10月	平成26年9月
三重県	事業所数	15	17
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
滋賀県	事業所数	26	26
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.8%
京都府	事業所数	41	49
	(うち適用あり)	1 2.4%	1 2.0%
大阪府	事業所数	159	178
	(うち適用あり)	4 2.5%	2 1.1%
兵庫県	事業所数	71	95
	(うち適用あり)	3 4.2%	2 2.1%
奈良県	事業所数	23	24
	(うち適用あり)	2 8.7%	1 4.2%
和歌山県	事業所数	24	25
	(うち適用あり)	1 4.2%	0 0.0%
鳥取県	事業所数	16	20
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
島根県	事業所数	21	16
	(うち適用あり)	2 9.5%	0 0.0%
岡山県	事業所数	30	25
	(うち適用あり)	2 6.7%	1 4.0%
広島県	事業所数	61	67
	(うち適用あり)	5 8.2%	2 3.0%
山口県	事業所数	32	32
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.1%
徳島県	事業所数	20	24
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
香川県	事業所数	14	14
	(うち適用あり)	1 7.1%	0 0.0%
愛媛県	事業所数	43	40
	(うち適用あり)	4 9.3%	1 2.5%
高知県	事業所数	16	14
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福岡県	事業所数	133	170
	(うち適用あり)	6 4.5%	5 2.9%
佐賀県	事業所数	22	25
	(うち適用あり)	2 9.1%	1 4.0%
長崎県	事業所数	53	56
	(うち適用あり)	3 5.7%	7 12.5%
熊本県	事業所数	60	66
	(うち適用あり)	5 8.3%	6 9.1%
大分県	事業所数	35	44
	(うち適用あり)	1 2.9%	1 2.3%
宮崎県	事業所数	39	43
	(うち適用あり)	3 7.7%	0 0.0%
鹿児島県	事業所数	47	52
	(うち適用あり)	4 8.5%	4 7.7%
沖縄県	事業所数	74	86
	(うち適用あり)	1 1.4%	1 1.2%

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移



(関連資料③)

就労継続支援A型事業所に係る報酬の減算適用状況(平成24年10月分／平成26年9月分の比較)

短時間の利用者の割合が高い就労継続支援A型事業所に係る報酬の減算(平成24年10月施行)

		平成24年10月	平成26年9月
全国	事業所数	1,385	2,387
	(うち適用あり)	141 10.2%	95 4.0%
北海道	事業所数	121	175
	(うち適用あり)	37 30.6%	35 20.0%
青森	事業所数	34	46
	(うち適用あり)	6 17.6%	3 6.5%
岩手県	事業所数	28	41
	(うち適用あり)	2 7.1%	0 0.0%
宮城県	事業所数	24	34
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 2.9%
秋田県	事業所数	7	12
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山形県	事業所数	13	23
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福島県	事業所数	15	24
	(うち適用あり)	1 6.7%	2 8.3%
茨城県	事業所数	11	23
	(うち適用あり)	1 9.1%	0 0.0%
栃木県	事業所数	14	29
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.4%
群馬県	事業所数	5	13
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
埼玉県	事業所数	16	36
	(うち適用あり)	2 12.5%	1 2.8%
千葉県	事業所数	19	33
	(うち適用あり)	2 10.5%	1 3.0%
東京都	事業所数	39	70
	(うち適用あり)	8 20.5%	8 11.4%
神奈川県	事業所数	30	58
	(うち適用あり)	3 10.0%	2 3.4%
新潟県	事業所数	14	19
	(うち適用あり)	5 35.7%	2 10.5%
富山県	事業所数	16	34
	(うち適用あり)	2 12.5%	0 0.0%
石川県	事業所数	22	39
	(うち適用あり)	1 4.5%	0 0.0%
福井県	事業所数	39	56
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山梨県	事業所数	8	12
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
長野県	事業所数	26	31
	(うち適用あり)	1 3.8%	0 0.0%
岐阜県	事業所数	41	82
	(うち適用あり)	1 2.4%	1 1.2%
静岡県	事業所数	49	74
	(うち適用あり)	1 2.0%	0 0.0%
愛知県	事業所数	110	190
	(うち適用あり)	11 10.0%	6 3.2%

		平成24年10月	平成26年9月
三重県	事業所数	29	52
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 1.9%
滋賀県	事業所数	13	17
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
京都府	事業所数	25	41
	(うち適用あり)	1 4.0%	2 4.9%
大阪府	事業所数	33	107
	(うち適用あり)	4 12.1%	4 3.7%
兵庫県	事業所数	40	87
	(うち適用あり)	2 5.0%	1 1.1%
奈良県	事業所数	13	19
	(うち適用あり)	1 7.7%	0 0.0%
和歌山県	事業所数	27	38
	(うち適用あり)	1 3.7%	0 0.0%
鳥取県	事業所数	24	28
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
島根県	事業所数	18	26
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
岡山県	事業所数	74	118
	(うち適用あり)	3 4.1%	3 2.5%
広島県	事業所数	30	54
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山口県	事業所数	8	16
	(うち適用あり)	1 12.5%	0 0.0%
徳島県	事業所数	5	12
	(うち適用あり)	1 20.0%	0 0.0%
香川県	事業所数	5	11
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
愛媛県	事業所数	31	52
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 1.9%
高知県	事業所数	19	22
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福岡県	事業所数	71	150
	(うち適用あり)	8 11.3%	5 3.3%
佐賀県	事業所数	12	28
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.6%
長崎県	事業所数	33	41
	(うち適用あり)	3 9.1%	0 0.0%
熊本県	事業所数	87	131
	(うち適用あり)	22 25.3%	8 6.1%
大分県	事業所数	21	38
	(うち適用あり)	1 4.8%	0 0.0%
宮崎県	事業所数	13	26
	(うち適用あり)	5 38.5%	1 3.8%
鹿児島県	事業所数	17	44
	(うち適用あり)	4 23.5%	3 6.8%
沖縄県	事業所数	36	75
	(うち適用あり)	0 0.0%	2 2.7%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

10 訪問系サービスについて

(1) 平成 27 年度国庫負担基準（案）等について

① 平成 27 年度国庫負担基準（案）

国庫負担基準は、これまで全市町村の 9 割程度の市町村に超過負担が生じない水準を維持するため、報酬改定の都度引き上げを行ってきたが、平成 25 年度実績では 75.8% の市町村に超過負担が生じない状況になっており、この割合はこれまで横ばいを続けている。また、訪問系サービスの国庫負担基準総額が訪問系サービスの国庫負担における対象経費の総額を上回っている状況である。

これらを鑑みると、従来と同様に一律に国庫負担基準を引き上げても、超過市町村数の状況は変わらないことが想定されることから、平成 27 年 4 月からの訪問系サービスに係る国庫負担基準については、重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定する。

また、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定における基本報酬の見直しや加算の創設等の影響分についても、国庫負担基準の水準に反映させることにより、今回の見直しにおいて、国庫負担基準の平均額は、11.9 万円から 12.5 万円 (+5.0%) となっている。【関連資料①（111 頁～113 頁）

＜重度障害者が一定割合の場合の国庫負担基準の嵩上げ＞

訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が 5 % 以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の 5 %嵩上げを行う予定である。

② 平成 27 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 27 年度については、重度障害者の割合が一定以上である市町村に対し、国庫負担基準を嵩上げすることに伴い、本事業の補助要件を「人口規模」や「財政力」などを考慮したものに見直す予定であり、これに基づき、本事業については、平成 27 年度当初予算案において、11 億円計上したところである。

なお、本補助要件については調整中であるが、現時点での補助要件（案）は以下のとおりである。【関連資料②（114 頁）】

<平成 27 年度補助要件（案）>

(1) 人口 10 万人以上 30 万人未満かつ財政力指数が 1 以上の市町村（特別区を除く）

「当該年度の国庫負担基準額に $1/8$ を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に $1/8$ を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 人口 10 万人以上 30 万人未満かつ財政力指数が 1 未満の市町村（特別区を除く）

「当該年度の国庫負担基準額に $2/3$ を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に $2/3$ を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(3) 人口 10 万人未満かつ財政力指数が 1 以上の市町村（特別区を除く）

「当該年度の国庫負担基準額に $1/4$ を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に $1/4$ を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(4) 人口 10 万人未満かつ財政力指数が 1 未満の市町村（特別区を除く）

「当該年度の国庫負担基準額に $3/4$ を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に $3/4$ を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

③ 国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号）に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしており、また、重度障害者等包括支援対象者については、「訪問系サービスの適切な運用について（平成 26 年 7 月 8 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」において重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることをお示しているところであり、国庫負担基準の適切な単位の適用に努めていただきたい。【関連資料③（115 頁～118 頁）】

<国庫負担基準（平成27年度（案）>

重度障害者等包括支援対象者であつて、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準

区分6	66,730単位(参考:重度訪問介護の区分6は46,330単位)
介護保険 対象者	33,370単位(参考:重度訪問介護は14,140単位)

なお、国庫負担基準の各単位への適切な適用がなされていないこと等、本制度に対する理解が十分でない市町村があることから、今後、各市町村に対し、国庫負担基準の理解促進のため、国庫負担基準の具体的な算定方法等に係る通知を発出する予定であるので、その旨ご承知おき願いたい。

(2) 人員配置基準等について

① サービス提供責任者の配置基準の見直し

訪問系サービス（居宅介護、同行援護及び行動援護）に係るサービス提供責任者の配置基準については、介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和することとしているので、その旨ご承知おき願いたい。

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

[現行] 以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上

配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

② 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護については、行動障害のある者の特性を踏まえた対応が必要であること等から、これまでの要件は主に実務経験を中心に評価してきたところである。

しかしながら、適切な行動障害の特性、アセスメント手法及び支援手法等を学ばなかつたことが虐待につながったなどの問題が生じている。

このような状況を踏まえ、行動援護従業者の更なる資質の向上を図るために、ヘルパー及びサービス提供責任者に対し、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、ヘルパーについては30%減算の規定を廃止することとしている。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けることとしているので、その旨ご承知おき願いたい。

＜行動援護におけるヘルパーの要件＞

[現行]

- ① 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するもの
- ② 行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの（報酬の取扱いを30%減算）

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

＜行動援護におけるサービス提供責任者の要件＞

[現行]

- 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成27年3月31日までの間、行動援護従業者養成研修修了者にあつては、直接業務に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

③ 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成 30 年 3 月 31 日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について（平成 26 年 10 月 1 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」【関連資料④（119 頁～121 頁）】において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこと、経過措置期間中の経過措置対象者の状況を定期的に報告いただくとともに、経過措置対象者の減少の状況によっては、同行援護従業者養成研修実施計画書の策定等をお示ししていることから、各都道府県におかれては、経過措置期間中における経過措置対象者の積極的な解消に努めていただきたい。

なお、同行援護従業者養成研修実施計画書の様式については、別添のとおりであるので、各都道府県におかれては、準備や事業所への周知等をお願いしたい。【関連資料⑤（122 頁）】

④ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の 1 つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」については、「暫定的な要件（※）」とされているところであるが、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点から、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるようお願いしたい。

なお、各事業所における本要件により配置されているサービス提供責任者の状況について、今後調査を行う予定であるので、ご協力いただきたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 通知））

イ また、介護保険における訪問介護においては、いわゆる 3 級ヘルパーについては、平成 21 年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおけるいわゆる 3 級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉

サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、引き続き報酬上の配慮が必要であると考えている。

なお、各事業所における本要件により配置されている従業者の状況について、上記と合わせ今後調査する予定であるので、ご協力いただきたい。

(3) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」(平成19年4月13日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

- ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと
- イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(以下「適用関係通知」という。)で具体的な取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施し、今般、調査結果をとりまとめ公表するとともに、調査結果を踏まえた事務連絡を合わせて発出したところである。【関連資料⑥（123頁～128頁）】

1.1 計画相談支援・障害児相談支援の充実等について

(1) 計画相談支援・障害児相談支援の充実について

平成27年4月以降、市町村は支給決定を行うに際し、サービス等利用計画案等の提出を求めるものとされているところであるが、経過措置期限の終了が目前と迫っている平成26年12月末時点における、都道府県全体のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成の進捗率はともに約6割であった。また、市町村毎の進捗率を見ると、6割以上作成している自治体が7割程度ある一方、未だに4割以下のところも1割強あった。【関連資料①（133頁）】

これまで、厚生労働省では、特に進捗状況が低い自治体や、業務を行う事業者に対して、各種事務連絡や全国担当主管課長会議を通じて、

- ・都道府県・市町村の役割、事業所における柔軟な対応の工夫例やセルフプランを受け付けるに当たっての留意点
- ・市町村による基幹相談支援センターや事業所の役割分担・推進方法の協議や、今年度末までに限ったサービス利用支援における日中活動系事業所でのアセスメントの実施
- ・平成27年度に限った市町村による代替プランの作成の導入

等について示したところ【関連資料②（134頁～136頁）】であるが、各都道府県におかれては、管内市町村の平成27年度以降の計画相談支援等の対応方針について確認いただき、その取組が不十分であれば上記各事項の対応の余地がないか指導いただきたい。特に、セルフプランの提出については、障害者本人が真にセルフプランの作成を希望する場合はエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、身近な地域に相談支援事業者がない場合の対応としては、市町村が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されないことが前提となる。安易に申請者をセルフプランの作成に誘導することは、相談支援事業者によるモニタリングが行われず、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されないこととなるので、厳に謹むよう留意されたい。【関連資料③（137頁）】

なお、上記各事項のうち、今年度末までとしていたサービス利用支援における日中活動系事業所でのアセスメントの実施については、未だに進捗率が進んでいない自治体が一部あることから、平成28年3月末までに延長することとする。そのため、各都道府県においては、市町村を通じて各事業所に対して効率的にサービス利用支援を提供するよう指導いただくとともに、今回の措置についても緊急的なものであるため、平成26年9月26日付事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等について」でも示したとおり、

- ・限定的な措置である旨を利用者に説明
- ・家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
- ・家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

等については、実施にあたって留意されたい。

また、重層的な相談支援の体制の充実を図るため、地域生活支援事業の一つである基幹相談支援センター等機能強化事業を活用し、基幹相談支援センター等において、地域の相談支援事業所の支援を図る一方、事業所が作成したサービス等利用計画をチェックする等、相談支援専門員がより適切なマネジメントを行うことができるよう取り組まれたい。

適切なマネジメントの実施に当たっては、地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用が必須であり、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化される必要がある。平成27年度予算案では、市町村協議会において、地域資源の開発や利用促進等に向けた取組を新たに地域生活支援事業の補助の対象としており、例えば障害児者のニーズ調査やインフォーマルサービスの先進例の情報収集、商工会議所・地域住民への啓発の実施等地域の課題解決に向けて積極的に活用いただきたい。【関連資料④（138頁）】

（2）計画相談支援・障害児相談支援の報酬改定について

① 質の高い計画相談支援等の提供について

平成27年度以降、計画相談支援等の実施に当たっては、相談支援専門員のスキルの向上や事業所の質の確保が重要となる。そのため、平成27年度報酬改定では、手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価する（特定事業所加算）こととしている。【関連資料⑤（139頁）】

特定事業所加算の算定に当たっては、市町村へ体制の要件を満たしている旨の届出を行う必要があるので、各都道府県におかれては、市町村を通じて、事業所に遺漏なきよう周知されたい。【関連資料⑥（140・141頁）】

なお、要件の1つとして、相談支援従事者現任研修を修了している常勤・専従の相談支援専門員を1人以上配置していることを求めているため、来年度以降、現任研修の受講希望者数が増加することが見込まれる。各都道府県や各都道府県知事から指定を受けた事業者においては、受講希望者を見込みの上、適切な枠を確保するよう努められたい。

② きめ細かい計画相談支援の提供について

モニタリングの実施期間については、厚生労働省令において利用者の心身の状況及び標準期間等を勘案の上、市町村が設定することとされている。しかし、一部の市町村では、その設定に当たって、

- ・ サービス等利用計画等の作成を優先しているため、長期となっていること
- ・ 利用している障害福祉サービスの種類のみを勘案し、利用者の心身の状況等に関係なく一律に行っていること

等の指摘がされているところ。

障害児者に対するきめ細かな支援を提供するためには、利用者の心身の状況等に合わせたモニタリング期間の設定が重要であることから、市町村においては、相談支援専門員からの提案を十分に勘案の上、障害児者ごとによって適切かつ柔軟なモニタリング期間を設定されたい。なお、厚生労働省では、運用上の取扱いとして、標準期間よりきめ細かなモニタリングが必要と想定される対象者について以下のとおり例示するので了知されたい。【関連資料⑦（142頁）】

- きめ細かいモニタリングの実施（2、3月ごとに）が必要な対象者像は、以下のとおり（例示）
(計画相談支援)
 - a 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
 - b 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
 - c 障害福祉サービスのみ利用している 65 歳以上の者
 - d 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- (障害児相談支援)
 - a 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
 - b 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

（3）サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者における研修要件の取扱いについて

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、実務経験と研修修了を要件としているが、一部については一定期間、研修の修了の猶予が設けられているところである。

当該猶予措置の中には、本年 3 月 31 日をもって終了することとされているものがあるが、各都道府県における養成の現状等を勘案し、平成 27 年度以降以下のとおりにすることとしたので、各都道府県においては、管内事業所に周知いただくとともに、事業所が属する都道府県において確実に研修を受講できるよう計画的に開催されたい。【関連資料⑧（143頁）】

【サービス管理責任者】

平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置とされている、平成 24 年 4 月 1 日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした 1 年間の猶予については、3 年間の経過措置を設けて廃止する

(平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする)。

【児童発達支援管理責任者】

平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として 1 年間の猶予を設ける（平成 27 年 4 月 1 日前から事業を行っている場合は、平成 28 年 3 月 31 日までの間、平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする）。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して 1 年間の猶予を設けるものとする。

（4）平成 27 年度における国研修の開催予定について

平成 27 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者に係る国研修については、受講者要件を本年度（平成 26 年度）から変更することなく、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれでは、適任者を推薦していただく等、御協力をお願いする。

相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 27 年 5 月 27 日（水）～29 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

サービス管理責任者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 27 年 9 月 30 日（水）～10 月 2 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院

12 障害者虐待防止対策について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

先月行われた、全国厚生労働関係部局長会議においてもお伝えしたとおり、厚生労働省では、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」を改訂し、平成26年12月19日付事務連絡「障害者に対する虐待防止・早期発見に向けた取組の徹底について」において周知したところ。特に、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(以下、「マニュアル」)については、

- ①深刻な虐待事案の発生を踏まえ、通報義務の履行の再徹底
- ②事業所の職員用に新たに作成した職場内研修用冊子について紹介・活用
- ③行動障害を有する障害者が虐待を受けやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修の受講勧奨

等について追加している。【関連資料①(146・147頁)】

また、平成26年11月25日に公表した、「平成25年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、事業所の管理者・従事者等が通報した割合は、全体の2割未満と低調な状況となっており、虐待防止を事業所内で積極的に推進すべき役割を担う管理者等が虐待を行っていた事案についても約2割となっていたところ。【関連資料②(148頁～150頁)】

障害者虐待の早期発見・未然防止のためには、法の理解、事業所における虐待防止委員会の設置等組織的な取組や障害の特性を踏まえた支援のスキルの向上が重要である。各都道府県等においては、事業者に対し、上記研修用冊子を活用した通報義務の徹底や都道府県が実施する研修の未受講の管理者に対する受講勧奨等に努めていただきたい。さらに、公的な施設等における障害者虐待に関する事案についても度々報道されており、都道府県・市区町村による事実確認や指導監査の在り方についても指摘されているものがある。マニュアルや上記事務連絡では、各都道府県等が指導監査を行うに当たっての実施方法例も明記しているので、趣旨を理解の上、適切に対応されたい。

なお、障害者虐待に関する通報について、法施行以降から平成25年度末までに未だに通報がない市町村が4割程度あるところ。通報がないことをもって、普及啓発に関する取組がされていないと一概に判断することはできないが、通報義務等の広報は国や自治体の責務の一つであり、障害者虐待の早期発見・未然防止のためには、障害者福祉施設従事者等のみならず、障害者や地域住民に対して制度を浸透させる必要がある。障害福祉サービス事業者の協力を通じた障害者虐待防止法に関する利用者への案内や、市町村における通報窓口の周知も含めた勉強会の開催等地域生活支援事業も活用の上、普及啓発に努められたい。

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き改訂のポイント

- 改訂の趣旨
平成25年度に発生した虐待死亡事案等、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案が相次いでいること等を踏まえ改訂。

2. 改訂のポイント

(1) 虐待が起きた場合の対応について

- 重大かつ深刻な虐待事案をについて、報道を参考しつつ具体的に記載。(P.4)
- 虐待行為が刑事罰に該当する場合があることを記載。(P.6)
- 通報義務が長期間に亘り果たされていらない事案を踏まえ、通報義務について強調。(P.7)
- 行政の権限に基づく立ち入り調査等に対する虚偽答弁が、障害者総合支援法の虚偽答弁の禁止規定と罰則規定の対象となることを明記。(P.8)

(2) 虐待防止のための体制整備の強化について

- 虐待防止の組織的取り組みとして、虐待防止委員会における虐待防止マネージャーの位置づけについて強調。(P.10～11)
- 施設等の職場内研修用の冊子を卷末資料に掲載。(P.12・P.43～54)
- 職員のストレスが虐待の背景要因として指摘されていることを踏まえ、職員のストレスの把握とメンタルヘルスについて記述し、チェックリストを巻末資料に例示。(P.14・P.31～33)
- やむを得ず身体拘束を行う場合の記録が、基準省令上義務づけられていることを明記。(P.22)
- 行動障害を有する障害者が虐待に遭いやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修について記述。(P.26)

13 障害者の地域生活への移行等について

(1) グループホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホームを確保することが重要である。

グループホームの利用者数については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成26年10月時点で、介護サービス包括型では7.7万人、外部サービス利用型では1.6万人、計9.3万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成17年度の3.4万人から着実に増加してきている。

各自治体が定める第3期障害福祉計画では、平成26年度末までに全国で10.0万人がグループホームを利用することが見込まれており、引き続き、整備を進めていくことが求められている。

また、平成26年度から、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県等の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県知事等が認めた場合には、1つの新築の建物の中に合計定員20名までの範囲内で複数の共同生活住居の設置を認めることとしているので必要に応じ活用されたい。

なお、第4期障害福祉計画においては、これまでの障害福祉計画と同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、具体的には、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本としており、都道府県等におかれても、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

(2) グループホームの体験利用等について（関連資料①（163頁））

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成21年4月の報酬改定において、グループホームの体験入居の仕組みを創設した。

① 利用実績の推移等

グループホームの体験入居の利用状況については、国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、下表のとおり増加傾向が認められる。

また、このグループホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも都道府県等

におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

(参考) 体験入居の利用者数実績の推移

	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
包括型 GH(旧 CH)	480 人	762 人	905 人	1,116 人
外部型 GH(旧 GH)	190 人	225 人	285 人	138 人
合計	670 人	987 人	1,190 人	1,254 人

② 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用

平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法の施行に伴い、平成 24 年 4 月から個別給付として実施している地域移行支援においても、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象として、日中活動サービスや 1 人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用について報酬上評価しているところである。

また、今回の報酬改定において、体験利用の提供開始日に関わらず 1 回の給付決定につき 15 日以内で利用可能とする見直しを行うこととしているので（現行では利用期間が体験利用の提供開始日から 90 日以内に限られている）、都道府県等におかれては、地域移行支援を利用する障害者の意向等も勘案しつつ、こうした体験利用の制度の積極的な活用を図られたい。

(参考) 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の利用者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
障害福祉サービスの体験利用	53 人	55 人	40 人
体験宿泊	36 人	25 人	31 人
体験宿泊(夜間支援を行う場合)	15 人	31 人	33 人
合計	104 人	111 人	104 人

(3) グループホームの防火安全対策について

①消防法施行令等の改正（関連資料②（164頁）～⑥（182頁））

グループホームの防火安全対策については、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、昨年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が4回開催され、昨年3月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われたことに伴い、総務省消防庁から管内の自治体等に対し、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118号消防庁予防課長通知。以下「第118号通知」という。）、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成26年3月26日消防予第101号消防庁次長通知）等が通知されているところである。

見直しの概要は以下のア～エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成30年4月から、新規施設については平成27年4月から適用されることとなるため、都道府県等におかれでは、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力を願う。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなど障害者施設等はもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の助成対象としているので、積極的に活用すること等により、その設置の促進に努められたい。なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としているので、ご了知の上、管内の障害福祉サービス事業所や関係団体等に周知されたい。

ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考1」参照。以下「（6）項口に該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積275m²以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けされることになる（イのスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

(参考 1) 消防法施行令別表第1 (6) 項口に掲げる施設

- ・障害児入所施設
- ・障害者支援施設（※1）
- ・短期入所を行う施設（※1）
- ・共同生活援助を行う施設（※1）

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※2）に限る。

※2 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設

イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

(6) 項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者をして入所させるもの以外のものであって、延べ面積275m²未満のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者をして入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている第118号通知等において、障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、(5)項口（寄宿舎、下宿又は共同住宅）として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。）の施行により、(6)項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる（「参考2」参照）ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

(参考2) 第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要があること。
- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考3」参照）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300m²以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、改正令の施行を待たずに、現在未設置の施設に対して、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

（参考3）消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
 - ・ 障害者支援施設（※）
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 福祉ホーム
 - ・ 生活介護を行う施設
 - ・ 短期入所を行う施設（※）
 - ・ 自立訓練を行う施設
 - ・ 就労移行支援を行う施設
 - ・ 就労継続支援を行う施設
 - ・ 共同生活援助を行う施設（※）
- ※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設) 平成27年4月～(既設※1) 平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	
【入所施設 (障害児・重度障害者)、グループホーム (重度)】 ※消防法施行令別表第1 (6) 項口関係					全ての施設
①障害児施設 (入所)	275m以上 ※2を除く。	全ての施設 ※2を除く。			★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と運動して起動するものとするよう基準を変更
②障害者支援施設・短期入所・グループホーム (障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)					
【上記以外 (通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1 (6) 項ハ関係					
①障害児施設 (通所)	6000m以上 (平屋建てを除く)	300m以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が3000m以上のもの		
②障害者支援施設・短期入所・グループホーム (障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。)					
③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)					

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。

※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、「障害支援区分4以上で移乗」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」に該当しない等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が1275m²未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の規制の合理化

○ 寄宿舎等

※「グループホーム」や「賃しルーム」は、建築基準法上「寄宿舎」に該当。

- 昨年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
- そこで議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全にスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
- これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。

※グループホームや賃しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和の要望があつたところ。

○ 対応と合理的化の内容

建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

規制の内容	対象用途	規制の内容	対象用途
規定	現行	見直し後	見直し後
防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項)	居室と廊下の間や 一定規模毎の居室 間の壁等を防火性 能の高いもの(準 耐火構造)とし、 小屋裏又は天井裏 に達せしめること	A : 床面積200m ² 以下の階又は床面積200m ² 以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分 に、スプリンクラー設備を設けた場合 B : 小規模※1で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備 又は連動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100cm以内毎の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る。 以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装不燃化の場合は16m) 以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすまや障子等を除く。)等で区画されているものであること	A : 床面積100m ² 以下の階又は居室の床面積の合計100m ² 以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分
A:6月27日公布、7月1日施行 B:8月22日公布、施行			

15 障害児支援について

(1) 保育所等との連携強化のための対応について

平成 26 年 7 月にとりまとめられた、障害児支援の在り方に関する検討会の報告書においては、今後の障害児支援の在り方について、「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮」や「障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮」等を基本理念として、「ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）と保険、医療、福祉、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）」を大きな柱として推進していくことが提言されているところである。

こうした観点も含め、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が保育所等関係機関との連携を強化するため、保育所や学校等と連携した個別支援計画を作成した場合等を評価する「関係機関連携加算（仮称）」の創設を始め、保育所等訪問支援における専門性の高い支援を評価する「訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）（仮称）」の創設等により、障害児通所支援事業所等と保育所や学校との連携体制を強化し、障害児の地域支援体制の構築を図ることとしている。【関連資料①（200・201 頁）】

各地方公共団体においては、報告書の内容やこれらの加算等について御了知いただき、障害児通所支援事業所等と保育所や学校等が緊密に連携して障害児支援に取り組むことができるよう、管内市町村や子育て支援・教育担当課等との連絡調整や情報共有等に御配意願いたい。なお、障害児支援に係る福祉行政と教育行政の相互連携については、平成 24 年 4 月に発出した文部科学省との連名による事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の一層の推進について」（平成 24 年 4 月 18 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）により依頼しているところだが、引き続き御配意願いたい。

また、第 186 回国会で成立した新しい少年院法（平成 26 年法律第 30 号。以下「新少年院法」）において、少年院の長は、出院後に自立した生活を営むまでの困難を有する在院者（障害児を含む。）に対して、適切な住居等への帰住の支援、医療・療養の支援、修学等の支援を行うこととされているところである。

法務省では、新少年院法の制定を契機として、障害のある少年院在院者の円滑な社会復帰に係る支援の充実方策を検討しているところであるが、今後、障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画や障害児通所支援を提供する事業所等で作成する個別支援計画、学校等で作成する個別の教育支援計画や個別の指導計画並びに少年院で作成する個人別矯正教育計画が連携することで、それぞれの分野が連携した支援体制を進める方向で検討しているので、あらかじめ御了知願いたい。

(2) 放課後等ディサービスガイドラインの策定について

障害児支援の在り方に関する検討会の報告書において、障害児支援について、その質を担保する観点からガイドラインの策定が必要である旨言及されたことを受け、平成26年10月6日より、関係団体や有識者等からなる「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」を開催し、放課後等ディサービスのガイドラインの策定について検討を行ってきたところであるが、ガイドラインの方向性については、次のとおりである。

放課後等ディサービスガイドラインは、平成27年2月20日時点では、総則として(1)ガイドラインの趣旨、(2)放課後等ディサービスの基本的役割、(3)放課後等ディサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動、(4)事業所が適切な放課後等ディサービスを提供するために必要な組織運営管理の4点を定めた上で、(1)設置者・管理者向けガイドライン、(2)児童発達支援管理責任者向けガイドライン、(3)従業者向けガイドラインを定め、それぞれにおいて、子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上や子どもと保護者に対する説明責任等、緊急時の対応と法令遵守等について定める方向としている。

また、ガイドラインに基づき、事業所において自己評価の実施が図られるよう、ガイドラインの発出にあたっては、事業所におけるチェックリストとなるような「事業者向け放課後等ディサービス自己評価表」と、保護者へのアンケート調査などを想定した、より簡素な「保護者等向け放課後等ディサービス評価表」の2つの評価表のひな形を作成する方向となっている。

ガイドライン及び自己評価表については近日中に発出予定であるので、詳細な内容については追ってお示しする。なお、本検討会での検討状況については、当省HPで公表しているので、ご参照いただきたい。【関連資料②(202・203頁)】

※厚生労働省HP「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」URL
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=220733>>

(3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について

平成26年7月にとりまとめられた、障害児支援の在り方に関する検討会の報告書や平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、平成27年1月16日付けて「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第6号)を公布し、また、これに伴い、「「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について」(平成27年2月20日付障発0220第1号。以下「解釈通知」)及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」(平成27年2月20日付事務連

放課後等デイサービスガイドラインの主な内容

(平成27年2月20日時点)

◆ ◆ ガイドラインの趣旨 放課後等デイサービスの基本的役割

◆ 子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

◆ 放課後等デイサービスの提供に当たつての基本的姿勢と基本活動

◆ 基本活動：自立支援と日常生活の充実のための指導訓練／創作活動／地域交流／余暇の提供

◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

総則

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

- 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
環境・体制整備／PDCAサイクルによる適切な事業所の管理／従業者等の知識・技術の向上／放課後等デイサービス計画に基づく適切な支援／関係機関や保護者との連携
- 子どもと保護者に対する説明責任等
運営規程の周知／子どもと保護者に対する、支援利用申請時・利用開始時の説明／保護者に対する相談支援等／苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営
- 緊急時の対応と法令遵守等
緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応／衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等

1 長期入院精神障害者の地域移行の推進について

(1) 長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業について

長期入院精神障害者の地域移行については、昨年7月に「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」で具体的方策の今後の方向性が取りまとめられたところである。本事業は、長期入院精神障害者の地域移行への取組に積極的な地域において、検討会の取りまとめで提示された地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証するものである。本事業により行政が中心となって医療、福祉、ピアソーター等の関係者と連携しながら地域全体で長期入院精神障害者の地域移行に向けた体制の整備の推進に取り組んでいただきたい。

なお、これまで「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」において実施してきた「高齢入院患者地域支援事業」については、平成27年度においては、上記の検証事業において地域移行を推進する取り組みの一つとして総合的に実施することも可能である。

また病院敷地内におけるグループホームが設置された場合には、本事業において運用状況の検証をすることも可能であるが、必ずしもその設置と合わせての実施を求めるものではなことにご留意いただきたい。

各都道府県等においては、地域移行を一層強力に推進する観点から、また実効性のあるモデルを今後確立するためにも本事業の実施にご協力いただきたい。

(予算(案)概要)

- | | |
|------------|-------------------------|
| ・27年度予算(案) | 124,836千円 |
| | ※社会福祉施設等設備費 61,387千円を含む |
| ・補助先 | 都道府県・指定都市 |
| ・補助率 | 定額 |

(主な取組の例)

◆地域移行推進連携会議(仮称)の開催

- ・事業の実施に際し、行政機関や医療関係団体、精神科病院職員、地域事業者、ピアソーター等から構成する会議を設置する。
- ・定期的に会議を開催し、各地域の協議会との連携を図りながら、精神科病院における地域移行に向けたプログラム内容の検討や事業実施状況の把握、事業実施後の評価等を行う。

◆退院支援プログラムの実施

- ・病棟内プログラム、作業療法、デイケア等において、退院し地域生活を送る当事者を招き、体験談を聞くプログラムを開催する。
- ・入院中の精神障害者が地域の事業所等に出向き、地域の事業所での活動

を体験するプログラムを開催する。

- ・高齢入院患者を対象に、病院内の医師、看護師、精神保健福祉士等の他職種と、相談支援専門員や介護支援専門員といった地域の関係者がチームとなり、退院に向けた包括的な地域支援プログラムを実施する。

◆スーパーバイザーの派遣

- ・初めて精神障害者を受け入れる事業所等へ、精神障害者に対する地域生活支援を先駆的に行っている者を派遣し、事業所職員等の研修の実施や、精神障害者への対応方法などを助言する。

(2) 医療と福祉の連携を推進する中核的人材育成のための研修について

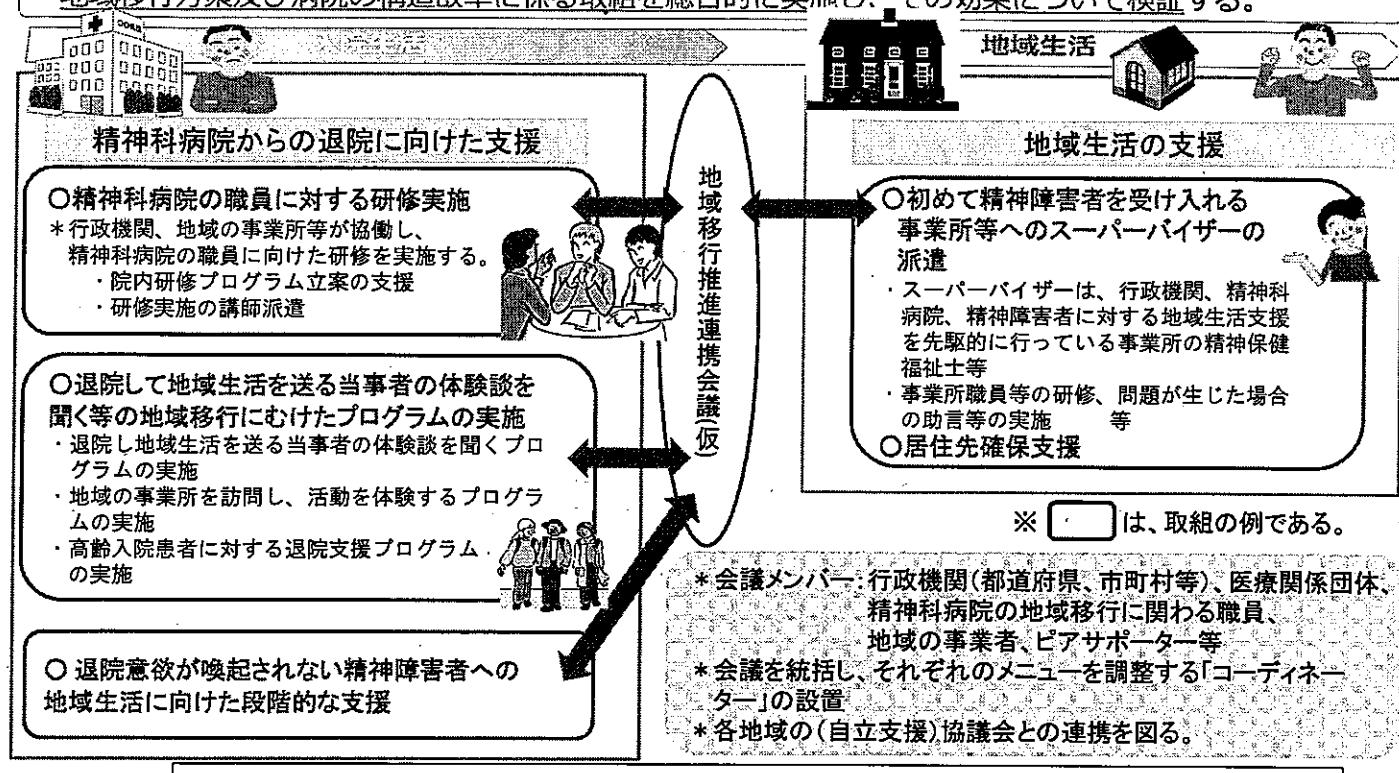
検討会取りまとめにおいて、「長期入院精神障害者の地域移行が計画的に推進されるよう、国は、第4期障害福祉計画に係る基本計画等に基づき、各都道府県で人材育成の中核となる官民の指導者を養成するための研修を行う」とされたことを踏まえ、平成27年2月12日に、「医療と福祉の連携を推進する都道府県における中核的人材育成研修」を実施した。研修当日は、56の都道府県及び指定都市から、行政の障害福祉担当者、精神保健福祉センター担当者、精神科病院職員、相談支援専門員など、合計200名以上の方に参加いただいたところである。

検討会取りまとめにおいて、「都道府県は、精神障害者の保健・医療・福祉・労働に関する施策を総合的に推進するため、関係部署が連携し、組織横断的に地域移行支援を推進するとともに、効果的な人材育成の仕組みについて検討することが必要である。」という提言もなされているところであり、各都道府県等におかれては、本研修を踏まえ、今後の地域の中核的人材育成に取り組んでいただきたい。

長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業

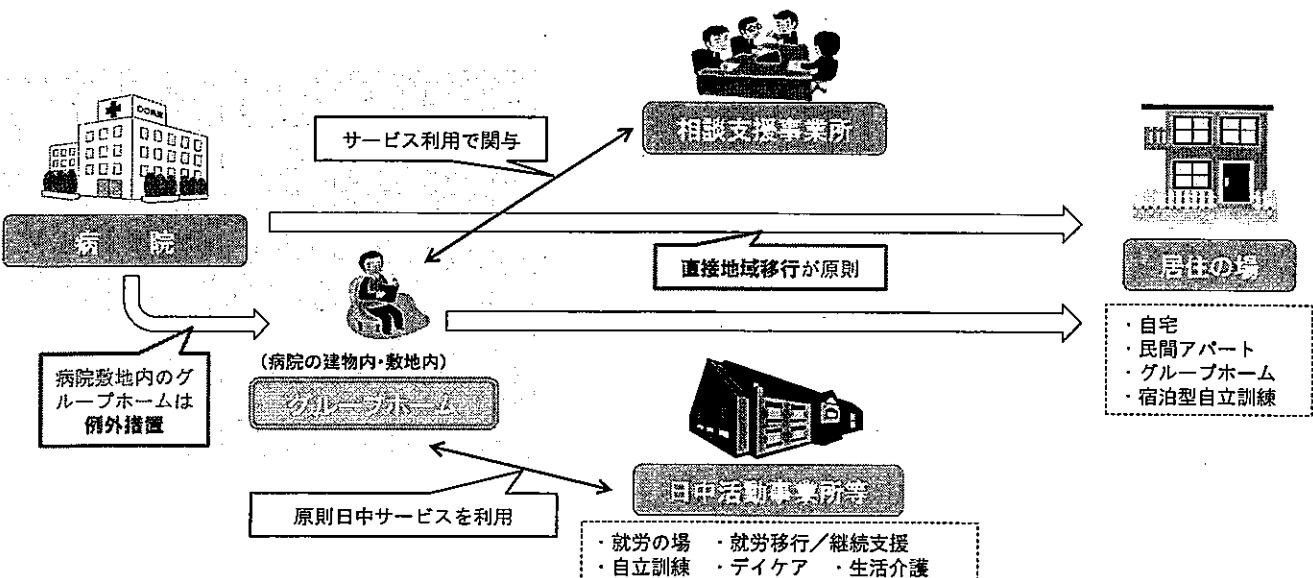
【新規】平成27年度予算(案) 124,836千円(※社会福祉施設等施設整備費 61,387千円を含む。)

長期入院精神障害者の地域移行への取組に積極的な地域において、検討会取りまとめで提示された地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証する。



病院敷地内におけるグループホームのイメージ

- 病院に長期間入院している障害者のうち、入院医療の必要性が乏しい者については、退院後、自宅や民間アパート、グループホームなど直接地域での生活に移行することが原則である。
- しかし、退院後の生活に不安を持つなどやむを得ずすぐに地域生活に移行できない者も存在する。このため、こうした者が病院の近くで一定期間外部の日中活動サービス等を利用しながら日常生活を送り、退院後の生活に慣れることによって地域生活へ円滑に移行できるよう、通過的な居住の場として、一定の要件の下で病院の敷地内にグループホームを設置し地域生活への移行を支援する。(あくまでも地域移行を支援するための方策の選択肢の1つ)



病院敷地内におけるグループホームについて

- 平成26年7月にとりまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ)において、入院医療の必要性が低い精神障害者の居住の場の選択肢を増やすという観点から、病院の敷地内のグループホームの試行的な実施について指摘がなされた。
- このため、精神病床の削減を前提に、障害者権利条約に基づく精神障害者の権利擁護の観点も踏まえつつ、例えば次のような具体的な条件を整備の上で、それらを全て満たす場合には病院の敷地内でのグループホームの設置を認めるとしている。
- なお、制度施行日から4年後を目途に、3年間の実績を踏まえ、制度の在り方について検討予定。

I 利用者及び利用に当たっての条件

- ① 利用者本人の自由意思に基づく選択による利用であること。
また、利用に当たっては利用者本人及び病院関係者以外の第三者が関与すること。
- ② 利用対象者は、原則、現時点で長期入院している精神障害者に限定すること。
- ③ 利用期間を設けること。

II 支援体制や構造上の条件

- ④ 利用者のプライバシーが尊重されること。
- ⑤ 食事や日中活動の場等は利用者本人の自由にすること。
- ⑥ 外部との面会や外出は利用者本人の自由にすること。
- ⑦ 居住資源が不足している地域であること。
- ⑧ 病院が地域から孤立した場所にないこと。
- ⑨ 構造的に病院から一定の独立性が確保されていること。
- ⑩ 従業員は、病院の職員と兼務しないこと。

III 運営上の条件

- ⑪ 本サービスを利用中も、引き続き地域生活への移行に向けた支援を実施すること。
- ⑫ 運営に関して第三者による定期的な評価を受けること。
- ⑬ 時限的な施設とすること。

5 精神障害者保健福祉手帳について

(1) 公共交通機関の運賃割引について

精神障害者保健福祉手帳所持者に係る公共交通機関の運賃割引については、これまで、手帳の様式を見直して写真の貼付欄を設けるとともに、国土交通省等へ働きかけを行っているところであるが、一部の公共交通機関において、依然として運賃割引の適用を受けられない状況にある。

今般、各自治体で行っていたい精神障害者保健福祉手帳に基づくサービスの実施状況について取りまとめをさせていただいたものを、別添のとおりお示しさせていただくので、各自治体におかれでは、当該資料をご参考いただき、精神障害者保健福祉手帳に基づくサービスの拡充や、公共交通機関等への運賃割引の実施についての働きかけ等、引き続きご協力の程よろしくおねがいしたい。

(2) 障害年金の申請促進について

精神障害者保健福祉手帳の交付時において、従来から障害年金の申請促進を行っていたいところであるが、身体障害者手帳所持者の一部において、公的年金制度の障害年金が受給できるにも関わらず、障害年金の支給申請を行っていない事象が見受けられた。精神障害者保健福祉手帳所持者においても、同様の事象が生じる可能性等を踏まえ、各自治体におかれでは、手帳の交付時等において、精神障害者保健福祉手帳所持者等に対し、障害年金の申請促進に向け、更なる働きかけを行っていただくようお願いしたい。

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳に基づく主なサービス一覧

平成26年12月末現在

都道府県名	主なサービスの内容
北海道	公共施設利用料の減免、医療費助成制度(1級)、バス・タクシーの運賃助成、施設等通所交通費助成、通院交通費助成、公営住宅単身入居・所得制限・当選率の優遇、水道料金の減免
青森県	県有施設等の使用料の免除・減免、県バス協会加盟民間及び市営バスの県内路線バス運賃割引、JRを除く県内民間鉄道3社の鉄道運賃割引制度、1級所持者の医療費助成、県営住宅優先入居
岩手県	公共施設等の利用料の减免、県営住宅優先入居、一部県内タクシー券交付、公営バス・路線バス運賃減免(一部地域)、通所交通費助成(一部)、健康診査・がん検診料免除(一部)、県内民間鉄道(いわて銀河鉄道)の運賃割引、パーキングバーミット制度に基づく利用者証の交付(1級)
宮城県	公共施設等の利用料の割引、県営住宅の一般向住宅の入居申込者に対する抽選での優遇、若しくは特別割当住宅への申込、一般路線バス運賃の割引
秋田県	公共施設等の利用料の無料・割引、県内民営バス4社運賃割引、タクシー運賃の割引(一部)
山形県	医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免、県内路線バス(民営)運賃割引、市町村営路線バス運賃減免(一部市町村)
福島県	県立施設の利用料減免、医療費助成制度(1級、2・3級かつ身体障害者手帳又は療育手帳所持)、県内民営バス5社・会津鉄道の運賃割引
茨城県	県立施設等の入館料等の減免、県内民営バス8社運賃割引、県内私鉄1社運賃割引、県営住宅の優先入居(1、2級)
栃木県	県立施設等の利用料金の割引、野岩鉄道の運賃割引、一部路線バスの運賃割引、バス・タクシー利用助成(一部市町)
群馬県	公共施設等の利用料の减免、私営鉄道(JR・東武除く)の運賃割引、路線バス(公営・民営)の運賃割引
埼玉県	公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免、県バス協会加盟バスの運賃割引、福祉タクシー券・自動車燃料費助成(一部市町村)、市町村営循環バス運賃減免(一部市町村)、在宅重度心身障害者手当(1級 所得制限等あり)、自動車運転免許取得費・自動車改造費助成(一部市町村)、手帳申請時の診断書料助成(一部市町)
千葉県	公共施設等の入園料等の減免、県営住宅の入居申込者に対する抽選での優遇(1、2級)、県営水道料金の一部免除(1級)
東京都	都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、都内路線バス運賃割引、都立公園内駐車場の無料利用、一部タクシー運賃割引、全国36ヶ所の宿泊施設利用料金の一部助成
神奈川県	県営住宅優先入居・家賃减免、タクシー券の交付(一部市町村)、公共施設利用料金免除、県営水道料金の減免、在宅重度障害者等手当(身体・知的障害との重度重複の方に限る)、医療費助成制度(1級、通院医療のみ対象)
新潟県	県立8施設の利用料の免除、県内路線バス運賃割引、佐渡汽船運賃割引
富山県	県立施設等の個人利用料金の減免(専用利用を除く)、私営鉄道(JR除く)、私営バスの運賃割引、県営住宅優先入居
石川県	一部バス・タクシーの運賃割引、公共施設等利用料の免除・割引、公営住宅入居時の優先措置
福井県	医療費助成制度(1級、2級)、私営鉄道(JR除く)の割引、私営バスの運賃割引、市営バスの運賃割引(一部市町)、タクシー利用券の交付(一部市町)、公営住宅の優先入居および家賃の減免(一部市町)、県立施設等の入場料の免除・減免
山梨県	県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居、タクシー利用券の交付(一部市町村実施)、県内路線バスの運賃割引、パーキングバーミット制度(やまなし思いやりパーキング制度)に基づく利用者証の交付(1級)
長野県	県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居(単身も可)、医療費助成制度(一部市町村)、バス運賃割引、しなの鉄道運賃割引
岐阜県	県有施設の利用料の減免、免除、医療費助成制度(1、2級)、県営住宅の優先入居(1、2級)、県バス協会加盟バスの運賃割引
静岡県	県バス協会加盟バス運賃割引、一部県内私営鉄道運賃割引、タクシー券交付(県内一部を除く)、県立施設等の利用料の減免、県営住宅の入居条件の優遇、医療費助成制度(1級)
愛知県	公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減、医療費助成制度(1、2級)
三重県	県立施設等の利用料免除・減額、県営住宅の優先選考(1、2級)、バス・タクシー利用助成(一部市町を除く)、医療費助成制度(1級)(一部市町を除く)
滋賀県	自立支援医療(精神通院)自己負担分の助成(精神手帳1・2級)、公共施設の利用料減免、県営住宅入居抽選優先倍率適用、一部路線バスの運賃割引(バス会社独自制度)
京都府	公共施設の利用料减免、府営住宅の優先入居
大阪府	公共施設の利用料减免、府営住宅の福祉世帯向け応募、一部府内バス・タクシー料金の减免
兵庫県	県立施設等の利用料の减免、県営住宅の優先入居(1、2級)、医療費助成制度(1級)、パーキングバーミット制度(兵庫ゆずりあい駐車場制度)に基づく利用証の交付(1級所持者でありかつ歩行が困難な者に限る)
奈良県	県立施設等の利用料の免除、民営バス運賃割引(バス会社独自サービス)、県営住宅自動車駐車場料金免除、医療費助成制度(1、2級:町村のみ)
和歌山县	県有施設入場料・使用料の無料・減免、県営住居・入居所得基準の優遇(1、2級)、県営住宅優先抽選、県営駐車場の使用料の减免、県立医科大学付属病院受診時の駐車場使用料免除、バス運賃割引(一部を除く)
鳥取県	県立施設等の利用料の减免、県内路線バスの運賃割引、医療費助成制度(1級)、県営住居入居優遇制度、自動車運転免許取得費助成事業(一部市町村のみ実施・所得制限等あり)
島根県	県立施設等の利用料の免除・減免、一部市町営バスの運賃割引、県内民営鉄道(JR除く)の運賃割引、タクシー券交付(一部市町)、一部民営旅客船の運賃割引、県営住居入居優遇制度、一部市町営住宅入居優遇制度
岡山県	公共施設等の利用料の减免、路線バス運賃の减免、JR以外の一部私鉄の運賃の减免、県営住宅入居抽選における優遇
広島県	旅客運賃割引(バス、電車(JR除く)、アストラムライン)、県立施設等利用料の减免、県営住宅入居当選率の優遇(1、2級)
山口県	公共施設利用料の减免、バス運賃割引、医療費助成(1級)、県営住宅入居抽選における優遇、パーキングバーミット制度に基づく利用証の交付(1級)

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳に基づく主なサービス一覧

平成26年12月末現在

都道府県名	主なサービスの内容
徳島県	路線バス運賃の減免、公共施設の利用料減免、県営住宅優先入居
香川県	県内公共施設等入園料等の免除・減免、タクシー(一部を除く)10%割引、路線バス等(一部を除く)運賃割引
愛媛県	公共施設等利用料の減免、公営住宅への優先入居、パーキングパーミット制度に基づく利用証の交付、公営バス等運賃割引、フェリー等運賃割引(民間)、タクシー(一部を除く)10%割引(民間)、映画館割引(民間)
高知県	県立施設入場料・利用料の免除・減免、県営住宅の優先入居、パーキングパーミット制度(こうちあつたかパーキング制度)に基づく利用証の交付、土佐くろしお鉄道運賃割引、一部タクシー運賃10%割引、一部路線バス運賃割引
福岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の優先入居、県内第三セク鉄道2社の運賃割引制度、医療費助成制度(1級)、県内民間バス事業者1社の運賃割引制度、「ふくおか・まごころ駐車場」制度(1級)
佐賀県	公共施設等の利用料割引、県外第3セク鉄道2社の運賃割引、県内3社県外1社の県内路線バス運賃割引、乗船運賃割引、県営住宅入居当選率の優遇、タクシー(一部を除く)10%割引
長崎県	公共施設の利用料減免、県内バス運賃割引、県内路面電車運賃割引、タクシー(一部を除く)10%割引、九州商船・九州郵船運賃割引(一部航路)、松浦鉄道運賃割引、公営住宅の優先入居、障害者福祉医療制度(通院医療費助成、1級)
熊本県	県内バス・電車運賃割引(1~3級)(熊本市内在住者のバス・市電運賃の割引)、医療費助成(1級)、県立施設使用料等の免除、県営住宅入居時抽選の倍率優遇、県立劇場主催事業の割引
大分県	公共施設の一部利用料減免、医療費助成(1級)、県営住宅入居抽選時の優遇
宮崎県	路線バス運賃割引、公営住宅の優先入居、県立施設の利用料減免
鹿児島県	路線バス等(一部を除く)の割引、県立施設等の使用料等減免・免除、タクシー(一部を除く)10%割引、県営住宅入居優先制度(抽選回数2回)、パーキングパーミット制度に基づく利用証の交付(1級)、肥薩おれんじ鉄道利用割引(1・2級)
沖縄県	公共施設等の利用料の免除・割引、モノレール、路線バス、タクシーの運賃割引、県営住宅入居抽選時に優遇措置(1、2級)
指定都市名	主なサービスの内容
札幌市	公共施設の使用料等の減免、交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車券、自家用車燃料券の3つから選択)、医療費助成(1級)
仙台市	交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車証、自家用車燃料費助成券の3つから選択交付)、市営駐車場料金一部割引、市営住宅入居申込時の優遇措置、公共施設の使用料等の免除
さいたま市	公共施設の使用料减免、市営住宅の抽選における優遇措置、路線バス運賃割引、福祉手当(1, 2級)、手帳申請時の診断書料助成、医療費助成制度(1、2級かつ65歳以上で後期高齢者医療加入者)、福祉タクシー利用券(1級)、自動車燃料費助成(1級)、通所交通費助成、資源やごみの排出支援
千葉市	通所交通費助成、福祉タクシー利用券(1級)または自動車燃料費助成(1級)、市営住宅入居の優遇措置(1, 2級)、公共施設の利用料免除、医療費助成(1級)、福祉手当(1級)、路線バス運賃割引、上下水道料金の减免(1級)
横浜市	水道料金等の减免、バス・地下鉄等特別乗車券の交付、住み替え家賃助成、民間住宅あんしん入居(保証人がいない方に対しての民間住宅への入居支援)、市営住宅入居優遇、医療費助成
川崎市	交通費助成(市内運行バス乗車券、タクシー利用券(1級)から選択交付)、タクシー10%割引、公営施設等の入場料割引、医療費助成(1級対象、入院除外)、市営住宅入居優遇制度、居住支援制度(保証人がいない方に対しての民間住宅の入居支援)
相模原市	福祉手当支給、交通費助成(タクシー券・ガソリン券)[1, 2級]、医療費助成[1, 2級]、公共施設等の利用料優遇、公共下水道使用料减免[1級]、市営駐輪場の割引[1級]、市営住宅入居優遇
新潟市	市立施設の利用料・入場料の减免、市営住宅の入居抽選の優遇(1、2級)、重度障がい者医療費助成(1級)、精神科入院医療費の助成(1,2級)、重度障がい者医療費助成の対象とならない者、所得制限あり)、路線バスの運賃割引
静岡市	交通費助成(市内バス電車又はJR乗車券の交付)、市立施設のうち減免規定のある施設で入場料等を减免、医療費助成(1級)
浜松市	交通費助成(バス・電車券、タクシー券、ガソリン券等から選択交付)、市立施設のうち減免規定のある施設で入場料等を减免、重度心身障害者医療費助成(1級)
名古屋市	福祉特別乗車券の交付(市バス、地下鉄)・福祉タクシー利用券(1級)、障害者医療費助成(1、2級、所得制限あり)、障害者自立支援配食サービス、市営住宅の入居、市営施設等利用料の免除・割引、資源やごみの排出支援
京都市	公共施設の利用料减免、福祉乗車証(市バス、市営地下鉄、一部民営バス)、タクシー利用券(1級)、市営住宅の優先選考(1、2級)、自立支援医療負担額の軽減
大阪市	市営交通運賃の免除・割引、市内文化施設への入場優待、本市公営自動車駐車場・自転車駐輪場利用料の减免
堺市	市立施設等の利用料の减免、手帳申請時の診断書料助成(市民税非課税世帯の方)
神戸市	福祉乗車証(市バス・地下鉄等無料バス)、有料施設等利用料减免、障害者用駐車券(1級)、市立駐輪場の割引、障害者特別給付金(1、2級)、制度的無年金者、所得制限あり)、重度障害者医療費助成(1級、所得制限あり)、市営住宅の優遇抽選
岡山市	市立施設使用料等の减免・割引、駐車場使用料金の减免・割引、市営住宅入居抽選時の優遇措置、路線バス運賃の割引、市内中心部の路面電車運賃の割引、家庭ごみ有料化减免制度、岡山市の許可保育園の保育料免除、生活福祉資金貸付制度
広島市	バス・市内電車の運賃の割引、公共交通機関利用助成(所得制限)、福祉タクシー利用助成(1級、所得制限)、上下水道料金の减免(1、2級)、公共施設利用料の减免、大型ごみ排出支援(単身者)、自動車運転免許取得助成、市営駐車場等の駐車料金の减免(1級)、市営駐輪場の駐輪料金の减免、市営住宅の入居抽選の優遇(1,2級)
福岡市	市営住宅の優遇措置及び家賃の减免、市立施設等の利用料の减免、市営地下鉄運賃の助成、交通費の助成(70歳以上)、自動車運転免許取得の助成、医療費助成(1級)、移動支援(1・2級、児童、自己負担あり)
北九州市	公営住宅専用募集枠、市営バス福祉優待乗車証、市営渡船運賃割引、公共施設利用料减免、障害者あんしん法律相談、自動車運転免許取得助成、タクシー利用券(1級)、モノレール乗車券割引、医療費助成、交通費助成
熊本市	市営住宅の優遇措置(1、2級)、医療費助成(1級)、優待証(施設入場料の免除、市内運行の路線バス・電車の利用料の減額)の交付、施設入場料等の减免、タクシー券(1、2級)の交付、自動車運転免許取得の助成